

官報

昭和五十八年三月八日

第九十八回 衆議院會議録 第十号(一)

昭和五十八年三月八日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和五十八年三月八日

午後二時開議

- 第一 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

昭和五十八年度一般会計予算

昭和五十八年度特別会計予算

昭和五十八年度政府関係機関予算

法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

午後七時三分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(福田一君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

白川勝彦君から、海外旅行のため、三月十一日から二十日まで十日間、請暇の申し出がありま

す。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○保利耕輔君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和五十八年度一般会計予算、昭和五十八年度特別会計予算、昭和五十八年度政府関係機関予算、右三件を一括議題となし、委員長

の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 保利耕輔君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

昭和五十八年度一般会計予算

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一)

議員請暇の件 昭和五十八年度一般会計予算外二件

昭和五十八年度特別会計予算

昭和五十八年度政府関係機関予算

○議長(福田一君) 昭和五十八年度一般会計予算、昭和五十八年度特別会計予算、昭和五十八年度政府関係機関予算、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長久野忠治君。

昭和五十八年度一般会計予算及び同報告書

昭和五十八年度特別会計予算及び同報告書

昭和五十八年度政府関係機関予算及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 ただいま議題となりました昭和五十八年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月二十二日に予算委員会に付託され、二月一日政府から提案理由の説明があり、翌二日から質疑に入り、公聴会、分科会を合わせて二十一日間審議を行い、本八日討論

採決をいたしましたものであります。

まず、予算の規模について申し上げます。一般会計の総額は、歳入歳出とも五兆三千七百九十六億円であります。五十七年度当初予算

に對し、一・四％の増加となっております。また、五十六年度決算不足、補てん繰り戻しを除いた実質的な歳出規模は、前年度に對し、三・

一％の減少となっております。

歳入予算のうち、租税及び印紙収入は三十二兆三千五百十億円であります。また、公債の発行額は、建設公債六兆三千六百五十億円、特例公債六兆九千八百億円、合計十三兆三千四百五十億円を予定しております。公債依存度は、二六・五％となっております。

特別会計は、その数が三十八であり、また、政府関係機関の数は十五でありまして、ともに五十七年度と変わりありません。

なお、財政投融资計画の規模は二十兆七千二百九億円であります。五十七年度当初計画に對し、二％の増加となっております。

次に、質疑について申し上げます。

質疑は、国政の全般にわたって行われたのであります。その主なものについて申し上げます。

第一に、経済の見通しについてであります。

「五十八年度の経済見通しについて、政府は、米国を中心とする世界経済の回復並びに物価の安定に基づく個人消費の拡大など、国内需要に支えられて、実質成長率は三・四％になると説明している。しかし、米国内部については、財政赤字が容易に縮小しないため、高金利の是正が期待したより緩慢で、景気回復は非常におくれと予測されている。他方、国内経済は輸出の鈍化と国内需要の低迷が重なり、しかも円安警戒から公定歩合の引き下げが遅延している、景気回復の盛り上がりには欠け、加えて、五十八年度予算の公共事業費の据え置き、公立文教施設費等の減額などによって、政府支出は実質〇・七％の減であり、また、人事院勧告実施の見送り、年金、恩給の物価スライドの停止、民間企業の春闘の賃上げの抑え込み、所得税減税の見送りによって、個人消費の伸びが期待できない等の理由により、日本経済は失速するのではないかと心配されている。このような状態で、果たして、政府見通しの実質成長率は達成できるのか」との趣旨の質疑がありました。

これに對し、政府から、「最近、米国内における失業率の低下、消費実績の好調などが伝えられ、金利の引き下げも次第に行われて、経済は全体として回復基調にあると見られ、これが日本経済によい影響をもたらすものと思われる。国内需要のうち、民間消費支出については、可処分所得が着実に増加しており、しかも五十八年度は、企業活動

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一)

昭和五十八年度一般會計予算外二件

一六四

の活発化に伴う手当の増加などから、雇用者所得が六・六%増と見込まれ、また消費者物価がますます安定するため、実質消費支出三・九%程度の伸び率は期待できる。このほか、世界経済の回復により在庫調整が進み、民間の活力も次第に上昇するであろうことを総合的に考えれば、実質三・四%の経済成長の目標は達成できるものと確信している。旨の答弁がありました。

第二に、財政問題についてであります。

「政府が提出した、財政の中期試算」は、赤字公債からの脱却を三年後、五年後、七年後の三つのケースに分けて試算しているが、仮定の経済成長率を使って引き伸ばしただけの、政策判断も何も入っていないきわめて平面的なもので、財政の現状報告にすぎないではないか。政府としては、現時点において、いかにして赤字公債の脱却を図る考えなのか。七年後の赤字公債からの脱却を目指す試算でも、毎年度数兆円の要調整額が含まれており、しかも、「国債整理基金の資金繰り状況」についての仮定計算によると、六十一年度には国債整理基金の残高がゼロとなり、六十二年からは赤字公債償還のために、大量の予算繰り入れが必要となるが、大量償還を迎える赤字公債の現金償還をどうやって行うのか、一般財源によるのか、借換債によるのか、その具体的な計画を示すべきではないか」との趣旨の質疑がありました。

これに対して、政府から、「財政の中期試算」は、五十八年度予算を前提とし、一定の仮定を置いて財政の姿を試算したもので、中期的視点に立った財政運営を進めるに当たった検討の手がかりを示すものである。特例公債脱却の手法については、新たな負担を求める措置を行う前に、歳入歳出構造の見直しを行って、切るべきものは徹底的に切り、その上で、最終的には国民の選択に任せるべき問題である。償還期限の来た国債については、国民に対して必ず現金で償還する。六十二年以降以降必要となる大量の予算繰り入れの処理

については、それまでに今後の経済事情、歳入歳出の動向等を踏まえて検討すべきことであるが、理論的には、歳出カット、負担増、借りかえを含めての公債発行の三つが考えられる。しかし、借りかえについては、従来の国会答弁からも、法律上からも、現在やるかという検討課題である。負担増については、理論的には、税の自然増収のほか増税も含まれる。旨の答弁がありました。

次に、「五十七年度、五十八年度と連続して国債整理基金への定率繰り入れを停止しているにもかかわらず、中期試算では五十九年度の定率繰り入れを予定しているが、多額の要調整額があるのにこの定率繰り入れを行うことができるのか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「国債定率繰り入れについては各種の議論があるが、法律の趣旨からすれば、定率繰り入れの停止自体が例外であって、国民の国債に対する信用度の維持という点からも制度は存続しておくべきもので、定率繰り入れを恒久的にやめることは考えておらず、五十九年度においてこれを停止する考えは現在のところ持っていない旨の答弁がありました。

第三に、防衛問題についてであります。「中曽根総理は、訪米してレーガン大統領と会談し、その際、日米両国は運命共同体であると言われたが、この言葉には、常識的に死なばもろともという意味があり、集団防衛に踏み切ったのだという印象を与え、誤解を招く軽率な発言とは思わないか」との趣旨の質疑がありました。

これに対し、中曽根内閣総理大臣から、「日米両国は、民主主義、自由主義の理念を共有し、経済的にも文化的にも深い相互依存関係にあり、その上、日米安保条約によって共同防衛を行うとの意味において、運命を分かち合っていることを運命共同体と表現したもので、集団的自衛権を意味するものではない旨の答弁がありました。

次に、「中曽根総理は、わが国は米国の世界戦略に巻き込まれず、日本独自の道を歩んで防衛に

当たると言われるが、このことは日本がとって防衛政策の実態と合致しておらず、また、米国における総理の発言にあるバックファイアの侵入阻止、三海峡の封鎖も、現在はおもとして「防衛計画の大綱」だけではどうも対応不可能である。総理の発言に具体的な裏打ちがなく、現実との間に余りにも乖離があると、国内においては疑心暗鬼を生み、国際的にも早晚信用を失うおそれがあるのではないかと」との趣旨の質疑に対し、中曽根内閣総理大臣から、「万一本国に対し武力攻撃が生じた場合、まずみずから手で外国機の侵入を阻止し、海峡のコントロールを行い、その上で力の及ばないところは日米安保条約を最大限に活用することが防衛の基本であるが、自分の国は自分で守るという決意が出発点であり、これをはつきり宣言することにより、米国に、いざというときに日本を助けようという決心させることができる。戦争を防止し、平和を守り、国土防衛を全うしようという念願から、現在防衛計画の大綱」の早期達成に努力しており、また、自衛隊は訓練に励んでいるのである旨の答弁がありました。

また、わが国に対する武力攻撃が発生していない事象での通帳阻止の可能性の問題につきましては、本日の委員会において、後藤田官房長官から、

我が国に対する武力攻撃が発生していない場合には、仮に米国からの要請があっても我が国の自衛隊が通帳阻止のための実力の行使を行うことは憲法上認められずあり得ない。

同様の状況において、米国が自らの自衛権の行使として通帳阻止を米国自身が行うことにつき我が国の同意を求めた場合の我が国の対応としては、

一 具体的にいかなる事態の下で米国がそのような同意を要請してくるのか明らかではないが、通常の場合には、これに応ずることが我が国自身の安全の確保のために必要と判断されることはないと考えられるので、我が国と

しては、そのような要請を原則的には拒否することとなる。

二 しかし、理論的な可能性の問題として、我が国に対する武力攻撃が発生していないが、我が国の船舶が国籍不明の艦船等により甚大な被害を受けている場合等我が国に対する武力攻撃が非常に緊迫性をもっている場合において、米国の要請に応ずることが我が国自身の安全の確保のため是非共必要と判断される可能性も完全には排除されないもので、かかる例外的な場合にはそのような事情を考慮に入れるべきことは当然である。

三 米国の要請に対する我が国の対応は、我が国自身の安全の確保という国益の観点から自主的判断に基づいて行われるものであり、そのような判断は、基本的には政府の責任において行うことになるが、その際国民の意思を体して十分慎重に対処すべきことは当然である。

旨の政府の統一見解が述べられました。

次に、「政府は、わが国が武力攻撃を受けている場合、公海上における米艦艇の護衛について、日本救援のため駆けつける米艦艇が阻害されたとき、日本の自衛隊が救出することは、公海においても個別的自衛権の範囲内である旨の見解を示したが、これは、日本は個別的自衛権の範囲内で行動しており、結果的に米艦艇が助かるということとは皆無ではなからうという従来からの政府見解を変更することになるのではないかと」との趣旨の質疑に対し、政府から、「わが国に対して武力攻撃があった場合には、自衛隊は、個別的自衛権の範囲内において米側と共同対処でき、したがって、この場合に、わが国防衛のために行動している米艦艇が相手国から攻撃を受ければ、自衛隊が自衛のために共同対処行動の一環として米艦艇を防衛することは、わが国の防衛に必要な限度内と認められる以上、個別的自衛権の範囲内である。従来公海上における米艦艇の護衛について、わが国

の自衛のためということを強調するために、結果として米艦艇を守ると言ってきたが、これはわが国が自衛の目的以外に米艦艇を守れないということと言ったものである。旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

さらに、翌二日の委員会において、後藤田内閣官房長官から、政府としては、議長見解に従い、減税の実現のために最大限の努力をするともに、人勸問題についても、人事院勧告の持つ重要性をふまえ、一方、現下の財政状況をも勘案しつつ、二年続けて凍結の事態にならないよう最善の努力をする所存である。

本問題に関する野党の主張の主なものとして、米国の武器輸出三原則の枠外とするものであり、これは五十六年三月に全会一致で可決された武器輸出三原則及び政府統一見解を厳守せよとの趣旨の国会決議に明らかに違反しており、政府が国会決議を勝手に解釈することは許されず、この決定を撤回すべきである。政府は、各党に対し、事前了解を求めるための努力と手続をすべきであったが、それを怠ったのは国会軽視である。わが国の供与した武器技術の第三国への移転について、日本側からのチェックがきわめて困難で、その実効性に疑問があり、実質的に国会決議の形骸化をもたらすおそれがあるなどでありました。

この決定に対して政府から、「今般の決定は、近年わが国の技術水準が向上してきたこと等の新たな状況を考慮して、日米安保体制の効果的運用という見地から、武器技術に限ってこれを武器輸出三原則等の例外扱いとするものである。国会決議の解釈については、日米安保体制の効果的運用上必要限度での武器輸出三原則等の調整までも禁じているものではないと理解して行ったことであり、国会決議はあくまで尊重していく考えであり、今般の決定に当たり、各党に対し事前に連絡しなかったことは大いに反省している。対米武器技術供与は、日米相互防衛援助協定の枠組みのもとで実施するものであり、同協定では事前の同意なく第三国に対する移転を禁止している。したがって、それを米国の枠外とするべきであり、守ってこれるものと考えている。また、仮に、米国の同意を求められた場合には、武器技術供与を認めない趣旨及び武器輸出三原則等を踏まえて、慎重に検討の上、回答したい」旨の答弁が

ありました。また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

また、「今般の決定により、共同研究開発が可能となるのか、その場合、試作品までを含むのか、共同生産まで行われるのか。また、防衛援助協定による細目取り決めの内容を国会に報告すべきであるが、どう考えているか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「共同開発は行われるであろうが、技術の終結点である試作品までであり、共同生産は行われない。細目取り決めで具体的内容が決定されるが、その公表については、どの程度まで可能であるかをよく検討する」旨の答弁がありました。

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一)

昭和五十八年度一般会計予算外二件

一六六

党提出の動議に賛成、政府原案及び他党提出の動議に反対、公明党・国民会議及び民社党・国民連合は、いずれも政府原案並びに両動議に反対、日本共産党は、同党提出の動議に賛成、政府原案及び他党提出の動議に反対、新自由クラブ・民主連合は、政府原案並びに両動議に反対の討論を行いました。

引き続き、採決を行いましたところ、両動議はいずれも否決され、昭和五十八年度予算三案は、賛成者多数をもっていずれも可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 昭和五十八年度一般会計予算外二件に対しては、嶋崎議員外十一名から、三件につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を許します。嶋崎議員。

昭和五十八年度一般会計予算、昭和五十八年度特別会計予算及び昭和五十八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

〔本号(一)に掲載〕

〔嶋崎議員登壇〕

○嶋崎議員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました予算三案についての動議を提出し、その理由と概要を説明いたします。

まず、動議の本文を朗読いたします。

昭和五十八年度一般会計予算、昭和五十八年度特別会計予算及び昭和五十八年度政府関係機関予算については、政府はこれを撤回し、左記要綱により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

〔拍手〕

そこで、組み替え動議の提案の理由について申し述べます。

政府提出の昭和五十八年度予算案は、わが国が当面している課題にこたえていないばかりでなく、逆に事態を一層困難にするものであります。言うまでもなく、わが国が直面している課題は、防衛費を削減し、平和国家としての姿勢を内外に明らかにして、世界の軍縮、非核武装を通じて、世界平和に貢献するとともに、長期不況のもとで苦しめられて国民の生活を向上させ、経済を内需中心の安定成長に向かわせ、財政を再建することであり、

しかし、政府予算案は、軍事費を突出増額させ、福祉、教育を切り詰め、所得税減税を行わず、国民に犠牲を強いる軍備拡大、生活圧迫、経済財政悪化の予算となっているのであります。その理由の第一は、軍事費を聖域化し、三年連続突出増額されていることであり、

これは、危険な米国のレーガン戦略に加盟し、軍拡と戦争の危険を激化させ、わが国を軍事大国へ向かわせるものであり、その危険な動向は、十六兆円にも及ぶ五六中期業務見直しや、総理の不沈空母、日米運命共同体発言によって一層明らかとなつていゝのであります。

加えて、政府が武器輸出禁止三原則を公然と踏みにじり、対米武器技術提供を決めたことは、平和憲法の体制よりも安保の体制を優先させ、国会の意思を無視するものであり、断じて容認することはできません。(拍手)

その二は、年金、福祉、教育の実質切り下げが行われていることであり、

長期不況のもとの失業の増大、中小企業の倒産で国民が苦しんでいるときこそ社会保障は充実しなければなりません。しかるに、政府予算案は、年金の物価スライドを行わず、福祉諸手当を据え置き、老人に医療費の負担を強い、私学助

成、教育費の削減すら断行しております。

その三は、所得税減税を六年連続実施しなかつたことであり、

この六年間で所得税の国民所得に対する負担率は、四・三％から六・一％へと一・八ポイントもふえ、この負担増分は額にして四兆円をはるかに超えているのであります。したがって、勤労国民の二兆円以上の減税要求はささやかな要求であり、政府は、与野党話し合いに基づく議長見解を尊重し、所得税減税案を直ちに提案すべきであります。あわせて、住民税減税を実施すべきであります。

その四は、わが国の経済の不況をさらに深めるおそれがあることであり、

公共事業費の一部は前年度において先取りされており、実質減となつていゝのであります。したがって、生活関連公共事業をふやし、中小企業への助成を充実し、景気を回復させ、経済を安定成長に向かわせるための努力をすることが必要であります。

その五は、不公平税制の是正が不徹底な上、不要不急経費の削減が不十分であり、財政再建の方途が全く不明確なことであり、

グリーンカード制度の延長を初めとして、富裕者、大企業への適切な課税を怠っているばかりでなく、財界向け補助金には手をつけず、経費削減が不十分であります。大量の赤字公債への依存を続け、財政再建計画さえ明らかにしないままに、大衆増税である大型間接税の導入を企図しているのは、本末転倒と言わなければなりません。

〔拍手〕

その第六は、地方財政をさらに困難に陥らしめることであり、

地方交付税特別会計の借入金金利は、全額国が負担すべきものであり、地方自治体に負担を転嫁させるべきものではありません。

その七は、人事院勧告の扱いについてであり、

す。

政府は、議長見解、ILO勧告を尊重し、人事院勧告を完全実施すべきであります。昭和五十七年度人事院勧告の凍結は、賃金の引き上げを抑制し、年金の実質的な切り下げをもたらすなど、全勤労国民に影響する問題であり、断じて認めるわけにはまいりません。(拍手)

以上の理由により、日本社会党・護憲共同は、昭和五十八年度政府予算案を承認することはできません。したがって、政府提出予算案を撤回の上、最低限、次の基本方針及び緊急重点組み替え要綱に基づき、速やかに組み替えることを要求するものであります。

そこで、組み替え動議の基本方針について申し上げます。

日本社会党・護憲共同は、財政の中期目標を計画的に達成するための第一歩を踏み出す予算として、五十八年度予算を次の基本方針に基づいて編成すべきであると考えます。

その基本方針の第一は、軍事費を聖域として認めず、削減の対象とし、後年度負担を減らし、次年度以降もGNPの二％以下とすること。

第二には、年金、福祉などは実質を維持し、低い水準にあるものは引き上げ、教育、雇用対策は充実し、一兆六千億円規模の所得減税を実施すること。

第三は、公共事業は事業量を維持し、住宅などの生活関連投資を拡大し、中小企業の受注をふやし、前項の施策による個人消費の拡大とあわせて、経済の回復を促進すること。

第四には、不公平税制の是正により歳入を確保し、歳出のむだをなくし、国債の発行額を減らして財政の再建を目指すこととあります。(拍手)

続いて、組み替え要綱について申し述べます。ここでは組み替え要綱の主な点についてのみ申し上げ、詳細は動議の文案を御参照いただきたいと思ひます。

初めに、歳入関係について申し上げます。

わが党の組み替え動議によれば、一兆六千億円の所得税減税を実施いたします。(拍手)所得税を一兆五百億円の減税し、標準世帯の課税最低限度額を二百一十五億から二百四十二億四千円に引き上げます。あわせて、住民税を五千五百億円の減税し、地方財政に対する必要な財源補てんを行うことといたしております。

所得税減税に伴うその財源は、ほぼ不公平税制の是正によるものといたしております。グリーンカード制度を実施し、利子配当所得課税の特例を廃止して総合課税とすること、配当課税の廃止、退職給付引当金の圧縮などを行い、大企業に対する課税を適正なものとする、法人企業関係の租税特別措置を整理改廃すること、社会保険診療報酬課税、配当税額控除などの特例措置を廃止することなどであります。

さらには、外国為替資金特別会計、中央競馬会などの特別会計、特殊法人からの受入金、納付金などを引き上げることといたしております。

次に、歳出関係について申し上げます。

その第一は、防衛関係費の凍結であります。(拍手)防衛関係費は、昭和五十七年度当初予算額と同額とし、一千六百八十一億円削減するとともに、五六中期業務見積もりは凍結することといたします。(拍手)加えて、防衛関係費をGNPの一%以内とする基本方針を崩さず、武器輸出三原則を堅持して、武器技術提供は行わないこととあります。

その第二は、福祉の水準を維持する対策であります。厚生年金、国民年金などの物価スライドを実施し、老齢福祉年金等を月額三万円に引き上げ、老人医療費の一部負担を中止し、難病対策、介護サービス、老人ホーム、精神医療などを充実することとあります。(拍手)

その第三は、教育条件の後退を認めない措置を講ずることとあります。教育の荒廃をなくするためには、教育環境を整え、受験地獄のない、行き届いた教育にすることが重要であります。そのため、私学助成をふやし、国公私立間の格差を是正

すること、四十人学級教職員定数改善計画を進めることなど、公立高校を増設し、高校全入を目指すこととあります。

その第四は、生活関連公共事業に関連し、公営公団住宅、公庫住宅の建設をふやし、公共下水道、都市再開発、文教施設、治山治水などの公共事業をふやすこととあります。

その第五は、雇用の安定と確保であります。定年の延長に対し、さらに助成を充実させ、高齢者雇用率達成の義務化等を行うこと、臨時工、パートタイマーの労働条件を引き上げ、雇用における婦人差別をなくすこと、週休二日、週四十時間制を実施することとあります。

最後に、これらの歳出増は、防衛費の凍結を含め、不要不急経費の削減によって補てんすることといたしております。その方策は、一般行政経費をさらに削減し、補助金等を抜本的に整理統合し、総額を削減すること、医療費のむだをなくすることなどであります。

右の組み替えにより、予算規模は政府案と同額とすることといたしました。

以上、日本社会党・護憲共同が提出いたしました昭和五十八年度予算について撤回のうえ編成替えを求める動議の理由とその概要を申し述べました。

この動議は、多くの国民が期待し、切望するものであると確信し、政府は深く予算案を撤回し、速やかに組み替えを行い、再提出することを強く要求いたしました。趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) これより、予算三件に対する討論と、動議に対する討論を一括して行います。順次これを許します。村田敬次郎君。

〔村田敬次郎君登壇〕

○村田敬次郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております昭和五十八年度予算三案について、政府原案に賛成し、日本社会

党・護憲共同提出の編成替えを求める動議に反対の討論を行います。(拍手)

御承知のとおり、今日多くの先進諸国は、二度にわたる石油危機を契機とする不況、戦後最高の失業率等に悩んでおりますが、その中で、わが国経済は、これらの国々との対比におきましては、著しく良好な回復過程をたどることができました。このことは、国民各位の英知、比類ない御努力と、わが国経済の柔軟な適応力のあらわれであり、また同時に、政府・自民党が一体となって、適時適切に機動的な経済運営に努めてきたことによるものであると考えます。

ただ、このように経済を下支えし、国民生活の安定を確保するために、財政は大きな負担を強いられてきました。経済が停滞し、税収の大きな伸びが期待できない中で、国債を財源として積極的な施策を展開してきた結果、財政事情が極度に悪化したのであります。そこで、昭和五十四年以来、五十九年度特別公債依存体質からの脱却を旗印に、財政再建を進めてきたわけであります。

これを歳出について見ますと、一般歳出の伸び率は、五十年代前半には前年度比平均一八%程度であったものが、五十五年予算では五・一%となり、五十七年度一・八%、五十八年度予算ではマイナスとなり、歳出抑制の成果をおさめてきたわけであります。

第二次石油ショックが世界経済に与えた後遺症が予想を超えて大きなものであったため、五十九年度までに特別公債依存から脱却するという目標の達成は遺憾ながら困難となりましたが、これまで努力を重ねてきたことにより、歳出のぜい肉落としは相当進んでおり、次になされるべきことは、財政の構造にまで立ち入った改革であります。

政府は、この国会に、「今後の財政改革に当たっての基本的考え方」を提出しており、その中で歳入増進の合理化、適正化に努めることを基本として、新たな時代に適合した財政とするようその

の改革を図り、もって特別公債依存体質からの脱却に努めるとの方針を示されていますが、時宜を得た適切なものと考えます。

このような財政改革の見地から昭和五十八年度予算を眺めてみますと、本予算は、歳出の構造的見直しに着手し、財政改革に向けて新たな一歩をふみ出した予算であると言わなければならないと考えます。私は、政府が中曽根総理の決断のもと、与党と一体となり、わが国の将来の発展のためにこのような予算の編成に踏み切ったことの歴史的な意義を強調したいのであります。

以下、私は本予算に賛成する理由を申し上げます。

第一は、行財政の徹底した合理化、効率化を進めるべきであるとの世論にこたえていることとあります。すなわち、昭和五十八年度予算においては、財政の改革を強力に推進するため、臨時行政調査会の第一次及び第三次答申において指摘された歳出及び歳入増進の合理化につながる諸方策について、制度、施策の抜本的見直しを行い、極力その実現を図っております。

このような構造面にまで踏み込んだ歳出の見直し努力もあって、昭和五十八年度予算では、さきにも触れましたように、昭和三十九年度以来二十八年ぶりに一般歳出を前年度比マイナスにするという、近年にない厳しい歳出の抑制が可能となったわけであります。

第二は、公債発行額の圧縮に最大限の努力を払っていることとあります。昭和五十八年度については、極度に厳しい財源事情に加え、昭和五十六年度決算不足補てん繰り戻しという二兆二千五百二十五億円にも上る臨時的な支出があったにもかかわらず、増税に頼ることなく公債発行予定額を昭和五十七年度の補正後比一兆円減額し、財政の対応力回復への姿勢を明らかにしております。

第三は、全体として歳出規模を抑制し、いわゆる痛みをともに分かち合う予算となっている中

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一)

昭和五十八年度一般会計予算外二件

一六八

で、中長期的観点から充実に図るべき施策や真に恵まれない人々に対する施策などについては、できる限りの配慮がなされていることとあります。

まず、経済協力の問題であります。わが国が国際社会の中で力強い役割を果たすための経済協力につきましても、昭和五十八年度予算でも七割の増加と、主要経費の中で最大の増加率となっております。

また、防衛費についても、合理化、効率化を進めながら、現下の国際環境に照らし、防衛力の着実な整備を図るために必要最小限の経費を計上しております。

次に、エネルギー対策につきましても、最近、石油情勢に改善の兆しが見られますが、資源の乏しいわが国においては、石油にかわるエネルギーの開発、原油の備蓄を着実に進めていく必要があります。適切な配慮がなされています。

さらに、社会保障については、諸施策の長期的有効性を確保するため、施策の合理化、適正化に努めておりますが、生活扶助基準の引き上げ、社会福祉施設入所者の生活費の引き上げ、在宅福祉対策の拡充等、特に配慮を必要とする分野については、きめ細かい財源配分がなされております。

また、文教及び科学技術の振興費については、予算規模を圧縮しつつも、真にわが国教育水準の維持向上に必要な施策を確保することといたしております。

中小企業の対策につきましても、その近代化、構造改善を促進するため、心のこもった措置が講じられております。

景気を浮揚し国民生活を向上するための重要な要因となる公共事業については、厳しい財政事情のもとで前年度同額を確保しているとともに、住宅対策としての住宅金融公庫の貸付限度額の引き上げ、住宅取得控除の拡充、農林関係、下水道など、国民生活に直接関連する事業には周到な措置がなされております。

なお、この予算案審議の中で、国民から強い要

望のある所得減税について、自民党と各野党との間で連日真剣な討議と精力的な努力が積み上げられ、その結果、自民党から、財政事情困難な時期ではあるが、国民世論の動向にこたえ、景気浮揚に役立つ相当規模の減税を実施するための財源を確保し、所得税及び住民税の減税についての法律案を昭和五十八年中に国会に提出するとの確約をしたところであります。今後これに沿って減税財源を真剣に模索し、減税の実現が図られることを願ってやみません。

さて、今日、国民の間には現在の景気動向を憂える声も聞かれることはよく承知しておりますが、さきに申し上げたように、国際経済の中でわが国の相対的力強さに加え、陰きわまりて陽生ずと申しますか、原油価格の値下がりなど、わが国経済を取り巻く環境の好転も期待されます。われわれはみずからの力に自信を持って道を進むべきであります。

同時に、政府におかれても、今後のわが国経済を安定的な成長路線に定着させていくためのみずからの役割りを、さらに厳しく問い直されるように要望いたします。

政府の役割りは、資源配分、所得と富の再分配、経済の安定化の三つであると言われますが、これについて元ハーバード大学教授で、現在米大統領経済諮問委員会委員長のマーチン・フェルドシュタインは、自由な市場を信頼することと、財政赤字によりクラウディングアウトが生じないよう財政の均衡に努めることが経済財政運営の基本であるとの見解を表明しております。まさに時宜に適した考え方であると考えます。

すなわち、今日までのわが国経済の発展が、基本的に国民各位の御努力により民間経済が自由で活力ある活動を展開してきた結果であることから見ましても、経済の安定的な発展を実現していくためには、自由な若々しい活力を維持していくことが何よりも必要であります。そのためには行政のあり方を全体として見直し、国として行うべき行政分野について、極力合理化、効率化を図っていくことが必要であります。

また同時に、福祉、年金、医療、教育などの後退や切り捨てを行うのではなくして、時代に適応性を失った特権を廃絶し、行財政を改革し、巨額の国債にあぐら赤字財政からいかに脱却するか、その道筋を国民の前に示すこととあります。

中曽根内閣は発足以来、独善的に戦後保守政治の基調の転換に踏み出し、政治にタブーはないとして、憲法、防衛問題をめぐる一連の意識的発言は、日米首脳会談を通じて、日米運命共同体、日本列島不沈空母化、三海峡封鎖発言と発展し、レーガン米大統領の世界戦略に積極的に加担する姿勢を示すとともに、武器輸出禁止三原則の国会決議をもじりうらんし、その態度は国民の強い反発を招いており、中曽根内閣に対する不信の声はいまや大きな高まりを見せているのであります。

わが国は平和国家として、軍拡ではなくして、世界の軍縮にこそ貢献すべきであります。世界の緊張緩和を促進するとともに、世界不況の克服に積極的な役割りを果たすことが、国民の真の負担にこたえる唯一の道なのであります。

しかし、中曽根内閣が初めて編成した予算案は、総理のタカ派ぶりをそのまま投影し、軍事費突出、軍事大国化への加速的助走となり、その一方で、国民生活を抑圧し、財政再建への道をみずから好んで険しいものとしていると言わざるを得ないのであります。

前通常国会において、天の声とも言われた、国民注視の所得税の減税問題について、最終的に衆議院議長裁定という事態を招いたのかかわらず、その経過を一顧だにもせず、六年間連続で所得減税を見送ったことは、いまや全国民怨嗟の的となっておるのであります。(拍手)

また、憲法違反の疑いのある、公務員労働者に対する人事院勧告の見送りを強行し、これを引き金に年金の引き上げを抑え込み、今春闘の賃金の引き上げを不当にも低く抑えるこの役割りを果たす結果となりつつあるのであります。

また同時に、福祉、年金、医療、教育などの後退や切り捨てを行うのではなくして、時代に適応性を失った特権を廃絶し、行財政を改革し、巨額の国債にあぐら赤字財政からいかに脱却するか、その道筋を国民の前に示すこととあります。

中曽根内閣は発足以来、独善的に戦後保守政治の基調の転換に踏み出し、政治にタブーはないとして、憲法、防衛問題をめぐる一連の意識的発言は、日米首脳会談を通じて、日米運命共同体、日本列島不沈空母化、三海峡封鎖発言と発展し、レーガン米大統領の世界戦略に積極的に加担する姿勢を示すとともに、武器輸出禁止三原則の国会決議をもじりうらんし、その態度は国民の強い反発を招いており、中曽根内閣に対する不信の声はいまや大きな高まりを見せているのであります。

わが国は平和国家として、軍拡ではなくして、世界の軍縮にこそ貢献すべきであります。世界の緊張緩和を促進するとともに、世界不況の克服に積極的な役割りを果たすことが、国民の真の負担にこたえる唯一の道なのであります。

長期不況のもとで、地域、産業、企業間の格差は一層拡大の傾向をたどって、失業者を増大させているのにかかわらず、その対応にはきわめて消極的で、個人消費の喚起に対する何らの有効な施策を講じ得ない無為無策に終始いたしておるのであります。(拍手)

政府が、予算審議を通じて本音とたてまえの使い分けによる答弁を繰り返して、いかにその場をつくらうとも、国民の目は、「増税なき財政再建」を理念とする衣の下に、直間比率は正の名分に彩られた大型間接税導入というよろいを決して見逃していないことを政府は銘記しなければなりません。(拍手)

私は、以下、政府提出の予算案に対する具体的な反対の理由と、わが党提出の組み替え動議賛成の理由について申し述べたいと存じます。

その第一に、防衛関係費が三年連続で特別扱いされる、その聖域化が一段と進んだ突出予算になっていることを指摘しなければなりません。

一般歳出予算の実質マイナスという厳しい中で、防衛関係費の前年度当初予算対比六・五％の伸びは特別扱いそのものであって、すべての歳出に聖域を設けることなく切り込むとした予算編成の方針をみずから踏みにじる行為と断ぜざるを得ません。(拍手)

防衛関係費の伸び率六・五％、増加額一千六百八十一億円は、社会保障関係費の伸び率〇・六％、増加額五百四十九億円を大きく上回り、従来の社会保障重視型から防衛費優先型へと予算の重点が移行したのと言わざるを得ないのであります。

また、防衛関係費の増えとあわせてのGNP一％の枠も、この予算では対GNP比が〇・九七八％まで高まり、その上に防衛関係費の特質でもある後年度負担額もさらに増加し、防衛関係費本体の七二％に上る一兆九千七百五十億円の巨額に達しています。これは、将来にわたって防衛関係費の膨張を助長し、また、財政の硬直化を深める原因となっております。

昭和五十八年三月八日 衆議院会議録第十号(一)

世界の軍事費総額がすでに六千億ドルを超え、先進諸国は、世界不況の中で三千万人を優に超える失業者を抱え、一方、発展途上国の対外累積債務残高は六千五百億ドルに上り、国際的信用不安を引き起こしている現状を直視するとき、この制約を解き放ち、世界経済の活性化と発展途上国の国民生活の向上に資するため、平和国家が日本が率先して軍事費の抑制及び削減を図ることこそが、崇高な国際的任務であると言わなければなりません。(拍手)

政府は、逆風への悪乗りをやめ、防衛費の増加の歯どめをまず遵守し、軍拡から軍縮への第一歩を踏み出す予算として位置づけをし直すべきであると思います。

その第二は、行財政改革路線に立った歳出削減が福祉、教育費の圧縮に集中され、国民生活を圧迫する予算となっていることについてであります。

臨調行革路線による民生関係費削減が、社会保障関係費の伸び率〇・六％、文教及び科学振興費の前年度比四百五十一億円の減額に端的にあらわれている。年金、恩給の据え置きは、年金水準の実質的な切り下げとなり、弱者いじめの予算と言わざるを得ません。政府は、弱者ほど少額の痛みでも強くこたえることを片時も忘れてはならないのであります。

教育費では、私学助成費すなわち経常費助成削減について特に私立高等学校等に厳しく、私学に通わせる父母負担を高めることは必至であります。教育分野における受益者負担の強化という考え方は、格差と不公平を一層拡大するものであることを反省しなければならぬのであります。

また、住宅対策費においても、公的賃貸住宅政策費が削減されるなど民生関係費の集中的圧縮が行われ、その上にたばこの値上げ、消費者妻価の値上げが加わり、大衆負担が強化されるのにもかかわらず、一方では、原子力発電関係に象徴されるような大企業に対する補助金、補給金、出資金

昭和五十八年度一般会計予算外二件

等については、受益負担の枠外という大企業擁護の姿勢では、歳出削減について国民の合意を形成することはとうてい不可能なことであると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

第三の問題は、国民の税負担の不公平が一層拡大している予算となっていることについてであります。

所得税減税が六年も見送られ、課税最低限は七年間同一水準に据え置かれていることによつて、給与所得者税負担は、収入の増加四〇％に対し二〇〇％もふえるという重税状況に置かれておるのであります。

税負担の不公平は一向に是正されず、サラリーマンの税負担に対する不信は、いまや政治不信となつて爆発寸前にあると言つても過言ではないのであります。そして、その一方で、グリーンカード制度の適用延長によつて、利子配当所得の総合課税の見送りなど、不公正税制の是正が大きい後退し、退職給付引当金の引き下げは行わないなど、資産所得者と大企業に対する増税なしの対応は、とうてい国民の納得できるところではないのであります。

まして、直間比率の是正という羊頭を掲げて、大型間接税の導入という狗肉を売るといふのであれば、税負担の公平と税に対する信頼性の回復などは、百年河清を待つべき愚考に等しいものと言わざるを得ないのであります。

第四の問題としては、厳しい歳出削減と不公正な税負担を拡大しても、なおかつ、財政再建の展望を何らも示していない予算となっていることについてであります。

中曽根内閣は、予算編成に当たって、財政再建の目標も財政改革の内容も明らかにできないまま、国債発行額十三兆三千四百五十億円、国債依存率二六・五％の大幅な赤字予算を組み上げたのであります。

政府の特例公債削減計画も、新年度で六兆九千八百億円の巨額となり、もはや、短期間にこれを

ゼロに抑えることは不可能な状態に立ち至っているのではありません。巨額な国債発行の結果、来年度末の国債発行残高は百十兆円にも及ぶと見込まれるに至っているのではありません。国債残高の累積は国債費の増加をもたらす、いまや社会保障費に次ぐ八兆一千九百二十五億円と増加し、一般会計の一六・三％を占めることとなっているのであります。

しかも、国債整理基金特別会計への繰り入れ停止など、国債管理政策についても実質的な変更を行わざるを得ない事態を、いま、迎えておるのであります。

このように、財政再建の目標も財政改革の内容も示し得ない状況では、財政危機打開はますます困難となるばかりであります。財政の運営が政治的要素を多分に含むものであることからして、かかる対応ぶりでは、無責任のそしりを免れることはできないことを政府は肝に銘じておくべきであります。(拍手)

最後に、わが国が現在直面している内需型経済への転換と財政改革への展望を欠いた予算であることを指摘せざるを得ないのであります。

政府予算案のように、所得税減税を見送り、人事院勧告の凍結による賃金の抑制、年金、恩給の物価スライド見送りでは、現在の不況を打開することはできず、公共事業費も実質減では、内需依存の経済成長はきわめて困難であります。

また、財政立て直しの観点から、その主要な柱となる地方財政の状況は、日増しに悪化させられておるのであります。地方債の消化資金としての政府資金の比率は低下し、その上、交付税特別会計の利子の二分の一を地方に負担させるなど、国の負担の地方への転嫁が行われており、このままでは、内需型経済を支えるべき地域経済の発展にとって大きなマイナスとなることは明らかであります。政府の財政改革の問題意識には、地方分権の発想がきわめて希薄と言わざるを得ません。(拍手) いま求められているのは、大衆減税を実施

する一方で、利子配当所得の総合課税の強化、富裕税、土地増価税の導入など、税の所得と富の再配分機能を活用して、内需型成長のための税財政改革を図ることではなければならないのであります。(拍手)

以上、昭和五十八年度予算案に対し、わが党提出の組み替え動議に賛成し、政府提出三案に反対する理由を述べましたが、政府予算案は、一言で言えば軍備拡大、生活圧迫、経済財政悪化の最悪の予算と言わざるを得ないのであります。(拍手) 国民に苦しみを与え、わが国の将来を限りなく不安と危険にさらす予算案では断じて認めることができないことを強く主張して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 坂井弘一君。

〔坂井弘一君登壇〕

○坂井弘一君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十八年度政府予算三案に対し、反対の討論を行います。

最初に、私は、中曽根内閣のきわめて危険な政治姿勢を糾弾するものであります。

中曽根首相の改憲、軍拡路線は、いまや国民を大きな不安に陥れております。首相はみずから改憲論者であることを宣明し、改憲運動をあり立てています。また、国会決議を踏みにじる対米武器技術供与の決定、防衛予算の突出、さらには政府のこれまでの方針である専守防衛を形骸化する米艦護衛、海峡封鎖発言等々、国民が不安を抱くのは当然と言わなければなりません。

また中曽根首相は、みずから増税なき財政再建を公約しながら、直間比率の見直しなどを理由に大型間接税の導入を示唆し始め、国民に大幅負担

を押しつけようとしているのであります。

その一方で、国民が一致して要求する政治倫理の確立は消極的姿勢をとり続けております。

私は、まず中曽根首相に対し、世論調査にあらわれた国民の厳しい眼を直視し、改憲、軍拡路線を修正し、あくまでも平和を追求するよう、強く要求するものであります。(拍手) 同時に、増税路線を撤回するとともに、政治倫理の確立に前向きに取り組むよう、強く訴えるものであります。(拍手)

なお、国民的要求である所得税、住民税減税について、われわれは当初予算で実施すべきものと繰り返し要求してまいりました。われわれの努力によりまして、共産党を除く与野党折衝の結果、議長見解及び政府見解によって、五十八年度中の大幅所得税、住民税減税が合意されました。政府に対し、五十八年度予算成立後早急に減税を実現すべきことを、この際強く要求するものであります。(拍手)

次に、五十八年度予算案に反対する主な理由を申し述べます。

反対する理由の第一は、当初予算における所得税、住民税減税の見送りが含め、政府予算案が内需の拡大のための対策を欠いていることとあります。

言うまでもなく、内需喚起を柱とする景気回復の実現は、失業や企業倒産の防止、貿易摩擦の緩和、財政再建の基盤づくりなどからきわめて緊要の課題であります。

政府も景気回復を目指し、五十八年度の実質経済成長率三・四%のうち二・八%を内需で達成すると見込んでおります。ところが、政府予算案に

はそれを裏づける対策は全く見当たりません。逆に、当初予算における所得税減税の見送りを初め、大幅な実質減少をもたらす四年連続の公共事業の据え置き、五十七年度の人動凍結と連動させた恩給、年金等の賃金・物価スライドの停止など、マイナス要因がメジロ押しであります。このままでは政府経済見通しで掲げる内需拡大による景気回復は、とうてい望めそうもありません。

政府のように、わが国の景気回復を、米国の初め諸外国の景気回復に頼り過ぎることは、仮に諸外国の景気が回復したとしても、わが国は諸外国から、失業の輸出と批判され、貿易摩擦を激化させかねないのであります。

政府は、わが国の景気回復を内需拡大によって図るために、大幅な所得税、住民税減税の実施に加えて、公共事業の追加、中小企業投資減税の拡充、年金等福祉の充実を早期に行うべきであります。また、人事院勧告については、五十八年度の完全実施はもちろん、五十七年度中における凍結解除を要求するものであります。

反対する理由の第二は、五十九年度に赤字国債から脱却するとの政府公約を一方的に破棄しながら、財政再建の手順、方策等を明示せず、棚上げしていることとあります。

中曽根総理は、昨年十二月の所信表明演説に続いて、本年一月の施政方針演説において、重ねて、できる限り早期に特例公債依存体質から脱却すると約束しながら、その具体策は何ら明確にいたしておりません。しかも、「財政の中期試算」では、赤字国債からの脱却年度をあいまいにし、増税を示唆するとともに、中期経済社会計画も長期展望にすりかえるなど、財政再建にきわめて後ろ

向きな態度をとっております。

この政府の姿勢は、財政再建を棚上げするばかりか、「増税なき財政再建」を放棄するものとさえ言わざるを得ません。

財政再建の手順と方途を明確にしないことは、国民の増税に対する不安を助長するとともに、将来に対する不透明感を増幅し、民間の経済活動に對しても大きな足かせとなることは必至でありましょう。政府が民間経済の活力に期待をかけるというのであれば、財政再建に対する政府の毅然たる方針が必要であります。

「増税なき財政再建」を実現するため、政府に對し、われわれの主張する景気回復による税収確保、行財政改革の断行、不公平税制の是正などを柱とした財政再建計画を策定し、国会に提出するよう強く要求するものであります。

反対する理由の第三は、行政改革や不公平税制の是正に真剣に取り組まず、問題を先送りしていることとあります。

政府は、五十八年度予算について、一般歳出の規模を前年度予算よりマイナスイ・三・一%に抑え、行政改革に取り組んだと宣伝しております。しかし、政府予算案の実態は、歳入の見せかけの減額と後年度へのツケ回し、歳入の御都合主義による水増しと先取りというほかありません。

特に、歳出面における国債整理基金への定率繰り入れの停止、国民年金特別会計からの借り入れ、防衛費の後年度負担の増加は、便宜的な手段としか言いようがないのであります。

また、歳入の水増しと先取りなど財源あさり、補助貨幣回収準備資金の取り崩し、自賠責再保険特別会計からの繰り入れ、電電公社の臨時納

付金の五十九年度分の先取り、たばこ値上げなどに顕著でありまして、まさに御都合主義そのものであります。

不公平税制の是正もきわめて不十分であります。政府税調や臨調が答申で指摘する執行上の問題に全く手をつけようとしなければ、制度面でもグリーンカード制度を延期するなど、不公平を温存しているのであります。

五十八年度政府予算案における歳出の圧縮は、行政改革や不公平税制の是正など政府の政策努力によるものではなく、実質的には隠れ赤字国債などをつくったものといひようがありま

中曽根首相は仕事本位の内閣などと称しながら、五十八年度予算案には、行政改革、不公平税制の是正について全く仕事の跡が見当たらないのが実情であります。(拍手)

反対理由の第四は、福祉、文教予算の大幅後退であります。

五十七年度の人勧凍結は、恩給、年金等の賃金・物価スライドの停止をもたらしました。その上に、政府は、老齢福祉年金など各種の福祉年金も据え置いています。結局、社会保障関係費は、五十七年度に比べ〇・六％増にすぎず、戦後最低の伸び率にとどめられてしまったのであります。

また、文教予算についても、公立文教施設費の七・六％もの削減を初め、国立大学入学金、受験料の値上げなど、同様に大幅後退を迫られております。

私は、弱い立場の人たちに大きくしわ寄せし、中曽根総理が公約した生きがいと安心の政治にも反する政府予算案を断じて認めることはできない

のであります。(拍手)

この際、政府は、必然的に福祉、文教予算の後退につながるマイナスシリング等に見られる一律削減方式を見直し、行財政改革によって歳出を削減する一方、活力ある福祉社会を実現するため、政策の優先順位を明確にした予算編成を提案するものであります。(拍手)

反対する理由の第五は、一般歳出の伸びはマイナス三・一％に抑え込みながら、防衛費の伸び率は六・五％と異常突出させていることとあります。

政府は、五十七年度までは、防衛費の聖域化との批判に対し、増加額では社会保障費の方が多しと聞き直っておりまして。しかし、五十八年度予算では、増加額でも主要経費中最高額となりました。しかも、五十七年度に続き、後年度負担の累積額を大幅に増加させております。

このような防衛費の異常突出が総理の改憲、軍拡路線と結びつき、国民の不安と反発を強めており、看過することはできないのであります。(拍手)

われわれは、防衛費の五十八年度予算は、少なくとも他の予算と同様に抑制すべきであり、異常突出分については文教、福祉予算に振り向けることを要求いたします。

以上、五十八年度予算案に反対する主な理由を申し上げまして、私の討論を終わります。

(拍手)

○議長(福田一君) 西村章三君。

〔西村章三君登壇〕

○西村章三君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となっております昭和五十八年度政府予算案に対し、一括して反対の討論を行うものであります。(拍手)

昨今のわが国経済は、第二次石油ショックの後遺症が尾を引き、不況感が一掃されないままに、実質経済成長率は年々低下の一途をたどっております。

この原因は、世界的な不況の影響による側面もあることながら、それと同時に、政府が得意しない五十九年度赤字国債脱却の方針に固執し過ぎて、財政の持つ景気調整機能を全く無視した経済運営をとり続けたことによるのであります。

(拍手)

すなわち、所得税減税や公共投資の拡大など、積極的な景気対策を講じなかったのみならず、景気回復に逆行する大幅増税を強行したことに大きく起因するものでありまして、まさに政府の対応の拙劣さが招いた政策不況の結果だと言わなければならない。(拍手)

同時に、今日の景気の低迷は、経済企画庁自身が認めるように、政府が今後の経済運営や財政再建の方策について何らの方向性をも示せず、国民や企業が抱く将来に対する不安感や不透明感をいささかも取り除こうとする努力を怠ったがために、民間の経済活動が必要以上に萎縮し、ますます深刻さの度合いを深めているのであります。

わが党は、昨年来、このような見地から、政府に対し、わが国の経済や財政に関する中期的な展望を早急に国民の前に提示することを求め、また来年度予算を減税の実施と行財政改革の断行による内需拡大型予算と位置づけて編成するように強く要求をいたしてまいりました。

しかるに、政府が出してまいりました本予算案は、われわれが要求をした所得税減税の実施や公共事業の拡充などの景気対策をないがしろにした

ばかりか、行財政改革にも十分手をつけないままに、年金や恩給の物価スライドの見送りなど、福祉の後退を図る低成長国民生活圧迫型予算と断ぜざるを得ない内容であったのであります。

特に、政府が本予算案において所得減税の実施を見送ったことは、所得課税の実質増税が著しく進んでいる現実や、給与所得者に重い負担を強いている現行税制の不正な実態を全く無視したものであります。

また、この見送りは、結果的に、最近の個人消費を中心とする内需の不振をさらに長引かせ、政府が達成可能と公言をしてはばからない三・四％の実質経済成長の実現すら困難なものに追い込み、ひいては、それに伴う税収の減少が財政の再建をさらにおくらせるという悪循環をもたらすことが必至でありまして、われわれは、日本経済全体の立場からも断じてこの見送りを容認することができなかったものであります。

この点が、われわれが本予算案に反対する第一の理由であります。

また、財政が景気調整機能を果たす上で大きな役割りを担う公共事業費については、当初予算では五年連続の横ばいとなっておりますが、来年度は、五十七年度補正によって先取りされた分が含まれていることや、物価上昇分などを考慮すると、実質では大幅なマイナスとなっております。この状況を反映して、政府の経済見通しでも、政府支出全体では実質の〇・七％のマイナスとなっており、政府部門が完全に景気の足を引っ張る形となっております。

このことは、景気回復に対して、政府が来年度もきわめて消極的である気がないことを政府みず

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一)

昭和五十八年度一般会計予算外二件

一七二

からが認めているものだと言わざるを得ない証左でありまして、これがわれわれの予算に反対をする第二の理由であります。

不況のときに、財源がないからといって増税を行い、公共投資を抑制し続けているのは、不況は一層激しさを増し、結果的には税収が減って、かえって財政赤字は拡大するのであります。

政府は、来年度においては、少なくとも政府支出を名目経済成長率と同じ程度に伸ばすような財政運営を講ずることこそが、わが国経済の安定的発展のためにも、また国際経済摩擦の緩和のためにも必要不可欠であることを深く認識され、即刻積極的な経済運営への転換を図るよう強く提言をするものであります。

次に、第三の反対の理由について申し述べます。わが国の財政は、すでに百十兆円に及ぶ大量の国債残高を抱え、まことに憂慮すべき状況に立ち至っております。しかし、こうした状況にもかかわらず、政府は、本予算案においても、臨調第二部会報告の指摘のごとく、徹底的な歳出構造の見直しに手をつけず、国債費の定率繰り入れ等の停止や自賠責特別会計からの一般会計への繰り入れ、さらには住宅金融公庫の利子補給金の繰り延べなどの財政技術的操作による表面的な歳出の抑制に終始をしまっております。

このような一時的な、いわば緊急避難的な措置は、財政の体質改善には何ら役立たず、むしろ財政の実態を国民の目から覆い隠すという意味で、きわめて今後問題を残したのであります。

制度の根本的な改革につながらない実質的な赤字国債の発行は今後一切行わず、すでにとった措置は早い時期に解消するように努めるべきであります。

ますし、同時に、政府は、いまだ明らかにしておらない赤字国債解消の目標年度の設定や、財政再建計画、中長期にわたる経済計画を早急に提示することによって、企業の経営や家計の先行き不安を払拭し、わが国経済の発展と国民生活の安定を図るよう政府に強く求めるものであります。

次に、反対する第四の理由は、政府が国家公務員の給与に関する人事院勧告制度を無視し、五十七年度勧告の実施を見送り、これを前提として五十八年度予算案を編成していることであります。いま政府がまずやらなければならないことは、法律行為や法律に基づく制度を無視することではなく、まだまだメスの入れ足りないむだの多い行政事務や複雑な行政機構を思い切って整理をし、公務員定数を可能な限り削減し、それによって総人件費を極力抑制すべきことであります。

また、あわせて私は、中小企業の投資促進税制が余りにも小規模であることを指摘しなければなりません。景気浮揚のためにも、中小企業の設備投資の促進が急務であります。政府の示された案では、過去の投資実績が乏しい企業や、百四十万円以下の投資しかしていない企業、とりわけ小規模な中小零細の企業の新規投資については、ほとんどその促進効果がないと言わざるを得ないのであります。

さらに、中小企業の承継対策についても、政府案では株式評価の見直しや小規模土地の評価についての減額を行うとされており、かねてよりわが党が主張いたしております生前贈与制及び贈与税、相続税の納税猶予制度を柱とする抜本的な承継税制の確立とはおよそほど遠い内容でありまして、相続税制の部分的手直しにすぎず、こ

れまた中小企業にとっては恩恵の少ない、全く不十分なものだと指摘せざるを得ないのであります。

第五の反対の理由は、財源確保のために自賠責特会の運用益を一般会計に繰り入れることといたしていることとあります。

御承知のとおり、自賠責保険の収支は昭和五十三年度から単年度で赤字を計上してきており、その額は年々拡大する傾向にあります。したがって、こうした状況のもとでは、運用益の二分の一に当たる二千五百六十億円を取り崩し、しかも十年間にわたって無利子で貸し付ける余裕など、全くあり得ないのであります。しかも、大蔵省は、赤字の増大を抑えるために、この秋にも現行保険料を三〇％前後も引き上げる方針であると伝えられております。これら一連の措置は、自賠責保険の目的からいっても、四千万人を超える自動車のユーザーにとってはとうてい納得のできないものでありまして、ここにその撤回を強く要求するものであります。(拍手)

さらに、わが党が予算案に反対をする最大の理由は、行政改革がきわめて不徹底であるという点であります。

中曽根内閣は、行政改革を内政の最優先課題にするとして一応口先では言っておりますが、しかし、予算案の中身たるや、臨調答申のつまみ食い、財政の帳じり合わせに終始をしており、本来の行政改革である行政機構の簡素化や定員の見直しによる人減らし、公社や特殊法人の改革など、重要課題がほとんど放置をされているのがその実態であります。

総理の行革三昧が、官僚の抵抗や反発、政官癒

着の利権構造の前にもろくも崩れ去り、同時に、国民の切望する増税なき財政再建と民間の活力を取り戻す道が開ざれることを、われわれ民社党は最も深く憂慮するものであります。(拍手)

民間企業が、長引く不況の中で破産、倒産が続出し、首切りや賃金の切り下げ、配転や出向など、労使がともに血のにじむような合理化や減量経営、経費の節減に努めているとき、親方日の丸の上にあぐらをかいた安易な役人の姿勢や官業の非効率、不要な行政機構を温存したままのこの予算案に対しては、国民の理解と協力を求めることはとうてい不可能だと断言をしなければならぬのであります。(拍手)私は、ここに政府に猛省を促し、行革の断行を強く求めるものであります。

最後に、私は、減税問題に関する与野党の合意について、政府にぜひ要望しておきたいことがあります。

勤労者の税負担の増大、不公平税制の是正などの観点から、所得税の大幅減税は長年の懸案事項でありましたが、今回ようやく減税を実施するとの与野党代表者会議の合意を見たことは、大きな前進であり、その申し合わせ事項についても、高く評価するにやぶさかではございません。しかし、国民はまだ、この合意に対する政府の誠意に対して、全幅の信頼を置いておるわけではございません。昨年の二の舞になるのではないかと大きな疑念が残っております。

万が一、昨年のように、この減税が実現されないということになれば、政府のみならず、議会制民主主義も政党政治そのものも、国民全体の不信と反発を買うことは明らかであり、ゆえに、絶対にこのことは避けなければなりません。

政府は、国民の減税に対する強い期待を裏切ることなく、与野党合意の線に沿ひ、景氣浮揚に役立つ相当規模の減税、すなわち、一兆円以上の規模の所得税減税を一刻も早く実施すべきであります。そのための税法改正案を今会期中にも提案されることを重ねて強く要望いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 山原健二郎君。

〔山原健二郎君登壇〕

○山原健二郎君 私は、日本共産党を代表して、五十八年度予算三案に対し、反対の討論を行います。

今日、国民が政治に対し最も痛切に求めていることは、核軍拡競争による戦争の危機を食い止め、軍縮と平和の道を歩むことであり、長期にわたる不況を打開し、国民生活の安定と日本経済と財政の再建を図ることであり、また、ロッキード疑獄に代表される汚職、腐敗の構造に大胆にメスを入れ、清潔な政治を打ち立てることであります。(拍手)

ところが、この国民の願いは、中曽根内閣の手によってことごとく踏みにじられていと言わなければなりません。発足してわずか三カ月にして、早くも中曽根内閣に対する支持が急速に低落し、どの世論調査の結果を見ても、不支持の声が支持をはるかに上回っている事実が、現内閣に対する国民の怒りを雄弁に物語っているのではありません。予算三案は、この反国民的な中曽根政治を象徴するものであり、断じて認めることはできないのであります。(拍手)

以下、具体的に反対の理由を述べます。

その第一は、政府予算案が、レーガン核戦略に

直結する大軍拡予算だからであります。

軍事費は六・五%増と異常突出し、増加額の大部分がF15戦闘機あるいはP3C対潜哨戒機を初めとする正面装備に回され、その伸び率は実に二一・二%に達しているのではありません。しかも、歴代内閣が軍事費膨張の歯どめと称してきたGNP一%の枠までも現内閣は撤廃することを公然と示唆し、今後さらに異常な軍拡を進めようとしたしております。このような軍備増強が一体だれのために、何のために行われようとしているのか。それは中曽根首相の発言そのものがはっきりと示しております。総理は、アメリカのために軍事費の大幅伸びを確保してあげたいと述べました。そして、一月の日米首脳会談に際して、日米は運命共同体、一蓮託生というまさに属国根性まる出しの驚くべき立場から、日本列島を不沈空母化すると述べたのであります。民族の主権を放棄するがごときかかる発言こそ、一国の宰相としての適格性が問われる重大発言であることを中曽根総理は肝に銘ずべきであります。

さらに、バックファイア阻止、防壁論、四海峡封鎖、一千海里シーレーン防衛等々、憲法が絶対に許さない日米共同作戦計画を日本の自衛のためであるなどとする言い逃れは、国民のだれ一人をも納得させるものではありません。それらは、わが国の攻撃を受けもしないのに、アメリカの行う戦争に国土、国民、資源のすべてをささげることであり、日本を核戦場と化し、民族を破壊に導くことにはかならず、これら一連の策動に對して、日本共産党は断固として反対するものであります。(拍手)

反対の第二の理由は、この予算案が、軍拡と大

企業奉仕の犠牲をすべて国民に押しつけ、国民が築き上げてきた福祉、教育の諸制度を抜本的に改悪する国民生活総破壊予算だからであります。

臨調路線に基づいてこの二月に施行された老人医療の有料化は、お年寄りに負担を押しつけただけでなく、診療報酬体系の改悪により老人患者の病院からの締め出しが相次いでおります。これこそまさに現代の橋山節考ではありませんか。

(拍手)

その上、高齢者の最大の糧である恩給、年金の物価スライドを停止し、実質給付水準を前年より引き下げるといふ暴挙まで強行されております。国民の生存権、国の社会保障増進義務を定めた憲法第二十五条は一体どこへ行ったのでしょうか。

教育についても、私学助成はついにマイナス二%と減額され、経常費比率も二五・六%と七年前の水準に逆戻りしております。今日、過密、マノモス学校における殺人にまで至った非行暴力の問題の解決のために全国の父母、教師が長年切望してきまされた四十人学級実現のためのささやかな予算も凍結されたままに放置されていることは、まことに許しがたいことであります。(拍手)

また、六年連続の所得減税の見送りも重大であります。一部には、さきの議長見解と各党合意によって減税が約束されたかのように言っていますが、わが党議員の質問に對し、肝心の政府は、その規模、内容、財源など、どの一つに對しても一切責任を負おうとしない姿勢を示しております。

人事院勧告についても、憲法違反の五十七年度の凍結を既成事実化するばかりか、五十八年度勧告の完全実施を決して約束しようとしていないの

であります。

国民犠牲の臨調路線を抜本的に打破しない限り、国民生活安定はあり得ないことはもはや明らかであります。(拍手)

反対の第三の理由は、財界奉仕の浪費と政官財癒着の腐敗構造を温存する予算だからであります。

われわれが質疑の中で明らかにしましたように、中小企業全体に対する技術改善費補助金は来年度も据え置かれ、六年間合計でわずか六十三億円にすぎないのに比べ、大企業に對してはどうか。三菱重工、石川島播磨、川崎重工、東芝、日立の五社に對する補助金だけでも実に一千億円を超えているのであります。ここに自民党政治の特質の一つが鮮明に示されておるのではないでしようか。必要性も、採算性も、将来の見通しも全く無視し、莫大な国家資金を投じて推進されている新幹線計画、石油備蓄基地計画などの底知れぬ浪費についても、政府は一片の反省すら示していないのであります。

さらに、この機会に一言触れざるを得ないのは、自民党が、国民の憤激的であるあのロッキード疑獄に絡む灰色高官の証人喚問を拒否し、田中角榮議員辞職勧告決議案の本会議上程も引き延ばすなど、わが国政治の恥部である汚職、腐敗とその政治責任の隠蔽を図っていることでもあります。

また、わが党が追及した児玉譽士夫の電話問題という、中曽根総理自身にかかわる重大疑惑が一切未解明のまま残されていることも、この際強く指摘するものであります。(拍手、発言する者あり)

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一)

昭和五十八年度一般会計予算外二件

これらの一連の解明にいつまでも消極的であるとするならば、総理がどんな善言を述べられたとしても、かつて徳なき宰相が五切十省なる道德律を提唱をして国民のひんしゆくを買ったように、国民に範を示すことは不可能であることを私は言明しておきます。(拍手)

反対の第四の理由は、政府予算が、財政破局を泥沼化した上、五十九年度大型間接税導入を必至とする大増税準備予算であることであります。

鈴木内閣が政治生命をかけると称した五十九年度赤字国債ゼロの公約を現政府は弊履のごとく投げ捨て、当初予算としては史上最大の赤字国債大増発を打ち出しました。

これにより、年度末国債残高はついに百兆円の大台を突破し、国民一人当たり百万円という、将来にわたって国民を苦しめる結果を生じたのであります。

ところが、政府は、いまもって責任ある経済計画も、財政再建計画も何一つ国会と国民に明らかにしようとはしていません。それどころか、五十九年度に直間比率を見直すとか、EC型付加価値税も検討対象であるなどと、最悪の大衆課税である大型間接税導入を唱え始めているのであります。

かくて、「増税なき財政再建」の公約もいまや完全に吹き飛び、残されたのは財政再建なき大増税だけではありませんか。(拍手)

以上、四点にわたって反対の理由を明らかにしてまいりました。わが党は、軍拡こそ福祉の敵、大増税への道であることを明らかにし、予算組み替え動議を提出しましたが、賛同を得られなかったことは残念であります。

また、提出されている社会党の組み替え動議も、政府予算の反動的な性格を変えるほどのものとは思われず、賛成できません。

最後に、私は、議会制民主主義の危機について触れたいと思います。

中曽根内閣の、国会決議を踏みにじった対米武器技術供与決定は、明らかに国権の最高機関に対する行政府の挑戦であり、議会制民主主義の根幹を揺るがす大問題であります。国会と、これを構成する各会派が、政府のこの暴挙に対し、議会政治の名において断固として抗議し、その撤回を求めて闘わなければならない、まさにそのときに、これら国政の基本にかかわる問題の審議に当たって、一部会派による代表者会議で協議、決定がされてきたことは、議会制民主主義擁護の立場から遺憾であります。減税にせよ、人事院勧告にせよ、武器技術問題にせよ、事は国会の判断、国会の意思決定に属する問題であります。

わが党は、戦前、侵略戦争に反対し、国民主権を唱えたがゆえに、治安維持法のもとで野蠻な断圧にさらされ、戦後も、戦争準備と再軍備に反対し、全面講和を主張したがゆえに、米占領軍により半合法化され、多くの国会議員がこの議場から追放されました。前者は十五年間の侵略戦争の前夜であり、後者は朝鮮戦争の前夜であったのであります。まさに反共は戦争前夜の声であり、また、反共は議会制民主主義の挽歌であることを身をもって体験しているがゆえに、わが党は議会制民主主義の確立と擁護の重大性を重ねて声を大にして主張するものであります。(拍手)

私は、中曽根内閣のもとで一層強められてきた平和と民主主義、国民生活の危機に対し、六十年

間一貫して平和、民主主義のため生命までさげ断固反対することを重ねて表明し、あわせて、軍縮と国民生活向上のため奮闘する決意をここに披瀝をいたしまして、討論を終わります。(拍手)

国民経済の安定と向上であり、第二に、長期低迷状態にある経済の速やかな回復、第三に、行政改革を中心とした財政再建の実質的な着手、そして第四に、社会的公正の速やかな是正であり、これらの課題を達成するための歳入歳出の両面にわたる合理的かつ効率的な予算であります。

○議長(福田一君) 榊弥之助君。

五十八年度予算案は、一般会計を前年度当初比一・四％増、財政投融資計画を同二％増とした超緊縮型予算案となっており、財政の再建が急務である折、外見上、それなりの評価が可能なものとなっており。しかし、その内容をつぶさに検討いたしますと、国民生活の実態を無視し、景気動向にも配慮がなされていない、つじつま合わせの実態が明らかになってまいります。

去る一月二十六日、総理犯罪に対して下された論告求刑、懲役五年、追徴金五億円。殖産住宅事件において東郷被告から一度は中曽根総理に渡されたと言われている政治献金が五億円であり、また、それにまた、あのロッキード事件においてDC10とL1011が入れかわるという陰謀説が流れたとき、児玉事務所から中曽根総理に電話がかけられて、その政治工作を頼んだと言われる日が昭和四十七年十月五日、またここに五の字がついておるのであります。ゴハミナクロ、予算案の内容を暗示する数字であると言わなければなりません。

び国民経済の安定と向上であり、第二に、長期低迷状態にある経済の速やかな回復、第三に、行政改革を中心とした財政再建の実質的な着手、そして第四に、社会的公正の速やかな是正であり、これらの課題を達成するための歳入歳出の両面にわたる合理的かつ効率的な予算であります。

昭和五十八年度予算は、きわめて厳しい内外情勢をいかに打開していくかの処方せんであり、同時に治療策でなければなりません。私たちが来年度予算に求める課題は、まず第一に、国民生活及

前年度路費主義のもとでの一律削減は、むだな施策、非効率な組織、機構が温存され、その一方で、福祉、文教など真に国民生活に必要な予算までも削減する結果を招来しております。このような予算編成手法は、国民の期待を裏切るのみならず、国民生活を脅かすと言わざるを得ない

のであります。

国民が中曾根内閣に求めるものがあるとすれば、日々の暮らしの安定、すなわち国民生活の防衛であります。ここ六年間、予算案の審議が行われる中で、国民が常に注目し、期待してきたのは、所得税減税の実施ではなかったでしょうか。国民の重税感、また、課税の不公平に起因する不満は、いまや頂点に達しております。今年の予算審議の過程でも、この減税の問題が最大の課題とされ、私どもを含む各野党が、減税を実施するために、政府・与党と幾たびかの折衝を行ってまいりました。その結果、今年度中に減税を実施することの合意を見たわけではありますが、残念なことに、いまだにその具体的な実施時期も、また減税の規模等、その内容も明示はされておりません。

私たちは、早くから、行財政の改革と不公平税制の是正により、減税財源は生み出せると主張してまいりました。税負担の公平は、徴税側である国の義務であり、最も重要な政治的責務であります。減税は国民の大きな願いであり、政府のあいまいな態度は国民の不信を呼ぶのみであります。政府の具体的かつ早急な決断を求めます。

現在の景気状況は、まさに底冷えの感があります。失業率は先進国中で最低とはいえ、二・四％台と昭和三十年代以来の高さで推移しており、倒産件数、負債総額とも一向に改善の気配が見られません。各種の経済指標も一進一退の跛行状態を続けております。公共事業費は、五十五年からの据え置きによって、実質ではこの間に一二％ないし一三％もマイナスになっております。中小企業対策として行われる投資減税も、その効果は、やらないよりはまし程度の内容であり、住宅対策も数

字のみ先行し、実質的な効果は期待できません。限られた財源であれば、それなりに工夫が必要であります。財源がないなら、各種の規制を緩和、民間の活力を引き出す努力がなされるべきであります。

減税もやらない、景気対策としての財政支出もない、さらに工夫の跡もない。これでは、景気に対して財政が中立どころか、足を引っ張っていると考え申し上げるしかないのであります。

五十八年度予算の特徴として、だれの目にも異常に映るのは、防衛費の突出であります。防衛費は、一般歳出の伸びが前年度比マイナスゼロという厳しい抑制の中、概算要求時点から特別枠を与えられており、大蔵原案の段階でも異常な伸びでございました。このバランスを失した防衛庁の要求に対し、削減どころか、政治的決断という総理の一言で、原案を上回る前年度比六・五％増の予算が認められました。この結果、後年度負担も二兆円に迫る史上最高の額に上っております。

国民の理解と協力的ない防衛構想は、まさに画餅以外の何物でもありません。国民生活に直結する予算が削られる中、本質的な議論もないままに、防衛費のみを突出させた予算案は、国民の防衛支出に対する許容を超えたものであり、日本の防衛の観点から見てマイナスでしかありません。

国民の防衛に対する合意でもある防衛予算のGNP一％以内という政府方針も、五十九年度には放棄が必至となっております。私たちは、歯どめなき軍備拡張路線への道を一步前進させる今回の予算案には、とうてい賛成できるものではありません。

前内閣は、行政改革を当面する最も重要な政治

課題とし、前総理はこれに政治生命をかけると言われておりました。中曾根内閣も、この路線を踏襲することを宣言されており、その意味から、本予算案は中曾根内閣の行政改革に対する姿勢を判断する指標でもございます。しかし、残念ながら全くの期待外れとしか申し上げられません。

第二次臨時行政調査会が設置され、すでに第四次までの答申が出されております。本予算案にも、そのうちの幾つかの指摘が生かされてはおります。しかし、実行されておる改善策にしても、答申に具体的改革が明言されている事項に限られ、いわゆる三区についての改革の放棄はその象徴的事例であります。

この三月十四日には最終答申が出されると聞いております。行政改革に期待を持って注目している国民に失望を与えることのないよう、あらかじめ政府にその完全実施を求めておきます。

以上、私たちは、昭和五十八年度予算案三案に反対するものでありますが、この際、もう一度政府は、現在の日本が置かれている位置に深い認識を持ち、また、行政改革の原点に立ち戻り、その初心を貫かれることを強く望むとともに、長く放置されている税の不公平の改善に速やかに着手し、国民の不満、不安を払拭されるよう要望し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、嶋崎議員外十一名提出、昭和五十八年度一般会計予算外二件につき撤回のうえ編成替えを求める動議について採決いたします。

嶋崎議員外十一名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立少数。よって、嶋崎議員外十一名提出の動議は否決されました。

次に、昭和五十八年度一般会計予算外二件を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(福田一君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(福田一君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。――開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(福田一君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(福田一君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百六十五
可とする者(白票) 二百七十四
〔拍手〕

否とする者(青票) 百九十一
〔拍手〕

○議長(福田一君) 右の結果、昭和五十八年度一般会計予算外二件は委員長報告のとおり可決いた

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一) 昭和五十八年度一般会計予算外二件

しました。(拍手)

昭和五十八年度一般会計予算外二件を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 文男君	相沢 英之君
逢沢 英雄君	愛知 和男君
愛野興一郎君	青木 正久君
赤城 宗徳君	秋田 大助君
麻生 太郎君	天野 公義君
天野 光晴君	有馬 元治君
井出一太郎君	伊東 正義君
伊藤宗一郎君	池田 淳君
池田 行彦君	石井 一君
石川 要三君	石田 博英君
石橋 一弥君	石原慎太郎君
稲垣 実男君	稲村佐四郎君
稲村 利幸君	今井 勇君
今枝 敬雄君	宇野 宗佑君
上草 義輝君	上村千一郎君
植竹 繁雄君	白井日出男君
内海 英男君	浦野 休興君
江崎 真澄君	江藤 隆美君
小川 平二君	小此木彦三郎君
小里 貞利君	小沢 一郎君
小沢 辰男君	小渡 三郎君
小沢 恵三君	越智 伊平君

越智 通雄君	大石 千八君
大塚 雄司君	大西 正男君
大野 明君	大原 一三君
大村 襄治君	太田 誠一君
奥田 敬和君	奥田 幹生君
奥野 誠亮君	加藤 紘一君
加藤常太郎君	加藤 六月君
狩野 明男君	鹿野 道彦君
海部 俊樹君	梶山 静六君
粕谷 茂君	片岡 清一君
金子 一平君	金子 岩三君
金丸 信君	亀井 静香君
亀井 善之君	亀岡 高夫君
鴨田利太郎君	唐沢俊二郎君
川崎 二郎君	川田 正則君
瓦 力君	木野 晴夫君
木部 佳昭君	木村武千代君
木村 俊夫君	木村 守男君
菊池福治郎君	岸田 文武君
北川 石松君	北口 博君
北村 義和君	久間 章生君
久野 忠治君	久保田円次君
工藤 巖君	鯨岡 兵輔君
熊川 次男君	倉成 正君
小坂善太郎君	小坂徳三郎君
小宮山重四郎君	小山 長規君
古賀 誠君	後藤田正晴君

河本 敏夫君	高村 正彦君
國場 幸昌君	近藤 鉄雄君
近藤 元次君	左藤 恵君
佐々木義武君	佐藤 一郎君
佐藤 信二君	佐藤 守良君
佐野 嘉吉君	斎藤滋与史君
齋藤 邦吉君	三枝 三郎君
坂田 道太君	坂本三十次君
桜井 新君	櫻内 義雄君
笹山 登生君	志賀 節君
始関 伊平君	椎名 素夫君
塩川正十郎君	塩崎 潤君
塩谷 一夫君	澁谷 直藏君
島村 宜伸君	正示啓次郎君
白川 勝彦君	白濱 仁吉君
鈴木 善幸君	砂田 重民君
住 栄作君	瀬戸山三男君
関谷 勝嗣君	園田 直君
染谷 誠君	田澤 吉郎君
田中 龍夫君	田中 六助君
田邊 國男君	田原 隆君
田村 元君	田村 良平君
泰道 三八君	高鳥 修君
高橋 辰夫君	竹内 黎一君
竹下 登君	竹中 修一君
谷 洋一君	谷垣 專一君
谷川 和穂君	玉生 孝久君

玉沢徳一郎君	地崎宇三郎君
近岡理一郎君	津島 雄二君
塚原 俊平君	辻 英雄君
戸井田三郎君	戸沢 政方君
渡海元三郎君	登坂重次郎君
東家 嘉幸君	友納 武人君
中尾 栄一君	中川 秀直君
中島源太郎君	中曾根康弘君
中西 啓介君	中野 四郎君
中村喜四郎君	中村 弘海君
中村正三郎君	中村 靖君
中山 利生君	中山 正暉君
長野 祐也君	灘尾 弘吉君
檜橋 進君	二階堂 進君
丹羽 兵助君	丹羽 雄哉君
西岡 武夫君	根本龍太郎君
野上 徹君	野田 毅君
野中 英二君	羽田 孜君
羽田野忠文君	葉梨 信行君
橋口 隆君	橋本龍太郎君
長谷川四郎君	長谷川 峻君
畑 英次郎君	八田 貞義君
鳩山 邦夫君	浜田卓二郎君
浜野 剛君	林 大幹君
林 義郎君	原 健三郎君
原田 憲君	原田昇左右君
平泉 涉君	平沼 赳夫君

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号
昭和五十八年度一般會計予算外二件

山中 貞則君	山下 元利君	山崎武三郎君	柳沢 伯夫君	安田 貴六君	森田 一君	森 喜朗君	森 清君	村山 達雄君	村上 勇君	武藤 嘉文君	宮澤 喜一君	水平 豊彦君	箕輪 登君	三原 朝雄君	三木 武夫君	松本 十郎君	松永 光君	前田 正男君	堀内 光雄君	保利 耕輔君	古井 喜實君	藤本 孝雄君	藤田 義光君	藤井 勝志君	福島 謙二君	深谷 隆司君
山村新治郎君	山下 徳夫君	山崎平八郎君	山崎 拓君	保岡 興治君	森山 欽司君	森下 元晴君	森 美秀君	栗山 明君	村田敬次郎君	村岡 兼造君	宮下 創平君	宮崎 茂一君	水野 清君	三塚 博君	三ッ林弥太郎君	三池 信君	松野 幸泰君	牧野 隆守君	堀之内久男君	細田 吉藏君	古屋 亨君	船田 元君	藤波 孝生君	藤尾 正行君	福永 健司君	吹田 悞君
佐藤 誼君	佐藤 観樹君	後藤 茂君	小林 進君	久保 等君	木島喜兵衛君	川本 敏美君	金子 みつ君	勝間田清一君	岡田 利春君	大出 俊君	小川 省吾君	上原 康助君	上田 卓三君	稲葉 誠一君	池端 清一君	井上 普方君	井上 泉君	飛鳥田一雄君	阿部 助哉君	否とする議員の氏名					与謝野 馨君	山本 幸雄君
沢田 広君	佐藤 敬治君	上坂 昇君	小林 恒人君	串原 義直君	木間 章君	河上 民雄君	川俣健二郎君	角屋堅次郎君	加藤 万吉君	大原 亨君	小野 信一君	小川 国彦君	上田 哲君	岩垂寿喜男君	石橋 政嗣君	伊藤 茂君	井上 一成君	井岡 大治君	阿部未喜男君						綿貫 民輔君	湯川 宏君
市川 雄一君	有島 重武君	渡辺 三郎君	米田 東吾君	横山 利秋君	山本 政弘君	山田 耻目君	安井 吉典君	八木 昇君	村山 喜一君	水田 稔君	前川 旦君	藤田 高敏君	広瀬 秀吉君	長谷川正三君	野坂 浩賢君	永井 孝信君	中村 茂君	梶野 泰二君	戸田 菊雄君						下平 正一君	嶋崎 謙君
大久保直彦君	石田幸四郎君	浅井 美幸君	渡部 行雄君	吉原 米治君	湯山 勇君	山花 貞夫君	山口 鶴男君	矢山 有作君	森井 忠良君	武藤 山治君	松沢 俊昭君	細谷 治喜君	福岡 義登君	日野 市朗君	馬場 昇君	野口 幸一君	中村 重光君	中西 績介君	土井たか子君	塚田 庄平君	竹内 猛君	田邊 誠君	田口 一男君	新盛 辰雄君	城地 豊司君	清水 勇君
和田 一仁君	吉田 之久君	三浦 隆君	林 保夫君	西田 八郎君	中野 寛成君	塚本 三郎君	竹本 孫一君	佐々木良作君	小渊 正義君	神田 厚君	岡田 正勝君	小沢 貞孝君	渡部 一郎君	山田 太郎君	正木 良明君	平石磨作太郎君	西中 清君	玉城 栄一君	竹内 勝彦君	田中 昭二君	柴田 弘君	斎藤 実君	草川 昭三君	鍛冶 清君	沖本 泰幸君	大野 潔君
渡辺 朗君	米沢 隆君	横手 文雄君	部谷 孝之君	西村 章三君	永末 英一君	中井 治君	玉置 一弥君	塩田 晋君	近藤 豊君	木下敬之助君	春日 一幸君	大内 啓伍君	青山 丘君	吉浦 忠治君	荻仲 義彦君	伏木 和雄君	春田 重昭君	鳥居 一雄君	武田 一夫君	竹入 義勝君	鈴切 康雄君	坂井 弘一君	草野 威君	北側 義一君	長田 武士君	大橋 敏雄君

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一)

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

一七八

安藤 巖君 岩佐 恵美君
浦井 洋君 小沢 和秋君
金子 満広君 栗田 翠君
小林 政子君 榎 利夫君
瀬崎 博義君 瀬長亀次郎君
辻 第一君 寺前 巖君
中路 雅弘君 中島 武敏君
野間 友一君 林 百郎君
東中 光雄君 不破 哲三君
藤田 スミ君 藤原ひろ子君
正森 成二君 松本 善明君
三浦 久君 三谷 秀治君
簗輪 幸代君 村上 弘君
山原健二郎君 四ツ谷光子君
渡辺 貢君 阿部 昭吾君
甘利 正君 伊藤 公介君
石原健太郎君 菅 直人君
小杉 隆君 河野 洋平君
田川 誠一君 田島 衛君
中馬 弘毅君 橋崎弥之助君
山口 敏夫君 依田 実君
岡田 春夫君

の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。商工委員長登坂重次郎君。

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案及び
同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔登坂重次郎君登壇〕

○登坂重次郎君 たいだいま議題となりました金属
鉱業事業団法の一部を改正する法律案につきまし
て、商工委員会における審査の経過並びに結果を
御報告申し上げます。

本案は、わが国の産業活動及び国民生活におい
て必要不可欠な原材料となつておる希少金属の石
油以上と言われる脆弱な供給構造にかんがみ、緊
急時に備えた国家備蓄の創設等、備蓄体制を整備
しようとするものでありまして、その内容は、金
属鉱業事業団にみづから備蓄を行う業務を追加す
るものであります。この結果、昭和六十二年度ま
でに十日分の民間備蓄に加え、五十日分の共同備
蓄及び国家備蓄が達成されることとなります。

日程第一 金属鉱業事業団法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、金属鉱業事業団法

す。
なお、本案に対し、国家備蓄創設の趣旨に即し
た運用上の配慮等について附帯決議が行われまし
たことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、本案は委
員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 造幣局特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第二、造幣局特別会計法

の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。大蔵委員長森美秀君。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案及び
同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔森美秀君登壇〕

○森美秀君 たいだいま議題となりました造幣局特

別会計法の一部を改正する法律案につきまして、
大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報
告申し上げます。

初めに、この法律案の主な内容を申し上げます
と、造幣局特別会計の補助貨幣回収準備金は、補
助貨幣の発行現在額に見合う資金を保有しており
ますが、現下の厳しい財政事情及びこれまでの制
度運営の経験等にかんがみ、今後は、毎会計年度
末における同資金の額が、補助貨幣の引きかえま
たは回収その他造幣局の事業の状況を勘案して政
令で定める額を超えるときは、その超える額に相
当する金額を同資金から一般会計の歳入に繰り入
れることとするほか、同資金補足のための一時借
入金の規定を設ける等所要の規定の整備を図るこ
ととするものであります。

本案につきましては、去る二月二十二日竹下大
蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に
入り、三月二日質疑を終了し、三月四日討論に付
しましたところ、自由民主党を代表して中西啓介
君からは賛成の旨の、また、日本社会党・護憲共
同を代表して伊藤茂君、公明党・国民会議を代表
して鳥居一雄君、民社党・国民連合を代表して米
沢隆君、日本共産党を代表して簗輪幸代君及び新
自由クラブ・民主連合を代表して小杉隆君からは、
それぞれ反対の旨の意見が述べられました。
次いで、採決いたしました結果、本案は多数を
もつて原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

なお、本案に対しましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後九時四十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
法務大臣 秦野 章君
外務大臣 安倍晋太郎君
大蔵大臣 竹下 登君
文部大臣 瀬戸山三男君
厚生大臣 林 義郎君
農林水産大臣 金子 岩三君

通商産業大臣 山中 貞則君
運輸大臣 長谷川 峻君
郵政大臣 松垣徳太郎君
労働大臣 大野 明君
建設大臣 内海 英男君
自治大臣 山本 幸雄君
國務大臣 加藤 六月君
國務大臣 堀木 又三君
國務大臣 後藤田正晴君
國務大臣 齋藤 邦吉君
國務大臣 塩崎 潤君
國務大臣 谷川 和穂君
國務大臣 丹羽 兵助君
國務大臣 安田 隆明君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る三日、本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理委員会
近藤 英明君 堀家 嘉郎君
伊達 秋雄君 鬼木 勝利君
中沢伊登子君
同予備委員
吉岡 恵一君 萩原 博司君

遠藤 隆次君 松尾 信人君
岡本 丈君

(通知書受領及び通知)
一、去る四日、徳永参議院議長から福田議長あて、参議院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会
近藤 英明君 堀家 嘉郎君
伊達 秋雄君 鬼木 勝利君
中沢伊登子君
同予備委員
吉岡 恵一君 萩原 博司君
遠藤 隆次君 松尾 信人君
岡本 丈君

また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

(理事補欠選任)

一、去る三日、科学技術委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 吉田 之久君 (理事和田一仁君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

一、昨七日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 川俣健二郎君 (理事川俣健二郎君去る四日委員辞任につきその補欠)
理事 藤田 高敏君 (理事藤田高敏君去る四

日委員辞任につきその補欠)

理事 坂井 弘一君 (理事坂井弘一君去る四日委員辞任につきその補欠)

理事 大内 啓伍君 (理事大内啓伍君去る四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

梅野 崇二君 岡田 利春君

外務委員

岡田 利春君 梅野 崇二君

辞任 補欠

土井たか子君 沢田 広君

林 保夫君 竹本 孫一君

中路 雅弘君 不破 哲三君

沢田 広君 土井たか子君

竹本 孫一君 林 保夫君

文教委員

辞任 補欠

有島 重武君 矢野 絢也君

農林水産委員

辞任 補欠

上草 義輝君 澁谷 直藏君

小里 貞利君 正示啓次郎君

太田 誠一君 田中 龍夫君

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一) 朗読を省略した議長の報告

川田 正則君	渡海元三郎君	石橋 一弥君	法務委員	佐藤 鋼樹君	広瀬 秀吉君
岸田 文武君	根本龍太郎君	植竹 繁雄君	辞任	竹内 勝彦君	柴田 弘君
北村 義和君	藤尾 正行君	浦野 休興君	鍛冶 清君	小沢 貞孝君	玉置 一弥君
近藤 元次君	藤田 義光君	鴨田利太郎君	坂井 弘一君	渡辺 貢君	正森 成二君
田名部匡省君	村山 達雄君	熊川 次男君	外務委員	文教委員	
通信委員			辞任	補欠	
大橋 敏雄君	大久保直彦君	岡田 利春君	渡部 一郎君	柴田 弘君	
辞任	補欠	土井たか子君	林 保夫君	玉置 一弥君	
科学技術委員		鍛冶 清君	柴田 弘君	渡部 一郎君	
辞任	補欠	柴田 弘君	玉置 一弥君	林 保夫君	
不破 哲三君	山原健二郎君	三浦 隆君	大蔵委員	補欠	
予算委員		安藤 巖君	辞任	補欠	
辞任	補欠	小沢 和秋君	木村武千代君	羽田 孜君	
岡田 利春君	五十嵐広三君	狩野 明男君	小泉純一郎君	青木 正久君	
沢田 広君	土井たか子君	川本 敏美君	毛利 松平君	津島 雄二君	
大久保直彦君	柴田 弘君	上坂 昇君	阿部 助哉君	上田 哲君	
矢野 絢也君	鍛冶 清君	渡部 行雄君	広瀬 秀吉君	佐藤 鋼樹君	
竹本 孫一君	三浦 隆君	白井日出男君	柴田 弘君	竹内 勝彦君	
小林 政子君	小沢 和秋君	中村 茂君	玉置 一弥君	小沢 貞孝君	
三谷 秀治君	安藤 巖君	上坂 昇君	正森 成二君	渡辺 貢君	
渋谷 直藏君	白川 勝彦君	中村 茂君	青木 正久君	小泉純一郎君	
正示啓次郎君	宮下 創平君	渡部 行雄君	津島 雄二君	毛利 松平君	
田中 龍夫君	亀井 善之君		上田 哲君	阿部 助哉君	

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官報(外号)

一八一

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一) 朗読を省略した議長の報告

瀬長亀次郎君	小沢 和秋君	榑崎弥之助君	伊藤 公介君	法務委員	岡田 利春君	渡辺 三郎君
野間 友一君	渡辺 貢君	安藤 巖君	岩佐 恵美君	辞任	補欠	
山原健二郎君	中島 武敏君	小沢 和秋君	箕輪 幸代君	榑野 泰二君	岩垂寿喜男君	
池端 清一君	稲葉 誠一君	井上 替万君	岡田 利春君	鍛冶 清君	坂井 弘一君	
佐藤 誼君	小林 進君	上田 哲君	川俣健二郎君	岩垂寿喜男君	榑野 泰二君	
草野 威君	玉城 栄一君	新盛 辰雄君	木島喜兵衛君	坂井 弘一君	鍛冶 清君	
竹内 勝彦君	平石磨作太郎君	永井 孝信君	藤田 高敏君	外務委員		
西中 清君	武田 一夫君	水田 稔君	佐藤 観樹君	辞任	補欠	
小沢 和秋君	東中 光雄君	有島 重武君	草野 威君	土井たか子君	小林 進君	
中島 武敏君	山原健二郎君	鈴切 康雄君	草川 昭三君	小林 進君	土井たか子君	
渡辺 貢君	安藤 巖君	渡部 一郎君	坂井 弘一君	社会労働委員	補欠	
鈴木 強君	岩垂寿喜男君	塩田 晋君	竹本 孫一君	辞任	補欠	
玉城 栄一君	有島 重武君	中野 寛成君	大内 啓伍君	川本 敏美君	木島喜兵衛君	
平石磨作太郎君	斎藤 実君	岩佐 恵美君	瀬崎 博義君	農林水産委員	川本 敏美君	
岡田 正勝君	部谷 孝之君	箕輪 幸代君	中路 雅弘君	辞任	補欠	
横手 文雄君	木下敬之助君	山原健二郎君	寺前 巖君	農林水産委員	補欠	
東中 光雄君	中路 雅弘君	伊藤 公介君	榑崎弥之助君	辞任	補欠	
清水 勇君	水田 稔君	議院運営委員		商工委員		
広瀬 秀吉君	上田 哲君	辞任	補欠	辞任	補欠	
斎藤 実君	鈴切 康雄君	榑井 新君	長野 祐也君	清水 勇君	大出 俊君	
部谷 孝之君	塩田 晋君	長野 祐也君	榑井 新君	渡辺 三郎君	岡田 利春君	
小沢 貞孝君	中野 寛成君	一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		大出 俊君	清水 勇君	
中路 雅弘君	小沢 和秋君					

昭和五十八年三月八日 衆議院会議録第十号(一) 朗読を省略した議長の報告

佐藤 誼君	井上 普方君	小川 国彦君	大出 俊君	坂井 弘一君	鍛冶 清君	建設委員	井上 普方君	小林 進君
山本 政弘君	水田 稔君	鈴木 強君	岡田 利春君	補欠	藤田 高敏君	井上 普方君	小林 進君	野坂 浩賢君
加藤 万吉君	渡辺 三郎君	田中 恒利君	藤田 高敏君	川本 敏美君	藤田 高敏君	井上 普方君	小林 進君	関 晴正君
水田 稔君	竹内 猛君	竹内 猛君	岩垂寿喜男君	川本 敏美君	川本 敏美君	小林 進君	井上 普方君	野坂 浩賢君
草川 昭三君	大橋 敏雄君	沖本 泰幸君	草野 威君	藤田 高敏君	川本 敏美君	小林 進君	井上 普方君	関 晴正君
栗田 翠君	三浦 久君	平石磨作太郎君	武田 一夫君	農林水産委員	補欠	野坂 浩賢君	関 晴正君	
榊 利夫君	簗輪 幸代君	吉浦 忠治君	草川 昭三君	辞任	補欠	科学技術委員	林 保夫君	大内 啓伍君
田口 一男君	小川 国彦君	渡部 一郎君	坂井 弘一君	澁谷 直藏君	上草 義輝君	辞任	林 保夫君	大内 啓伍君
土井たか子君	小林 進君	岡田 正勝君	木下敬之助君	正示啓次郎君	小里 貞利君	林 保夫君	大内 啓伍君	林 保夫君
草野 威君	長田 武士君	中野 寛成君	大内 啓伍君	田中 龍夫君	太田 誠一君	大内 啓伍君	林 保夫君	林 保夫君
武田 一夫君	平石磨作太郎君	中島 武敏君	瀬崎 博義君	渡海元三郎君	川田 正則君	予算委員	大内 啓伍君	林 保夫君
鳥居 一雄君	渡部 一郎君	三浦 久君	中路 雅弘君	根本龍太郎君	岸田 文武君	辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
塩田 晋君	岡田 正勝君	一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		藤尾 正行君	北村 義和君	辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
玉置 一弥君	中野 寛成君	内閣委員		藤田 義光君	近藤 元次君	辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
井上 普方君	伊賀 定盛君	補欠		村山 達雄君	田名部匡省君	辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
長田 武士君	沖本 泰幸君	補欠		運輸委員		辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
簗輪 幸代君	村上 弘君	補欠		辞任		辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
伊賀 定盛君	鈴木 強君	補欠		小林 恒人君	木島喜兵衛君	辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
新村 勝雄君	上田 哲君	補欠		木島喜兵衛君	小林 恒人君	辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
渡辺 三郎君	川俣健二郎君	補欠		通信委員		辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
大橋 敏雄君	吉浦 忠治君	補欠		辞任		辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
村上 弘君	中島 武敏君	補欠		中井 洽君	竹本 孫一君	辞任	大内 啓伍君	林 保夫君
上田 哲君	木島喜兵衛君	補欠		竹本 孫一君	中井 洽君	辞任	大内 啓伍君	林 保夫君

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一) 朗読を省略した議長の報告

木下敬之助君	小淵 正義君	寺前 巖君	四ッ谷光子君	鳥居 一雄君	草野 威君	例に関する法律案
竹本 孫一君	中井 治君	小杉 隆君	石原健太郎君	岡田 正勝君	大内 啓伍君	電源開発促進税法の一部を改正する法律案
寺前 巖君	四ッ谷光子君	小川 国彦君	稲葉 誠一君	神田 厚君	木下敬之助君	(議案付託)
中路 雅弘君	渡辺 貢君	和田 一仁君	中井 治君	中井 治君	竹本 孫一君	一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
串原 義直君	清水 勇君	藤原ひろ子君	山原健二郎君	安藤 巖君	寺前 巖君	
佐藤 諄君	湯山 勇君	四ッ谷光子君	安藤 巖君	榊 利夫君	瀬崎 博義君	昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)
西中 清君	沖本 泰幸君	石原健太郎君	菅 直人君	藤田 スミ君	中路 雅弘君	大蔵委員会 付託
小淵 正義君	玉置 一弥君	沖本 泰幸君	有島 重武君	菅 直人君	榊崎弥之助君	(議案送付)
中井 治君	塚本 三郎君	竹内 勝彦君	柴田 弘君	石橋 一弥君	渡海元三郎君	一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
渡辺 貢君	箕輪 幸代君	玉城 栄一君	鳥居 一雄君	植竹 繁雄君	根本龍太郎君	国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
井上 普方君	小林 進君	玉置 一弥君	神田 厚君	浦野 然興君	藤尾 正行君	電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案
長田 武士君	竹内 勝彦君	辻 第一君	浦井 洋君	亀井 善之君	田中 龍夫君	電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案
四ッ谷光子君	野間 友一君	山原健二郎君	瀬崎 博義君	鳴田利太郎君	藤田 義光君	(調査要求承認)
榊崎弥之助君	伊藤 公介君	有島 重武君	斎藤 実君	熊川 次男君	村山 達雄君	一、科学技術委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る三日これを承認した。
菱仲 義彦君	玉城 栄一君	浦井 洋君	藤田 スミ君	白川 勝彦君	澁谷 直蔵君	国政調査承認要求書
塚本 三郎君	和田 一仁君	瀬崎 博義君	榊 利夫君	宮下 創平君	正示啓次郎君	一、調査する事項
瀬崎 博義君	榊 利夫君	上原 康助君	大出 俊君	(議案提出)		
野間 友一君	寺前 巖君	川本 敏美君	藤田 高敏君	一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。		
箕輪 幸代君	辻 第一君	後藤 茂君	野坂 浩賢君	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案		
伊藤 公介君	小杉 隆君	清水 勇君	佐藤 観樹君	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特		
関 晴正君	村山 喜一君	村山 喜一君	木島喜兵衛君			
湯山 勇君	後藤 茂君	斎藤 実君	坂井 弘一君			
榊 利夫君	藤原ひろ子君	柴田 弘君	武田 一夫君			

一、科学技術振興の基本施策に関する事項 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項 三、宇宙開発に関する事項 四、海洋開発に関する事項 五、生命科学に関する事項 六、新エネルギーの研究開発に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 昭和五十八年三月三日 科学技術委員長 永田 亮一 衆議院議長 福田 一 殿 (質問書提出) 一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	学校法人東日本学園大学の運営に関する質問主意書(新村勝雄君提出) 一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 日韓首脳会談・共同声明に関する質問主意書(野間友一君提出)		
---	--	--	--

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和五十八年三月八日

第九十八回 衆議院會議録 第十号(二)

〔本号(二)の範囲〕

昭和五十八年度一般会計予算
の
国債の提出による。

昭和五十八年一月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和五十八年度一般会計予算
予 算 総 則

(歳入歳出予算)

第1条 昭和五十八年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ50,879,603,315千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

(継続費)

第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

(繰越明許費)

第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

(国庫債務負担行為)

第4条 「財政法」第15条第1項の規定により昭和五十八年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(歳入歳出予算等の内訳)

第5条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

(公債発行の限度額)

第6条 「財政法」第4条第1項ただし書の規定により昭和五十八年度において公債を発行することができる限度額は、6,365,000,000千円とする。

2 「昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」(仮称)の規定により公債を発行することができる限度額は、6,980,000,000千円とする。

3 前2項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額額をう

めるため必要な金額を各項の限度額に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(公共事業費の範囲)

第7条 「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所 管	組 織	項
国 会	衆 議 院 参 議 院	衆議院施設費 参議院施設費 国立国会図書館施設費
裁 判 所	裁 判 所	裁判所施設費
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	会計検査院施設費
総 理 府	警 察 庁	警察庁 (通信施設整備費に限る。)、船舶建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助 (都道府県警察施設整備費補助金に限る。)
警 察 庁	北 海 道 開 発 庁	北海道治水事業費、北海道治水工事諸費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道道路整備事業費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾事業費、北海道漁港施設費、北海道空港整備事業費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道公園事業工事諸費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道土地改良事業等工事諸費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道施設整備費、北海道災害復旧事業工事諸費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費
科 学 技 術 庁	科 学 技 術 庁	科学技術庁試験研究所施設費 自然公園等施設整備費、国立水医病研究センター施設費
沖 縄 開 発 庁	沖 縄 開 発 庁	沖縄開発庁 (沖縄振興特別事業費補助金に限る。)、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生等対策諸費 (保

		施設費、国立美術館施設費、文化庁研究所施設費
厚生省	厚生本省 厚生本省試験研究施設 国立らい療養所 国立更生保護施設	保健衛生施設整備費、国立病院及療養所施設費、社会福祉施設整備費、中国帰国孤児定着促進センター施設費、環境衛生施設整備費 厚生本省試験研究施設費 国立らい療養所施設費 国立更生保護所施設費
農林水産省	農林水産本省 農林水産本省検査指導機関 地方農政局 林野庁 水産庁	農林水産本省施設費、農業振興費（地域改善対策事業費補助金及び山村等振興対策事業費補助金に限る。）、農業構造改善対策費（農業構造改善事業費補助金に限る。）、農蚕園芸振興費（地域農業生産総合振興事業費補助金に限る。）、畜産振興費（畜産総合対策事業費補助金に限る。）、卸売市場施設整備費、海岸事業費、土地改良事業費、農用地開発事業費、特定地域農業開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費 農林水産業技術振興施設費 農林水産本省検査指導所施設費 海岸事業工事諸費、土地改良事業等工事諸費、農業施設災害復旧事業工事諸費 林業振興費（林業構造改善事業費補助金に限る。）、治山事業費、造林事業費、林道事業費、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費、森林開発公園事業費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費 水産庁施設費、船舶建造費、水産業振興費（沿岸漁業構造改善事業費補助金、漁業振興施設整備費補助金及び地域改善対策事業費補助金に限る。）、海岸事業費、漁港施設費、農林漁業用揮発油税財

		源身普漁港閘道整備事業費、沿岸漁場整備開発事業費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
通商産業省	通商産業省工業技術院	通商産業省施設費、工業用水道事業費 大型工業技術研究所施設費、エネルギー技術研究所施設費、工業技術院試験研究所施設費
運輸省	運輸省	運輸本省（観光レクリエーション地区施設整備補助金に限る。）、日本国有鉄道事業助成費（日本国有鉄道特別施設整備補助金及び日本国有鉄道整備新幹線建設調査費補助金に限る。）、日本鉄道建設公団事業助成費（日本鉄道建設公団整備新幹線建設調査費補助金に限る。）、本州四国連絡橋公団事業助成費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業費、空港整備事業費、日本国有鉄道防災事業費、港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事諸費、港湾施設災害関連事業費 運輸本省試験研究所施設費 運輸本省教育機関海上保安庁庁舎 気象官署施設費
郵政省	郵政省電波研究所	電波監理施設費 電波研究所施設費
建設省	建設省	官庁営繕費、河川管理施設整備費、有料道路災害復旧事業費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、住宅建設等事業費、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業工事諸費、都市災害復旧事業費、河川等災害関連事業費 国土地理院施設費 建設本省試験研究所施設費

地方建設局 道路災害復旧事業工事諸費、公園事業工事諸費

(一時借入金等の最高額)

第8条 「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券及び一時借入金の最高額は、7,800,000,000千円とする。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)

第9条 「財政法」第15条第2項の規定により昭和58年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

(損失補償契約及び国際機関拠出金等の限度額)

第10条 次の表の左欄に掲げる契約等の金額の限度は、昭和58年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区 分	限 度 額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額 203,200,000千円
「矯正医官修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額 2,784
「公衆衛生修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額 13,920
「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項の規定による金額の限度	昭和58年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額 521,265
「漁業近代化資金助成法」第4条第3項の規定による金額の限度	昭和58年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額 59,846
「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」第4条の規定による金額の限度	昭和58年度以降12箇年度間を通ずる利子補給金の総額 4,807,032

2 「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第4項の規定により、昭和58年度において、アジア開発銀行の特別基金に充てるため拠出することのできる金額の限度は、283,450,969千円とする。

3 「アメリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第2条第3項の規定により、昭和58年度において、アメリカ開発基金に出資することのできる金額の限度は、82,325,744千円とする。

4 「米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第2項の規定により、昭和58年度において、米州開発銀行に出資することのできる金額及び同銀行の特別業務基金に充てるため拠出することのできる金額のそれぞれの限度は、外国貨幣換算率（昭和57年7月1日及び昭和58年1月1日における「外国為替及び外国貿易管理法」第7条第1項又は第2項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場）のそれぞれを平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを

4

四倍五入する。)をいう。以下同じ。)により換算した金額が53,157,304千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額を「米州開発銀行を設立する協定」第2 A条第1項(a)に規定する合衆国ドルに換算した金額及び外国貨幣換算率により換算した金額が30,464,980千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額とする。

5 「一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第2項の規定により、昭和58年度において、一次産品のための共通基金の第二勘定の財源に充てたるための任意拠出金として拠出することができる金額の限度は、外国貨幣換算率により換算した金額が6,669,000千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額とする。

(債務保証契約の限度額)

第11条 次の表の左欄に掲げる法人が昭和58年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により、政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債 務	根 拠 規 定	金 額 の 限 度
1 日本国有鉄道 公券により発行する鉄道 債券に係る債務	「鉄道債券及び電信電話債 券等に係る債務の保証に関 する法律」	額面総額495,000,000千円及びその 利息に相当する金額
2 中小企業金融公庫 公券により発行する中小 企業債券の元本の償還及 び利息の支払	「中小企業金融公庫法」第25 条の3	額面総額67,000,000千円及びその 利息に相当する金額
3 北海道東北開発公庫 公券により発行する北海 道東北開発債券の元本の 償還及び利息の支払	「北海道東北開発公庫法」第 28条	額面総額83,700,000千円及びその 利息に相当する金額
4 公営企業金融公庫 公券により発行する公営 企業債券の元本の償還及 び利息の支払	「公営企業金融公庫法」第26 条	額面総額1,220,000,000千円及びそ の利息に相当する金額
5 日本道路公団 公券又は資金運用部の引 受けにより発行する道路 債券に係る債務	「日本道路公団法」第28条	額面総額577,900,000千円及びその 利息に相当する金額

6 首都高速道路公団 公券により発行する首都 高速道路債券に係る債務	「首都高速道路公団法」第38 条の2	額面総額76,200,000千円及びその 利息に相当する金額
7 水資源開発公団 公券により発行する水資 源開発債券及び借入金に 係る債務	「水資源開発公団法」第41条	額面総額及び元本金額の合計額 5,000,000千円並びにその利息に相 当する金額
8 阪神高速道路公団 公券により発行する阪神 高速道路債券及び借入金 に係る債務	「阪神高速道路公団法」第38 条	額面総額及び元本金額の合計額 54,300,000千円並びにその利息に 相当する金額
9 船舶整備公団 公券により発行する船舶 整備債券及び借入金に係 る債務	「船舶整備公団法」第26条の 2	額面総額及び元本金額の合計額 10,000,000千円並びにその利息に 相当する金額
10 日本鉄道建設公団 公券により発行する鉄道 建設債券に係る債務	「日本鉄道建設公団法」第29 条の2	額面総額90,000,000千円及びその 利息に相当する金額
11 石油公団 公券により発行する石油 債券及び借入金に係る債 務	「石油公団法」第26条	額面総額及び元本金額の合計額 818,800,000千円並びにその利息に 相当する金額
12 本州四国連絡橋公団 公券により発行する本州 四国連絡橋債券及び借入 金に係る債務	「本州四国連絡橋公団法」第 39条	額面総額及び元本金額の合計額 70,000,000千円並びにその利息に 相当する金額
13 地域振興整備公団 公券により発行する地域 振興整備債券及び借入金 に係る債務	「地域振興整備公団法」第26 条の2	額面総額及び元本金額の合計額 22,400,000千円並びにその利息に 相当する金額
14 住宅・都市整備公団 公券により発行する住 宅・都市整備債券及び借 入金に係る債務	「住宅・都市整備公団法」第 56条	額面総額及び元本金額の合計額 175,800,000千円並びにその利息に 相当する金額

15 畜産振興事業団 借入金に係る債務	「畜産物の価格安定等に関する法律」第54条第4項	元本金額10,200,000千円及びその利息に相当する金額
16 金属鉱業事業団 公募により発行する金属鉱業債券及び借入金に係る債務	「金属鉱業事業団法」第25条の2	額面総額及び元本金額の合計額62,500,000千円並びにその利息に相当する金額
17 中小企業事業団 公募により発行する中小企業事業団債券及び借入金に係る債務	「中小企業事業団法」第30条	額面総額及び元本金額の合計額2,000,000千円並びにその利息に相当する金額
18 動力炉・核燃料開発事業団 公募により発行する動力炉・核燃料開発債券及び借入金に係る債務	「動力炉・核燃料開発事業団法」第34条	額面総額及び元本金額の合計額18,900,000千円並びにその利息に相当する金額
19 五穀砂糖類価格安定事業団 借入金に係る債務	「五穀砂糖類価格安定事業団法」第38条第4項	元本金額22,500,000千円及びその利息に相当する金額
20 日本下水道事業団 借入金に係る債務	「日本下水道事業団法」第35条第1項	元本金額6,400,000千円及びその利息に相当する金額
21 社会保険診療報酬支払基金 借入金に係る債務	「老人保健法」第73条	元本金額190,000,000千円及びその利息に相当する金額
22 海外経済協力基金 公募により発行する海外経済協力基金債券及び借入金に係る債務	「海外経済協力基金法」第29条の4	額面総額及び元本金額の合計額13,000,000千円並びにその利息に相当する金額
23 林業信用基金 借入金に係る債務	「林業等振興資金融通暫定措置法」第7条第3項	元本金額2,075,000千円及びその利息に相当する金額
24 医薬品副作用被害救済基金 借入金に係る債務	「医薬品副作用被害救済基金法」附則第6条第3項	元本金額3,000,000千円及びその利息に相当する金額
25 大阪国際空港周辺整備機構 公募により発行する大阪国際空港周辺整備債券及び借入金に係る債務	「公共用飛行場周辺における航空機騒音等による障害の防止等に関する法律」第53条	額面総額及び元本金額の合計額700,000千円並びにその利息に相当する金額
26 新エネルギー総合開発機構 公募により発行する新エネルギー総合開発債券及び借入金に係る債務	「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」第46条	額面総額及び元本金額の合計額9,400,000千円並びにその利息に相当する金額
27 電源開発株式会社 イ 公募により発行する社債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務 ロ 社債のうち次に掲げるものに係る債務 （1）外貨をもつて支払われるもの（2）に掲げるものを除く。） （2）引受契約により本邦通貨を基準として外貨をもつて支払われるもの （3）本邦通貨をもつて支払われる社債のうち外国において発行するもの又は本邦において外国政府等の引受けにより発行するもの	「電源開発促進法」第27条 同 条	額面総額21,000,000千円及びその利息に相当する金額 （1）に掲げる社債にあつては外貨表示の額面総額を外国貨幣換算率により換算した金額、（2）に掲げる社債にあつては引受契約において定められた本邦通貨の金額による元本金額及び（3）に掲げる社債にあつては本邦通貨表示の額面総額の合計額が14,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額（1）に掲げる社債にあつては当該外貨表示の額面総額、（2）に掲げる社債にあつては引受契約において定められた換算率により換算した外貨の金額、（3）に掲げる社債にあつては当該額面総額）並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に

		相当する金額並びに減債基金等に 払い込むべき金額に相当する金額
28 日本航空株式会社 イ 公募により発行する 社債(ロに掲げるもの を除く。)に係る債務 ロ 社債のうち次に掲げ るものに係る債務 (1) 外貨をもつて支払 われるもの(②に掲 げるものを除く。) (2) 引受契約により本 邦通貨を基準として 外貨をもつて支払わ れるもの (3) 本邦通貨をもつて 支払われる社債のう ち外国において発行 するもの又は本邦に おいて外国政府等の 引受けにより発行す るもの	「日本航空株式会社法」第9 条第1項 同 項	額面総額5,000,000千円及びその利 息に相当する金額 (1)に掲げる社債にあつては外貨表 示の額面総額を外国貨幣換算率に より換算した金額、(2)に掲げる社 債にあつては引受契約において定 められた本邦通貨の金額による元 本金額及び(3)に掲げる社債にあつ ては本邦通貨表示の額面総額の合 計額が55,000,000千円に相当する これらの社債に係る金額(1)に掲 げる社債にあつては当該外貨表示 の額面総額、(2)に掲げる社債にあ つては引受契約において定めら れた換算率により換算した外貨の 金額、(3)に掲げる社債にあつては 当該額面総額)並びにその利息及 び元本の期限前任意償還に伴い支 払うべき加算金その他引受契約に 基づき支払うべき手数料等の経費 に相当する金額並びに減債基金等 に払い込むべき金額に相当する金 額
29 「国際復興開発銀行等 からの外貨の受入に関す る特別措置」に関する法 律「第2条第2項各号に 掲げる法人 債券又は地方債証券のう ち次に掲げるものに係る 債務 (1) 外貨をもつて支払わ れるもの(②に掲げる	「国際復興開発銀行等から の外貨の受入に関する特別 措置に関する法律」第2条 第2項	(1)に掲げる債券又は地方債証券に あつては外貨表示の額面総額を外 国貨幣換算率により換算した金額 及び(2)に掲げる債券又は地方債証 券にあつては引受契約において定 められた本邦通貨の金額による元

(2) 引受契約により本邦 通貨を基準として外貨 をもつて支払われるも の	本金額の合計額が340,000,000千円 に相当するこれらの債券又は地方 債証券に係る金額(1)に掲げる債 券又は地方債証券にあつては当該 外貨表示の額面総額、(2)に掲げる 債券又は地方債証券にあつては引 受契約において定められた換算率 により換算した外貨の金額)並び にその利息及び元本の期限前任意 償還に伴い支払うべき加算金その 他引受契約に基づき支払うべき手 数料等の経費に相当する金額並び に減債基金等に払い込むべき金額 に相当する金額
--	---

2 政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第2号から第14号までの各号、第20号、第22号、第25号若しくは第27号に掲げる法人の事業資金若しくは借入金及び債券により調達する資金又は同項第29号に掲げる法人の外貨債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債、地方債証券又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保證する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3 第1項第1号から第14号までの各号、第16号から第18号までの各号、第22号及び第25号から第29号までの各号に規定する債券、社債又は地方債証券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券、社債又は地方債証券の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額)があるときは、これらの金額を含む。)をこれらの各号に定める限度額(前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(予算の移替等)

第12条 行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは

は名称の変更を行い、又は主管・所管若しくは組織の間に於て予算の移管をすることができ
 2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられて
 いる行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管
 又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができ
 る。
 第18条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれ右欄の項に係る予算を使用する場
 合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移管をすること
 ができる。

所 管	組 織	項
総 理 府	総 理 府	生活基盤充実問題調査研究費 行政情報処理調査研究費
行 政 管 理 庁	行 政 管 理 庁	北海道沿岸事業費、北海道漁港施設費、北海道住 宅建設等事業費、北海道住宅対策諸費、北海道都 市計画事業費、北海道土地改良事業費、北海道農 用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業 費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海 道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道 施設整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道 農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査 費
防 衛 省	防 衛 省	施設運営等関連諸費
経 済 省	経 済 省	国民生活安定対策等経済政策推進費
科 学 技 術 省	科 学 技 術 省	科学技術振興調整費、海洋開発調査研究促進費、 国立機関原子力試験研究費、放射能調査研究費
環 境 省	環 境 省	環境保全総合調査研究促進調整費、国立機関公害 防止等試験研究費
沖 縄 開 発 庁	沖 縄 開 発 庁	沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生等対策諸費、 沖縄農業振興費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮 発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄住宅 対策諸費、沖縄特定開発事業推進調査費
国 土 庁	国 土 庁	災害対策総合推進調整費、国土計画基礎調査費、 定住構想推進調査費、奄美群島医療施設整備費、

大 蔵 省	大 蔵 省	難島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離 島農道等整備事業費、水資源開発事業費、国土総 合開発事業調整費
文 部 省	文 部 省	科学的財務管理調査費、公務員宿舍施設費（国 会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舍の設置に 係るものに限る。）
文 部 省	文 部 省	南極地域観測事業費

（予算の移用）
 第14条 「財政法」第38条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に
 掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間に於て相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる
 各項の経費の金額を当該各項の間に於て相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の
 経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間に於て相互に移用する場合とする。

第1表 各組織の間の移用

所 管	移用することのできる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
1 総 理 府	防衛本庁（施設整備費）と防衛施設庁（施設運営等関連諸費）
2 農 林 水 産 省	イ 農林水産技術会議（農林水産業技術振興費）と農林水産本省 試験研究機関（農林水産本省試験研究所）、農林水産本省検査 指導機関（農林水産本省検査指導所のうち、牧場及び農場に 係るものに限る。）、林野庁（林業試験場）及び水産庁（水産庁 試験研究所、水産大学校、北海道さけ・ますふ化場） ロ 農林水産本省（海洋事業費、土地改良事業費、農用地開発 事業費、特定地域農業開発事業費）と地方農政局（海岸事業工 事諸費、土地改良事業等工事諸費）
3 建 設 省	建設本省（都市計画事業費）と地方建設局（公園事業工事諸費）

第2表 各項の間の移用

所 管	組 織	移用することのできる項
1 総 理 府	北海道開発庁	イ 北海道沿岸事業費、北海道漁港施設費、北海

道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道施設整備費及び農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費の各々の間		道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道施設整備費及び農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費の各々の間	
北海道治水事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道公園事業工事諸費、北海道土地改良事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業工事諸費の各々の間		北海道治水事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道公園事業工事諸費、北海道土地改良事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業工事諸費の各々の間	
イの各々又は北海道治水事業費、北海道治山事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費及び航空機燃料税財源北海道空港整備事業費の各々の間		イの各々又は北海道治水事業費、北海道治山事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費及び航空機燃料税財源北海道空港整備事業費の各々の間	
イ 沖縄開発事業費と農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費		イ 沖縄開発事業費と農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費	
ロ 沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄公園事業工事諸費及び沖縄土地改良事業工事諸費の各々の間		ロ 沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄公園事業工事諸費及び沖縄土地改良事業工事諸費の各々の間	
ハ、イの各々又は揮発油税等財源沖縄道路整備事業費及び航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費の各々との各々		ハ、イの各々又は揮発油税等財源沖縄道路整備事業費及び航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費の各々との各々	
ハ 離島振興事業費と農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費		ハ 離島振興事業費と農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	
農林水産省 地方農政庁		農林水産省 地方農政庁	
2 農林水産省		農林水産省	
農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費		農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費	
海岸事業工事諸費と土地改良事業等工事諸費		海岸事業工事諸費と土地改良事業等工事諸費	
山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費		山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費	

水産庁	漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
3 運輸省	イ 海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ 漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
4 労働省	失業対策事業費、特定地域開発就労事業費及び職業転換対策事業費の各々の間
5 建設省	イ 海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ 河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費

第3表 各組織の間又は各々の間の移用

1 予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各々の間
2 予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各々の間

(俸給予算等の制限)

第15条 俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行つてはならない。

入歳

主 管	部	款	項	金 額(千円)
国 会	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	1,258,309	
		諸 収 入	445,071	
		国 有 財 産 貸 付 収 入	432,320	
		国 有 財 産 使 用 収 入	12,751	
		国會議員互助年金法納金	813,238	
		弁 償 及 返 納 金	749,327	
		物 品 売 払 収 入	1,728	
		雑 収 入	61,273	
			915	
裁 判 所	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	1,759,617	
		諸 収 入	599,902	
		国 有 財 産 貸 付 収 入	599,902	
		許 可 及 手 数 料	1,159,715	
		懲 罰 及 没 収 金	5,105	
		弁 償 及 返 納 金	302,986	
		物 品 売 払 収 入	96,758	
		雑 収 入	15,824	
			739,042	
会 計 検 査 院	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	23,975	
			22,622	
			22,548	
			74	

内 閣	雑 収 入	諸 収 入		金 入		
		國 有 財 産 利 用 収 入	諸 収 入			
總 理 府	官 業 益 金 及 官 業 収 入	國 有 財 産 利 用 収 入	諸 収 入	弁 償 及 返 納 金 入	1,353	
				物 品 売 払 収 入	1,240	
				雑 収 入	97	
					16	
政 府 資 産 整 理 収 入	官 業 益 金 及 官 業 収 入	國 有 財 産 利 用 収 入	諸 収 入	國 有 財 産 貸 付 収 入	14,173	
				國 有 財 産 貸 付 収 入	13,619	
				弁 償 及 返 納 金 入	13,619	
				物 品 売 払 収 入	554	
				雑 収 入	224	
					189	
					141	
政 府 資 産 整 理 収 入	官 業 益 金 及 官 業 収 入	國 有 財 産 利 用 収 入	諸 収 入	病 院 収 入	7,837,092	
				國 有 財 産 売 払 収 入	7,837,092	
				國 有 財 産 売 払 収 入	7,837,092	
				貸 付 金 等 回 収 金 収 入	451,639	
				事 故 補 償 費 返 還 金	303,800	
					303,800	
					147,839	
					45,607	
					102,232	
					13,147,722	
雑 収 入	官 業 益 金 及 官 業 収 入	國 有 財 産 利 用 収 入	諸 収 入	國 有 財 産 貸 付 収 入	5,431,804	
				國 有 財 産 貸 付 収 入	5,292,543	
				國 有 財 産 使 用 収 入	133,668	
				利 子 収 入	5,593	
					7,715,918	

法 務 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	諸 収 入	特別會計受入金	147,541
				授業料及入学検定料	18,585
				受託調査試験及役務収入	74,007
				弁償及返納収入金	3,908,961
				物品売払収入	1,070,000
				特別調達資金受入	1,335
				雑	2,495,489
				計	21,436,453
				国有財産貸付収入	567,103
				懲罰及沒収収入金	72,101,486
外 務 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	諸 収 入	懲罰及返納収入金	55,428,712
				弁償及返納収入金	997,847
				矯正官署作業収入	15,212,085
				物品売払収入	132,249
				雑	330,593
				国有財産貸付収入	3,171,744
				利子収入	377,573
				許可債及手返払収入	374,238
				弁償及売払収入	3,335
				雑	2,794,171
法 務 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	諸 収 入	許可債及手返払収入金	1,663,950
				弁償及売払収入	1,093,730
				雑	31,189
				計	5,302
				国有財産貸付収入	3,171,744
				利子収入	377,573
				許可債及手返払収入	374,238
				弁償及売払収入	3,335
				雑	2,794,171
				計	21,436,453

大 蔵 省	租 税 及 印 紙 収 入	租 税	所得人統	税	31,217,000,000
		所 法 人 統	税	31,012,000,000	
		相 酒 糖 消 費 油	税	13,805,000,000	
		砂 糖 消 費 油	税	9,497,000,000	
		揮 發 油	税	793,000,000	
		石 油	税	1,860,000,000	
		航 空 機 油	税	41,000,000	
		石 油	税	1,653,000,000	
		航 空 機 油	税	15,000,000	
		石 油	税	52,000,000	
		物 品	税	429,000,000	
		ト ラ ン プ 類	税	1,314,000,000	
		取 引 所	税	1,000,000	
		有 価 証 券 取 引	税	15,000,000	
		通 入 場	税	257,000,000	
		自 動 車 重 量	税	75,000,000	
		内 税	税	8,000,000	
		と	税	469,000,000	
	印 紙 収 入	印 紙 収 入	税	720,000,000	
	専 売 納 付 金			8,000,000	
				205,000,000	
				205,000,000	
				982,767,142	
				982,767,142	
				982,767,142	
	官 業 益 金 及 官 業 収 入			6,857,221	
				6,857,221	
				6,857,221	
				6,857,221	

政府資産整理収入	雑収入	国有財産処分収入		国有財産売却収入	
		回	等		
		取	金	等	取
		入	入	入	入
		国有財産利用収入		国有財産貸付収入	69,512,821
				国有財産使用収入	69,440,030
				配当金収入	72,791
				利子収入	932
				日本銀行納付金	7,887
				雑納付金	64,022
				文官恩給費特別会計等負担金	2,771,566,298
				特別会計受入金	20,472,038
				許可及及手渡収入	18,631,467
				懲罰及及返納金	2,768
				弁償品売却収入	2,750
				補助貨幣回収準備資金受入	1,835,053
				雑収入	1,131,696,429
				公債金	1,128,700,000
				公債金	2,996,429
				公債金	1,619,397,831
				公債金	25,700,010
				公債金	482,199,972
				公債金	3,108,179
				公債金	1,091,975
				公債金	332,773
				公債金	42,169
				公債金	1,106,393,488
				公債金	529,265
				公債金	13,345,000,000
				公債金	13,345,000,000
				公債金	6,365,000,000

特 例 公 債 金	前 年 度 剩 余 金 受 入 計	前 年 度 剩 余 金 受 入	文 部 省	厚 生 省
6,980,000,000				
1,704,733				
1,704,733				
1,704,733				
48,394,408,215				
2,143,991				
1,316,893				
85,090				
1,231,803				
827,098				
25,867				
12,520				
2,070				
670,321				
69,308				
47,012				
447,113				
447,113				
447,113				
1,026,585				
1,026,585				
1,026,585				
25,853,743				
95,190				
76,377				
4,602				
14,211				

農 林 水 産 省	雑 収 入	諸 収 入	特別会計受入金 授業料及入学検定料 許可及手数料 受託調査試験及役務収入 弁償及返納金 物品売却収入 雑入	25,758,553 1,300,000 15,041 469 25,539 24,183,565 87,175 146,764 計
通 商 産 業 省	専 売 納 付 金	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入 国 有 財 産 使 用 収 入	226,929,177 705,000 657,595 47,405 188,827,403
		納 付 金	日 本 中 央 競 馬 会 納 付 金	188,827,403
		諸 収 入	特 別 会 計 受 入 金 公 共 事 業 費 負 担 金 授 業 料 及 入 学 検 定 料 許 可 及 手 数 料 受 託 調 査 試 験 及 役 務 収 入 弁 償 及 返 納 金 物 品 売 却 収 入 雑 入	37,396,774 5,805,930 25,987,973 179,748 2,628 1,281,716 891,833 1,784,776 1,462,170
		了ルコール専売事業特別会計 納付金		5,012,105 5,012,105

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(二) 昭和五十八年度一般会計年度及の同報告書

二〇一

運 輸 省	政府資産整理収入 雑 収 入	政府資産整理収入 雑 収 入	有 限 公 司 専 売 特 許 業 特 別 会 計 納 付 金	有 限 公 司 専 売 特 許 業 特 別 会 計 納 付 金	有 限 公 司 専 売 特 許 業 特 別 会 計 納 付 金
		国 有 財 産 處 分 収 入	国 有 財 産 處 分 収 入	国 有 財 産 處 分 収 入	5,012,105
		回 収 金 等 収 入	回 収 金 等 収 入	回 収 金 等 収 入	908,093
			国 有 財 産 売 払 収 入	国 有 財 産 売 払 収 入	19,521
			特 別 会 計 整 理 収 入	特 別 会 計 整 理 収 入	19,521
			貸 付 金 等 回 収 金 収 入	貸 付 金 等 回 収 金 収 入	888,572
					3,403
					885,169
					3,219,358
		国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	1,337,706
			国 有 財 産 貸 付 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	82,113
			国 有 財 産 使 用 収 入	国 有 財 産 使 用 収 入	1,253,435
			利 子 収 入	利 子 収 入	2,158
		諸 収 入			1,881,652
			授 業 料 及 入 学 検 定 料	授 業 料 及 入 学 検 定 料	24,250
			許 可 及 手 数 料	許 可 及 手 数 料	1,762
			受 託 調 査 試 験 及 役 務 収 入	受 託 調 査 試 験 及 役 務 収 入	77,813
			弁 償 及 返 納 金 収 入	弁 償 及 返 納 金 収 入	625,893
			物 品 売 払 収 入	物 品 売 払 収 入	258,554
			雑 収 入	雑 収 入	893,380
			計	計	9,139,556
		国 有 財 産 處 分 収 入	国 有 財 産 處 分 収 入	国 有 財 産 處 分 収 入	23,490
			国 有 財 産 売 払 収 入	国 有 財 産 売 払 収 入	23,490
					258,308,938
					594,779
			国 有 財 産 貸 付 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	530,811
			国 有 財 産 使 用 収 入	国 有 財 産 使 用 収 入	63,968

諸 取 入	印 紙 取 入	國 有 財 產 利 用 收 入	納 付 金	諸 取 入	國 有 財 產 利 用 收 入	郵 政 省 租 稅 及 印 紙 取 入	勞 働 省 雜 取 入
特 別 會 計 受 入 金	257,714,159						
公 共 事 業 費 負 担 金	256,000,000						
授 業 料 及 入 学 檢 定 料	592,065						
許 可 及 手 数 料	233,817						
受 託 調 査 試 験 及 役 務 收 入	206						
懲 罰 及 沒 収 納 金	72,820						
介 償 及 返 納 金	5,652						
物 品 売 払 取 入	66,812						
雜 計	725,718						
	17,069						
計	258,332,428						
印 紙 取 入	1,098,000,000						
	1,098,000,000						
計	240,067,913						
國 有 財 產 貸 付 取 入	62,461						
	62,461						
計	240,000,000						
日 本 電 信 電 話 公 社 臨 時 納 付 金	240,000,000						
	5,452						
計	1,338,067,913						
介 償 及 返 納 金	4,038						
物 品 売 払 取 入	1,320						
雜 計	99						
計	2,635,018						
	95,884						
計	95,864						
國 有 財 產 貸 付 取 入							

建 設 省	政 府 資 産 整 理 収 入	諸 収 入	國 有 財 産 使 用 収 入	20
			許 可 及 手 数 料	
			弁 償 及 返 納 金	2,539,134
			物 品 売 払 収 入	37,198
			雑 入	603,654
				1,054
				1,897,228
		回 収 金 等 収 入	貸 付 金 等 回 収 金 収 入	2,295,134
				2,295,134
		國 有 財 産 利 用 収 入	國 有 財 産 貸 付 収 入	17,675,531
			國 有 財 産 使 用 収 入	1,733,483
		納 付 金		487,491
				1,245,992
		諸 収 入	雑 納 付 金	616,438
				616,438
			公 共 事 業 費 負 担 金	15,325,610
			受 託 調 査 試 験 及 役 務 収 入	13,350,131
			弁 償 及 返 納 金	145,385
			物 品 売 払 収 入	346,569
			雑 入	118,889
			計	1,364,636
				19,870,665
自 治 省	雑 収 入	國 有 財 産 利 用 収 入	國 有 財 産 貸 付 収 入	316,051
				14,273
				14,273
				301,778

			弁 物 雑	債 品 雑	及 売 払	納 取 入	金 入	1,564 214 300,000
歳 入			総 計					50,379,603,315

歳 出

所 管	組 織	項 目	金 額(千円)	
皇 会 国	室 費	内 宮 延 費	221,000	
		皇 族 計	2,441,090	
		衆 議 院 予 算 費	162,588	
		衆 議 院 予 算 費	2,824,678	
	衆 議 院	衆 議 院 予 算 費	37,573,930	
		衆 議 院 予 算 費	1,411,627	
		衆 議 院 予 算 費	7,000	
		衆 議 院 予 算 費	38,992,557	
	参 議 院	参 議 院 予 算 費	22,113,247	
		参 議 院 予 算 費	1,381,384	
国 会	参 議 院	参 議 院 予 算 費	5,000	
		参 議 院 予 算 費	23,499,631	
	立 国 会 図 書 館	立 国 会 図 書 館 設 置 費	8,110,391	
		立 国 会 図 書 館 設 置 費	3,328,801	
		立 国 会 図 書 館 設 置 費	11,439,192	
国 会	裁 判 官 弾 劾 裁 判 所	裁 判 官 弾 劾 裁 判 所 設 置 費	84,476	
		裁 判 官 弾 劾 裁 判 所 設 置 費	78,762	
		裁 判 官 弾 劾 裁 判 所 設 置 費	74,094,608	
		裁 判 官 弾 劾 裁 判 所 設 置 費		

[illegible]

警 公 日 本 正 取 引 委 員 會 庁	國民健康体力増強費 計	277,497
	北 方 對 策 本 部	2,175,379
	日 本 學 術 會 議	1,337,900
	公 正 取 引 委 員 會	855,289
	警 察 庁	2,667,237
	千 葉 縣 警 察 新 東 京 國 際 空 港 警 備 隊 費	97,011,565
	船 舶 建 造 費	5,582,713
	科 學 警 察 研 究 所	308,944
	皇 宮 警 察 本 部	827,410
	警 察 庁 施 設 費	4,791,548
公 告 等 調 整 委 員 會 庁 行 政 管 理 庁	都 道 府 県 警 察 費 補 助 計	3,605,840
		44,493,859
		156,621,879
	公 告 等 調 整 委 員 會	385,494
	宮 行 政 管 理 庁	6,941,554
	國 連 丁 字 路 計 画 修 協 力 費	21,125,011
	行 政 情 報 處 理 調 査 研 究 費	304,112
	計	39,042
	北 海 道 開 港 庁	21,468,165
	北 海 道 開 港 計 画 費	11,228,957
北 海 道 開 港 庁	北 海 道 開 港 事 業 指 導 監 督 費	118,700
	北 海 道 治 水 事 業 費	415,700
	北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費	90,103,979
	北 海 道 治 山 事 業 費	7,874,000
	北 海 道 海 岸 事 業 費	12,691,000
	北 海 道 稅 等 財 源 北 海 道 道 路 整 備 事 業 費	4,531,000
	北 海 道 道 路 整 備 事 業 費	186,618,000
		14,889,000

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(二) 昭和五十八年度一般会計予算及び同報告書

北海道道路事業工事諸費	24,487,000
北海道港湾事業費	42,580,000
北海道漁港施設費	33,751,000
北海道空港整備事業費	4,672,333
航空機燃料税財源北海道空港整備事業費	4,960,667
北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費	9,438,000
北海道住宅建設等事業費	25,475,000
北海道住宅対策諸費	78,000
北海道都市計画事業費	44,739,200
北海道公園事業工事諸費	65,800
北海道土地改良事業費	112,847,567
北海道農用地開発事業費	41,246,900
北海道特定地域農業開発事業費	4,096,068
北海道土地改良事業等工事諸費	7,296,465
北海道造林事業費	4,559,000
北海道林道事業費	5,228,000
北海道沿岸漁場整備開発事業費	5,482,400
北海道離島簡易水道施設整備費	77,037
北海道災害復旧事業工事諸費	66,800
農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	8,453,000
北海道特定開発事業推進調査費	225,000
計	708,295,573
防衛本庁	1,434,479,610
防衛車両等購入費	268,594,233
航空機購入費	271,379,320
艦船建造費	30,588,661

昭和54年度甲型警備艦建造費	14,707,555
昭和55年度甲型警備艦建造費	24,769,489
昭和55年度乙型警備艦建造費	3,046,744
昭和55年度潜水艦建造費	6,044,695
昭和56年度甲Ⅳ型警備艦建造費	13,243,892
昭和56年度甲型警備艦建造費	11,743,030
昭和56年度潜水艦建造費	12,080,065
昭和57年度甲型警備艦建造費	18,571,316
昭和57年度潜水艦建造費	8,348,492
昭和58年度甲Ⅳ型警備艦建造費	1,241,279
昭和58年度甲型警備艦建造費	71,836
昭和58年度潜水艦建造費	48,672
施設整備諸費	53,094,088
装備品等整備諸費	250,343,579
施設整備等附帶事務費	1,653,020
研究開発費	31,431,656
計	2,455,431,232
防衛施設庁	20,871,482
防衛施設管理費	19,213,776
施設運営等関連諸費	249,084,320
提供施設移設整備費	9,420,925
相互防衛援助協定交付金	138,331
計	298,678,834
経済企画庁	8,019,486
国民生活安定対策等経済政策推進費	2,800,000
経済研究所	714,444
計	11,533,930
科学技術庁	6,943,737

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(二) 昭和五十八年度一般会計予算及公同報告書

科学技術振興費	121,019,876
科学技術振興調整費	6,150,000
海洋開発調査研究促進費	5,204,046
原子力平和利用研究促進費	161,549,188
国立機関原子力試験研究費	1,765,742
放射能調査研究費	1,009,817
科学技術庁試験研究所	21,153,644
科学技術庁試験研究所施設費	2,159,004
資源調査所	258,324
計	327,213,378
環境庁	30,748,165
環境保全総合調査研究促進調整費	169,470
国立機関公害防止等試験研究費	3,076,471
公害防止等調査研究費	916,490
自然公園等管理費	1,875,556
自然公園等施設整備費	2,944,079
環境庁研究所	5,072,451
国立水俣病研究センター施設費	31,280
計	44,833,962
沖縄開発庁	17,329,821
沖縄振興開発計画調査費	64,024
沖縄教育振興事業費	11,871,293
沖縄保健衛生等対策諸費	1,289,616
沖縄農業振興費	3,353,351
沖縄開発事業指導監督費	51,360
揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	66,025,000
沖縄開発事業費	112,921,097

航空機燃料税財源沖繩空港整備事業費	871,600
農林漁業用揮発油税財源身替沖繩農道等整備事業費	661,500
沖繩住宅対策諸費	30,000
沖繩治水事業工事諸費	508,700
沖繩道路事業工事諸費	638,700
沖繩港湾空港整備事業工事諸費	398,796
沖繩公園事業工事諸費	48,690
沖繩土地改良事業工事諸費	265,692
沖繩特定開発事業推進調査費計	87,000
	216,416,740
国土庁	
国土庁	14,863,818
災害対策総合推進調整費	153,900
国土計画基礎調査費	558,000
定住構想推進調査費	324,000
国土調査費	9,638,002
家賃地帯対策特別事業費	305,000
振興山村開発総合特別事業費	623,648
小笠原諸島振興事業費	2,018,852
離島振興特別事業費	579,555
奄美群島医療施設整備費	1,027,238
揮発油税等財源離島道路整備事業費	23,130,000
離島振興事業費	112,025,636
航空機燃料税財源離島空港整備事業費	1,422,336
農村総合整備計画調査費	308,665
農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	2,826,000
水資源開発事業費	60,953,248

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(二) 昭和五十八年度一般行政費及公同關係費

一一一

国土総合開発事業調整費 計		法 務 省
総 理 府 所 管 合 計		法 務 省
11,055,000	法 務 省 本 省	法 務 省 本 省
241,812,898	訟 務 費	訟 務 費
6,282,968,832	外国人登録事務費	外国人登録事務費
	法 務 省 施 設 費	法 務 省 施 設 費
68,012,082	計	計
770,463	法 務 総 合 研 究 所	法 務 総 合 研 究 所
1,138,314	国連犯罪防止アジア地域研修協力費	国連犯罪防止アジア地域研修協力費
10,736,705	計	計
81,657,574	法 務 局	法 務 局
756,946	登 記 諸 費	登 記 諸 費
183,884	計	計
940,830	法 務 局	法 務 局
58,098,231	法 務 局	法 務 局
3,918,048	検 察 官 費	検 察 官 費
62,016,279	計	計
62,157,119	検 察 官 費	検 察 官 費
2,890,737	計	計
65,047,856	矯 正 官 費	矯 正 官 費
95,563,109	矯 正 官 費	矯 正 官 費
19,897,203	刑 務 所 作 業 費	刑 務 所 作 業 費
3,862,267	計	計
119,322,579	更生保護官署費	更生保護官署費
6,425,391	更生保護官署費	更生保護官署費
3,681,031	更生保護官署費	更生保護官署費
10,106,422	計	計
8,280,041	地方入国管理官署費	地方入国管理官署費
186,216	地方入国管理官署費	地方入国管理官署費
8,466,257	計	計

決算調整資金へ繰入				
財 務 局	財 務 局 設 費	計	2,252,492,712	
	財 務 局 設 費	計	11,189,382,769	
	税 関 施 設 費	計	35,226,527	
	税 関 施 設 費	計	97,778	
	税 関 施 設 費	計	35,324,305	
	税 関 施 設 費	計	47,118,867	
	税 関 施 設 費	計	210,292	
	税 関 施 設 費	計	165,440	
	税 関 施 設 費	計	47,494,599	
	税 関 施 設 費	計	379,100,344	
国 税 庁	税 関 施 設 費	計	3,322,736	
	税 関 施 設 費	計	305,400	
	税 関 施 設 費	計	1,322,418	
	税 関 施 設 費	計	384,050,898	
大 蔵 省	税 関 施 設 費	計	11,656,252,571	
	文 部 省 本 部 設 費	計	23,164,796	
	文 部 省 本 部 設 費	計	1,857,136	
	文 部 省 本 部 設 費	計	166,849	
	文 部 省 本 部 設 費	計	490,000	
	文 部 省 本 部 設 費	計	2,229,731,000	
	文 部 省 本 部 設 費	計	71,407,707	
	文 部 省 本 部 設 費	計	46,001,597	
	文 部 省 本 部 設 費	計	90,204,096	
	文 部 省 本 部 設 費	計	43,473,613	
文 部 省	文 部 省 本 部 設 費	計	90,355,772	
	文 部 省 本 部 設 費	計	3,490,694	
	文 部 省 本 部 設 費	計	7,894,238	
	文 部 省 本 部 設 費	計		

文 部 本 省 所 轄 機 關	體 育 振 興 費	6,466,986
	私 立 學 校 助 成 費	373,298,214
	公 立 文 教 施 設 整 備 費	475,518,193
	公 立 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	464,000
	國 立 學 校 運 營 費	908,059,481
	國 立 學 校 船 舶 建 造 及 施 設 費	109,240,176
	計	4,481,284,548
	文 部 本 省 所 轄 研 究 所	4,623,541
	文 部 本 省 所 轄 研 究 所 施 設 費	637,956
	國 立 社 會 教 育 研 修 所	155,015
	日 本 學 士 院	468,373
	國 立 青 少 年 教 育 施 設 運 營 費	5,081,829
	國 立 青 少 年 教 育 施 設 整 備 費	2,721,160
	國 立 婦 人 教 育 會 館	476,078
	計	14,163,952
文 化 庁	文 化 施 設 費	4,459,248
	文 化 振 興 費	4,200,584
	文 化 財 保 存 事 業 費	2,774,080
	文 化 財 保 存 施 設 整 備 費	10,397,809
	國 立 博 物 館 施 設 費	9,124,723
	國 立 博 物 館 施 設 費	2,443,195
	國 立 博 物 館 施 設 費	260,043
	國 立 美 術 館 施 設 費	1,790,356
	國 立 美 術 館 施 設 費	92,195
	文 化 庁 研 究 所 施 設 費	2,089,667
	文 化 庁 研 究 所 施 設 費	330,654

厚 生 省	文 部 省	日 本 法 術 院	
		管 轄 合 計	計
			342,164
			38,304,718
			4,533,753,218
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	47,174,342
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	2,086,844
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	13,407,418
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	83,591,812
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	9,268,000
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	30,483,075
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	95,166,405
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	75,910,167
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	94,497,941
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	4,175,769
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	1,085,810,658
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	56,982,471
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	884,104,251
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	2,304,785
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	30,471,220
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	102,936,911
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	840,000
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	524,008,939
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	84,606,934
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	4,300,000
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	222,654,320
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	693,133,047
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	595,169,661
厚 生 省	厚 生 省	厚 生 省	32,988,723

農 林 水 産 省	健康保険組合補助		5,325,254
	厚生年金基金等助成費		9,032,975
	国民健康保険助成費		2,312,653,500
	国民年金国庫負担金		1,545,869,400
	遺族及留守家族等援護費		141,294,234
	中国帰国孤児定着促進セソ タニ施設費		349,913
	環境衛生施設整備費		157,364,163
	農業者年金実施費		952,842
	児童手当国庫負担金 計		64,042,125
	厚生本省試験研究機関 計		9,012,957,494
	厚生本省試験研究所 血清等製造及検定費		8,541,431
	厚生本省試験研究所施設費 計		573,275
	検 疫 所		142,831
	検 疫 所		9,257,537
	検 疫 所		4,359,114
農 林 水 産 省	国立らい療養所運営費		22,209,744
	国立らい療養所施設費 計		4,564,450
	国立更生援護機関 計		26,774,194
	国立更生援護所運営費		5,336,432
	国立更生援護所施設費 計		712,082
	地方医師会 計		6,048,514
	地方医師会		1,064,055
	地方医師会		1,007,431
	厚生省 計		9,061,468,339
	農 林 水 産 省		55,472,058
	農 林 水 産 省		217,209
	農 林 水 産 省		154,285,859
	農 林 水 産 省		
	農 林 水 産 省		
	農 林 水 産 省		
	農 林 水 産 省		

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(二) 昭和五十八年度一般会計予算及び同報告書

農業保險費	159,897,249
農林漁業統計情報費	7,762,148
農業振興費	97,177,565
農業構造改善対策費	62,956,512
農業者年金等実施費	78,747,183
土地改良事業関連受託工事費	1,134,310
農蚕園芸振興費	63,702,456
水田利用再編対策費	340,914,046
国産大豆等保護対策費	19,181,760
農業改良普及対策費	38,079,374
畜産振興費	102,979,137
家畜伝染病予防費補助	900,257
飼料需給安定費	11,200,000
食品流通等対策費	15,667,194
卸売市場施設整備費	13,500,000
糖餉安定対策費	34,667,653
土地改良事業等指導監督費	240,135
海岸事業費	7,283,896
土地改良事業費	534,428,561
農用地開発事業費	67,492,448
特定地域農業開発事業費	28,942,892
農林漁業用揮発油税財源費	31,822,000
農道整備事業費	53,520,900
農業施設災害復旧事業費	1,404,000
農業施設災害関連事業費	1,983,586,812
計	
農林水産技術会	1,322,928
農林水産技術振興費	11,908,373

農林水産省試験研究機関 農林水産本省検査指導機関	地方農政局	農林水産本省試験研究所	2,090,119
		計	15,321,420
		農林水産本省検査指導所	30,661,239
		農林水産本省検査指導所施設費	18,012,407
		計	1,228,535
		地方農政局	19,240,942
		海岸事業工事諸費	48,691,576
		土地改良事業等工事諸費	264,104
		農業施設災害復旧事業工事諸費	10,486,402
		計	400
北海道統計情報事務所 食糧	林野庁	北海道統計情報事務所	59,442,482
		食糧管理費	3,692,224
		計	4,402,463
		林業振興費	572,529,684
		林業指導監督費	576,932,147
		山林事業指導監督費	3,707,933
		治山事業費	48,529,012
		森林開発公団事業助成費	41,559
		造林事業費	133,186,200
		林道事業費	14,920,800
農林水産省試験研究機関 農林水産本省検査指導機関	地方農政局	農林漁業用揮発油税財源身替費	35,578,000
		農林道整備事業費	54,831,000
		森林開発公団事業費	5,243,000
		山林施設災害復旧事業費	14,860,000
		山林施設災害復旧事業費	14,055,000
		山林施設災害復旧事業費	5,125,000
		山林施設災害復旧事業費	5,605,712
		計	335,683,216
		計	
		計	

[illegible]

通商産業本省検査機関 工業技術院	情報処理振興対策費	2,429,612
	民間航空機用ジェットエンジン開発費	4,701,941
	繊維工業構造改善対策費	155,456
	工業用水道事業費	11,943,186
	計	107,970,242
	通商産業本省検査所	3,117,783
	工業技術院	1,894,495
	鉱工業技術振興費	13,925,036
	大型工業技術研究開発費	10,561,230
	大型工業技術研究施設費	199,282
資源エネルギー庁	エネルギー技術研究開発費	7,675,325
	エネルギー技術研究施設費	46,754
	工業技術院試験研究所	29,299,446
	工業技術院試験研究所施設費	589,281
	計	64,190,849
	資源エネルギー庁	2,169,778
	エネルギー対策費	922,369
	石油税財源石油及石油代替エネルギー対策費	425,000,000
	地下資源対策費	6,188,811
	計	434,280,958
特許庁	特許庁	20,504,666
	中小企業業	933,626
	中小企業対策費	175,659,437
	計	176,598,063
通商産業局	通商産業局	11,695,116
	商工鉱業統計調査費	349,655

運輸本省試驗研究所施設費				運輸本省教育機関				運輸本省管合計				郵政省			
計				計				計				計			
學校及訓練所費				海運局				海運局				郵政省			
船舶建造費				海運局				海運局				郵政省			
計				海運局				海運局				郵政省			
354,497				海運局				海運局				郵政省			
4,624,627				海運局				海運局				郵政省			
10,660,199				海運局				海運局				郵政省			
2,511,514				海運局				海運局				郵政省			
13,171,713				海運局				海運局				郵政省			
9,128,414				海運局				海運局				郵政省			
3,017,234				海運局				海運局				郵政省			
5,279,428				海運局				海運局				郵政省			
1,176,127				海運局				海運局				郵政省			
511,245				海運局				海運局				郵政省			
97,828,535				海運局				海運局				郵政省			
2,001,886				海運局				海運局				郵政省			
7,942,886				海運局				海運局				郵政省			
9,704,000				海運局				海運局				郵政省			
117,477,307				海運局				海運局				郵政省			
計				海運局				海運局				郵政省			
1,633,548				海運局				海運局				郵政省			
38,552,033				海運局				海運局				郵政省			
6,602,767				海運局				海運局				郵政省			
796,588				海運局				海運局				郵政省			
2,127,356				海運局				海運局				郵政省			
48,078,744				海運局				海運局				郵政省			
計				海運局				海運局				郵政省			
1,400,434,633				海運局				海運局				郵政省			
8,843,953				海運局				海運局				郵政省			
1,955,152				海運局				海運局				郵政省			

電 波 監 理 施 設 費		
電 波 監 理 計	電 波 監 理 施 設 費	195,564
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 電 波 研 究 所 施 設 費	10,994,669
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	3,752,669
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	678,322
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	4,330,991
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	8,858,673
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	24,184,333
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	38,292,034
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	767,600
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	2,280,000
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	57,087,000
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	6,163,000
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	17,359,723
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	1,408,806
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	290,314,000
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	8,672,908
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	422,345,071
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	573,784
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	694,275
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	809,636
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	22,583,509
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	173,130
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	22,756,639
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	47,914,822
電 波 研 究 所	電 波 研 究 所 施 設 費	495,094,227

建設省	建設省	建設省	建設省
建設省	建設省	建設省	建設省
官庁管理費	官庁管理費	官庁管理費	官庁管理費
土地區画整理組合貸付金	土地區画整理組合貸付金	土地區画整理組合貸付金	土地區画整理組合貸付金
河川管理施設整備費	河川管理施設整備費	河川管理施設整備費	河川管理施設整備費
河川氾濫復旧事業費	河川氾濫復旧事業費	河川氾濫復旧事業費	河川氾濫復旧事業費
建設事業指導監督費	建設事業指導監督費	建設事業指導監督費	建設事業指導監督費
有料道路災害復旧事業費	有料道路災害復旧事業費	有料道路災害復旧事業費	有料道路災害復旧事業費
治水事業費	治水事業費	治水事業費	治水事業費
急傾斜地崩壊対策事業費	急傾斜地崩壊対策事業費	急傾斜地崩壊対策事業費	急傾斜地崩壊対策事業費
海岸事業費	海岸事業費	海岸事業費	海岸事業費
海岸事業工事諸費	海岸事業工事諸費	海岸事業工事諸費	海岸事業工事諸費
揮発油税等財源道路整備事業費	揮発油税等財源道路整備事業費	揮発油税等財源道路整備事業費	揮発油税等財源道路整備事業費
道路整備事業費	道路整備事業費	道路整備事業費	道路整備事業費
住宅建設等事業費	住宅建設等事業費	住宅建設等事業費	住宅建設等事業費
都市計画事業諸費	都市計画事業諸費	都市計画事業諸費	都市計画事業諸費
都市計画事業諸費	都市計画事業諸費	都市計画事業諸費	都市計画事業諸費
河川等災害復旧事業費	河川等災害復旧事業費	河川等災害復旧事業費	河川等災害復旧事業費
河川等災害復旧工事諸費	河川等災害復旧工事諸費	河川等災害復旧工事諸費	河川等災害復旧工事諸費
都市災害復旧事業費	都市災害復旧事業費	都市災害復旧事業費	都市災害復旧事業費
河川等災害関連事業費	河川等災害関連事業費	河川等災害関連事業費	河川等災害関連事業費
計	計	計	計
国土地理院	国土地理院	国土地理院	国土地理院
国土地理院施設費	国土地理院施設費	国土地理院施設費	国土地理院施設費
計	計	計	計
建設本省試験研究所	建設本省試験研究所	建設本省試験研究所	建設本省試験研究所

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(二) 昭和五十八年度一般會計予算及び公同報告書

二二六

自治省	地方建設局	建設本省試驗研究所施設費計	431,213	
		地方建設局道路災害復旧事業工事諸費	4,309,741	
自治省	建設省	公園事業工事諸費計	12,400,189	
			20,000	
自治省	建設省	建設省管合計	383,882	
			12,804,081	
自治省	建設省	建設省管合計	4,061,551,297	
			6,082,844	
自治省	自治省	参議院議員通常選挙推進費	24,921,981	
		参議院議員通常選挙啓発推進費	742,842	
自治省	自治省	地方交付税交付金	7,315,144,520	
		臨時地方特別交付金	2,000,000	
自治省	自治省	交付税及び譲与税配付金特別会計借入金等利子財源繰入	355,777,000	
		交通安全対策特別交付金	1,704,733	
自治省	自治省	地方債元利助成費	13,310,856	
		地方公営企業助成費	25,865,128	
自治省	自治省	国有提供施設等所在市町村助成交付金	19,950,000	
		施設等所在市町村調整交付金計	5,200,000	
自治省	自治省	消防防庁	7,770,649,904	
		消防施設等整備費補助	5,475,978	
自治省	自治省	消防研究所	13,728,596	
		消防研究所計	496,729	
自治省	自治省	自治省管合計	19,701,308	
			7,780,351,207	
歳出	総計		50,379,603,315	

乙号 経 統 費

所 管	組 織	項	総 額 (千円)	年 割 額						事 由
				昭 和 55 年 度 (千円)	昭 和 56 年 度 (千円)	昭 和 57 年 度 (千円)	昭 和 58 年 度 (千円)	昭 和 59 年 度 (千円)	昭 和 60 年 度 (千円)	
総 理 府	防衛本庁	昭和55年度甲型 警備艦建造費 既 定 改	63,829,827 63,920,174	1,775,250 1,775,250	15,756,146 15,756,146	11,043,136 11,043,136	24,679,142 24,769,489	10,576,153 10,576,153	昭和55年度甲型警備艦建造費については、 外国為替相場の変更に伴いその総額及び年 割額を改定する必要があるため	
		昭和55年度乙型 警備艦建造費 既 定 改	16,557,122 16,592,106	691,606 691,606	5,878,868 5,878,868	6,974,888 6,974,888	3,011,760 3,046,744	— —	昭和55年度乙型警備艦建造費については、 外国為替相場の変更に伴いその総額及び年 割額を改定する必要があるため	
		昭和55年度潜水 艦建造費 既 定 改	29,522,585 29,551,456	834,303 834,303	14,189,081 14,189,081	8,483,377 8,483,377	6,015,824 6,044,695	— —	昭和55年度潜水艦建造費については、外 国為替相場の変更に伴いその総額及び年割 額を改定する必要があるため	
所 管	組 織	項	総 額 (千円)	年 割 額						事 由
		昭和56年度中Ⅳ 型警備艦建造費 既 定 改	60,403,722 61,461,896	4,959,618 4,959,618	9,607,821 9,607,821	12,740,828 13,243,892	23,657,911 24,093,090	9,437,544 9,557,475	昭和56年度甲Ⅳ型警備艦建造費について は、外国為替相場の変更に伴いその総額及 び年割額を改定する必要があるため	

所 管 組 織	項	総 額 (千円)	年 割 額						事 由
			昭和57年度 (千円)	昭和58年度 (千円)	昭和59年度 (千円)	昭和60年度 (千円)	昭和61年度 (千円)	昭和62年度 (千円)	
	昭和56年度甲型 警備艦建造費 既 定 改 定	67,185,648 67,624,424	1,174,199 1,174,199	10,544,189 10,544,189	11,488,436 11,743,030	31,493,194 31,677,381	12,485,625		昭和56年度甲型警備艦建造費については、 外国為替相場の変更に伴い、その総額及び年 割額を改定する必要があるため
	昭和56年度潜水 艦建造費 既 定 改 定	30,660,052 30,810,582	463,729 463,729	8,712,209 8,712,209	11,964,467 12,030,065	9,519,647 9,604,579	— —		昭和56年度潜水艦建造費については、外 国為替相場の変更に伴い、その総額及び年割 額を改定する必要があるため
	昭和57年度甲型 警備艦建造費 既 定 改 定	112,618,394 114,112,868	2,111,025 2,111,025	17,980,315 18,571,316	14,886,469 15,420,099	56,166,807 56,586,660	21,473,778 21,473,778	— —	昭和57年度甲型警備艦建造費については、 外国為替相場の変更に伴い、その総額及び年 割額を改定する必要があるため
	昭和57年度潜水 艦建造費 既 定 改 定	32,015,496 32,245,975	353,186 353,186	8,299,174 8,348,492	11,596,547 11,680,324	11,766,589 11,863,973	— —	— —	昭和57年度潜水艦建造費については、外 国為替相場の変更に伴い、その総額及び年割 額を改定する必要があるため
	昭和58年度甲Ⅳ 型警備艦建造費	69,283,250	—	1,241,279	10,815,649	12,486,368	30,437,652	14,302,302	甲Ⅳ型警備艦の建造については、建造工 程が長期にわたり、一定の計画に従い、工程 の進捗に即応して後年度の負担となる契約 を結ばなければならないため

費許明越縲號丙

所 管 組 織	項	総 額 (千円)	年 別 額					事 由
			昭 和 58 年 度 (千円)	昭 和 59 年 度 (千円)	昭 和 60 年 度 (千円)	昭 和 61 年 度 (千円)	昭 和 62 年 度 (千円)	
	昭和58年度用型 警備艦建造費	41,617,192	71,836	5,375,592	5,773,328	21,382,339	9,014,097	甲型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため 潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
	昭和58年度潜水 艦建造費	29,460,094	48,672	7,236,399	9,177,563	12,997,460	—	

所 管 組 織	事 項	所 管 組 織	事 項
皇 室	(項) 宮 廷 費のうち 施設整備費		日 額 旅 費 工 事 雑 費
衆 議 院	(項) 衆 議 院 施設費		北海道治山事業費
参 議 院	(項) 参 議 院 施設費		北海道海岸事業費
立 国 会	(項) 国立国会図書館施設費		樺太油料等時額北海道 道路整備事業費
国 裁 判 所	(項) 国 裁 判 所 施設費		北海道道路整備事業費
裁 判 所	(項) 恩 給 費		北海道道路事業工事諸 費のうち
警 察 庁	(項) 警 察 庁 施設費		超 過 勤 務 手 当
	都道府県警察補助のうち 都道府県警察施設整備費 補助金		日 額 旅 費
北 海 道 開 発 庁	(項) 北海道治水事業費 北海道治水事業工事諸 費のうち 超 過 勤 務 手 当		工 事 雑 費
			北海道港湾事業費
			北海道漁港施設費
			北海道空港整備事業費

航空燃料税財源北海 道空港整備事業費 北海道港湾漁港空港整 備事業工事諸費のうち		北海道災害復旧事業工 事諸費のうち	
超過勤務手当	超過勤務手当	超過勤務手当	超過勤務手当
日額旅雑費	日額旅雑費	日額旅雑費	日額旅雑費
工事雑費	工事雑費	工事雑費	工事雑費
北海道住宅建設等事業 費	北海道住宅建設等事業 費	農林漁業用揮発油税財 源整備北海道農道等整 備事業費	
北海道住宅対策諸費	北海道住宅対策諸費	(項) 武器車両等購入費	
北海道都市計画事業費	北海道都市計画事業費	航空機購入費	
北海道公園事業工事諸 費のうち	北海道公園事業工事諸 費のうち	艦船建造費のうち	
超過勤務手当	超過勤務手当	艦艇建造費	
日額旅雑費	日額旅雑費	施設整備費	
工事雑費	工事雑費	施設整備等附帯事務費	
北海道土地改良事業費	北海道土地改良事業費	研究開発費のうち	
北海道農用地開発事業 費	北海道農用地開発事業 費	試作品費	
北海道特定地域農業開 発事業費	北海道特定地域農業開 発事業費	中等練習機試作費	
北海道土地改良事業等 のうちの	北海道土地改良事業等 のうちの	研究用機械器具費	
超過勤務手当	超過勤務手当	(項) 調達労務管理費のうち	
日額旅雑費	日額旅雑費	特別給付金	
工事雑費	工事雑費	施設運営等関連諸費	
北海道造林事業費	北海道造林事業費	提供施設移設整備費	
北海道林道事業費	北海道林道事業費	(項) 科学技術振興費のうち	
北海道沿岸漁場整備開 発事業費	北海道沿岸漁場整備開 発事業費	国際科学技術博覧会出展 施設施工費	
北海道離島簡易水道施 設整備費	北海道離島簡易水道施 設整備費	国際科学技術博覧会出展 施設施工費	
		国際科学技術博覧会出展 事業委託費	
		国際科学技術博覧会出展 施設整備費	

国際科学技術博覧会事業 費補助金		自然公園等施設整備費補助金	
海洋開発調査研究促進 費のうち	試験研究費	(項) 沖 縄 開 発 庁 のうち	沖 縄 振 興 特 別 事 業 費 補 助 金
原子力平和利用研究促進 費のうち	原子力平和利用研究委託費	沖 縄 教育振興事業費	沖 縄 保 健 衛 生 等 対 策 諸 費 のうち
放射性廃棄物処理処分 策調査研究委託費	放射能調査研究費のうち	保健衛生施設等施設整備 費補助金	医療施設等施設整備費補助金
国立機関原子力試験研究 費のうち	施設施工旅費	沖 縄 農 業 振 興 費 のうち	特殊病害虫特別防除費補助金(ウリミバエ不妊化 虫大量増殖施設設置費に 限る。)
試験研究費	施設施工旅費	推進油税等財源沖縄道 路整備事業費	沖 縄 開 発 事 業 費
施設整備費	放射能調査研究費のうち	航空機燃料税財源沖縄 空港整備事業費	農林漁業用推進油税財 源整備沖縄農道等整備 事業費
放射能測定調査委託費	科学技術庁試験研究所の うち	沖 縄 住 宅 対 策 諸 費	沖 縄 治 水 事 業 工 事 諸 費 のうち
科学技術庁試験研究所 施設費	試験研究費	超 過 勤 務 手 当	超 過 勤 務 手 当
(項) 自然公園等施設整備費のうち	施設施工旅費(国立公園 施設整備に係るものに限 る。)	日 額 旅 費	日 額 旅 費
施設施工費(国立公園 施設整備に係るものに限 る。)	国立公園等施設整備に 関係するものに限る。)	沖 縄 道 路 事 業 工 事 諸 費 のうち	超 過 勤 務 手 当
		日 額 旅 費	日 額 旅 費
		工 事 費	工 事 費

[illegible]

厚 生 省	厚 生 本 省	(項) 厚 生 本 省 の うち	農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	(項) 農 林 水 産 本 省 の うち
厚 生 省	厚 生 本 省	(項) 厚 生 本 省 の うち 建築物処理新システム開 発費補助金 保健衛生施設整備費 社会福祉施設整備費 特別児童扶養手当等給 付諸費 特別児童扶養手当給付費 児童扶養手当給付諸費のうち 児童扶養手当給付費	農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	(項) 農 林 水 産 本 省 の うち 遺族及留守家族等援護 の うち 遺 族 等 年 金 環境衛生施設整備費 国立らいい療養所施設費 (項) 国立更生援護所施設費 (項) 農林水産本省施設費
文 部 本 省 所 轄 機 関	文 部 本 省 所 轄 機 関	(項) 文 部 本 省 所 轄 機 関 所 属 施設費 国立青少年教育施設整 備費 文化庁施設費 (項) 文化財保存事業費のうち 国有文化財保存整備費 国宝重要文化財等保存整 備費補助金 文化財保存施設整備費 国立博物館施設費 文化庁研究所施設費	農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	(項) 農 林 水 産 本 省 の うち 農業振興費のうち 地域改善対策事業費補助 金 山村等振興対策事業費補 助金 農業振興事業推進費補助 金(ウリミバエ不妊化虫 大量増殖施設設置費に限 る。) 農村地域整備開発促進費 補助金(活動火山周辺地 域防災対策事業費補助 助金に限る。)
厚 生 省	厚 生 本 省	(項) 厚 生 本 省 の うち 建築物処理新システム開 発費補助金 保健衛生施設整備費 社会福祉施設整備費 特別児童扶養手当等給 付諸費 特別児童扶養手当給付費 児童扶養手当給付諸費のうち 児童扶養手当給付費	農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	(項) 農 林 水 産 本 省 の うち 農業振興費のうち 地域改善対策事業費補助 金 山村等振興対策事業費補 助金 農業振興事業推進費補助 金(ウリミバエ不妊化虫 大量増殖施設設置費に限 る。) 農村地域整備開発促進費 補助金(活動火山周辺地 域防災対策事業費補助 助金に限る。)

[illegible]

水産物流通対策事業費補助金(水産物流通加工拠点総合整備事業費補助金に限る。)	漁業振興事業費補助金(漁業用無線施設等整備費補助金及び地域栽培施設推進施設整備パイロット事業費補助金に限る。)	沿岸漁業構造改善事業費補助金	水産資源保護事業費等補助金(魚荷指導総合センター整備事業費補助金に限る。)	漁業振興施設整備費補助金	地域改善対策事業費補助金	海岸事業費	漁港施設費	農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費	沿岸漁場整備開発事業費	漁港施設災害復旧事業費	漁港施設災害関連事業費	(項) 通商産業本省のうち	製草技術開発委託費	新住宅開発技術調査委託費	日本貿易振興会事業費補助金	海外市場調査等事業費補助金					
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	製草業公害対策費補助金	伝統的工芸品産業振興費補助金(伝統的工芸品産業技術保存・研修事業費補助金に限る。)	通商産業本省施設費のうち	施設旅費	施設工事費	施設整備費	経済協力費のうち	海外開発計画調査委託費	海外経済協力費補助金	工業再配置促進対策費のうち	工業再配置促進費補助金	民間輸送機開発費のうち	民間輸送機開発費補助金	電子計算機産業振興対策費のうち	電子計算機基礎技術開発委託費	電子計算機開発促進費補助金	情報処理振興対策費のうち	情報処理振興事業協会事業費補助金	民間航空機用ジェットのうち	民間航空機用ジェットエンジン開発費補助金	工業用水道事業費のうち

工 業 技 術 院	(項)	運 輸 省		(項)
		運	輸 本 省	運 輸 本 省 のうち
工 業 技 術 院	工業用水道事業費補助			組織化指導費補助金(都道府県中小企業団体中央会指導施設建設費に限る。)
	鉱工業技術振興費のうち			バス運行対策費補助金(都市バス整備費補助金に限る。)
	研究開発委託費			観光レクリエーション地区施設整備費補助金
	重要技術研究開発費補助金			磁気浮上方式鉄道技術開発費補助金
	大型工業技術研究開発費のうち			日本国有鉄道事業助成費のうち
工 業 技 術 院	研究開発委託費			日本国有鉄道特別施設整備費補助金
	研究開発委託費			日本国有鉄道整備新幹線建設調査費補助金
	大型工業技術研究施設費			日本鉄道建設公団事業助成費のうち
	エネルギー技術研究開発費のうち			日本鉄道建設公団工事費補助金(地方開港線及地方幹線工事費補助金に限る。)
	重要技術研究開発費補助金			日本鉄道建設公団整備新幹線建設調査費補助金
工 業 技 術 院	工業技術院試験研究所施設費			海岸事業費
	地下資源対策費のうち			海岸事業工事諸費
	広域地質構造調査委託費			空港整備事業費
	地下資源探鉱費等補助金			航空機燃料税財源空港整備事業費
	中小企業対策費のうち			日本国有鉄道防災事業費
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	中小企業指導事業費補助金(中小企業情報化促進事業費補助金、地域活性化事業費補助金及び地産産業振興施設建設費に限る。)			小規模事業指導費補助金(都道府県商工会連合会指導施設建設費に限る。)
	中小企業対策費のうち			
	中小企業指導事業費補助金(中小企業情報化促進事業費補助金、地域活性化事業費補助金及び地産産業振興施設建設費に限る。)			
	中小企業指導事業費補助金(都道府県商工会連合会指導施設建設費に限る。)			
	中小企業指導事業費補助金(都道府県商工会連合会指導施設建設費に限る。)			

振替油料等財源道路整備事業費 道路整備事業費 住宅建設等事業費 住宅対策諸費のうち 過密住宅地区整備事業費補助 公営住宅建設指導監督交付金 住宅地区改良指導監督交付金 都市計画事業費 河川等災害復旧事業費 河川等災害復旧事業工事諸費 都市災害復旧事業費 河川等災害関連事業費 国土地理院施設費 建設本省試験研究所施設費 (項) 道路災害復旧事業工事諸費 公園事業工事諸費のうち 超過動務手当 日額旅費 工事雑費 (項) 消防庁のうち 大震災対策施設等整備費補助金	国土地理院 建設本省試験研究所 地方建設局 消防庁	自治省 消防庁	建設省 建設本省試験研究所 官庁営繕費 河川氾害復旧事業費 治水事業費 急傾斜地崩壊対策事業費 海岸事業工事諸費	建設省 建設本省試験研究所 海上保安官署施設費のうち 施設旅費 施設工庁費 施設整備費 航路標識整備費のうち 施設旅費 施設工庁費 航路標識整備費 静止気象衛星業務費のうち 静止気象衛星打上等委託費 気象官署施設費	港湾災害復旧事業工事諸費 港湾施設災害関連事業費 (項) 運輸本省試験研究所施設費 (項) 海上保安官署施設費のうち 施設旅費 施設工庁費 施設整備費 航路標識整備費のうち 施設旅費 施設工庁費 航路標識整備費 静止気象衛星業務費のうち 静止気象衛星打上等委託費 気象官署施設費	運輸本省試験研究所 海上保安官署 建設本省試験研究所 官庁営繕 河川氾害復旧事業 治水事業 急傾斜地崩壊対策事業 海岸事業工事
---	------------------------------------	------------	--	---	--	--

丁号 国庫債務負担行為

所 管	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 担 度	事 由
国 会	参 議 院	参議院議員宿舍改築	2,231,914	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	麹町議員宿舍の改築には、多くの日数を要するため 国立国会図書館別館の新設には、多くの日数を要するため 退職外国人数師 1 名に対し昭和58年度以降年額 1,119 千円以内の年金を支給する契約及び退職した 1 名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」(昭和49年法律第93号)に準じて昭和58年10月以降の年金につき年額57千円以内を増額して支給する契約をそれぞれ結ぶ必要があるため 情報処理システム用の電子計算機の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借入契約を結ぶ必要があるため 公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため 公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため 下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため 水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため しろがね地区第2号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため 教育訓練用器材のうち対潜哨戒機 P-3 C 用系統別実習装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		国立国会図書館別館新設	1,610,628	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
		外 国 人 恩 給	1,176	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降	
		警 察 庁	504,791	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	
		北海道開発庁	5,598,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
		公園事業費補助	141,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度 以 降 4 箇 年 度 以 内	
総 理 府	総 理 本 府	電子計算機借入れ	504,791	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため 水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため しろがね地区第2号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため 教育訓練用器材のうち対潜哨戒機 P-3 C 用系統別実習装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		下水道事業費補助	943,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	
		下水道緊急整備事業費補助	18,705,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	
		畑地帯総合土地改良パイロット事業	400,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 及 び 昭 和 59 年 度	
防 衛 本 庁	防 衛 本 庁	教育訓練用器材購入	29,103,372	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	しろがね地区第2号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため 教育訓練用器材のうち対潜哨戒機 P-3 C 用系統別実習装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

武器購入	109,009,191	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
通信機器購入	127,736,525	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	通信機器のうち新自動警戒管制組織用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
弾薬購入	95,013,849	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
諸器材購入	27,954,675	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	諸器材のうち戦闘機 F-15 用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
航空機購入	279,359,836	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	航空機のうち戦闘機 F-15 等 50 機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
艦船建造	32,452,930	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	艦船のうち中型掃海艇等 6 隻の建造には、多くの日数を要するため
施設整備	10,949,451	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	白老弾薬庫ほか18箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
装備品等整備	149,701,815	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	装備品等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
研究開発	58,178,752	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	研究開発のうち中等練習機等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するため
防衛施設庁	40,456,325	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	キヤノン・コートニーほか15箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
提供施設整備	6,502,880	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	牧港住宅地区ほか1箇所の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
提供施設移設整備	13,559,182	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	昭和60年に開催される国際科学技術博覧会において政府が出展する展示物の製作等には、多くの日数を要するため
科学技術庁	819,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	昭和60年に開催される国際科学技術博覧会において政府が出展する施設の建設には、多くの日数を要するため
国際科学技術博覧会政府出展事業	11,135,500	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	国際科学技術博覧会事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

宇宙開発事業団出資	45,111,600	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	宇宙開発事業団におけるロケット及び人工衛星の開発並びにロケット打上げ施設等の整備の資金に充てたるための国の出資については、その開発及び整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
日本原子力研究所出資	40,379,900	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	日本原子力研究所における核融合研究装置及び安全性研究設備の整備等の資金に充てたるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
日本原子力研究所出資に係る契約の一部変更	—	昭和58年度	昭和60年度まで1箇年度延長	昭和57年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「日本原子力研究所出資」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を昭和58年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を昭和60年度まで1箇年度延長する必要があるため
日本原子力船研究開発事業団出資	10,800,000	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	日本原子力船研究開発事業団における新定係港施設の整備の資金に充てたるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
動力炉・核燃料開発事業団出資	14,483,900	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	動力炉・核燃料開発事業団における高速増殖炉燃料製造技術開発施設の整備等の資金に充てたるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
短距離離着陸機研究設備整備	1,245,400	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	航空宇宙技術研究所における短距離離着陸実験機の計測システムの製作には、多くの日数を要するため
短距離離着陸機研究設備整備に係る契約の一部変更	—	昭和58年度	昭和59年度まで1箇年度延長	昭和56年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「短距離離着陸機研究設備整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を昭和58年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を昭和59年度まで1箇年度延長する必要があるため
防災科学技術研究所設備整備	203,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	国立防災科学技術センターにおける地震計測装置の整備には、多くの日数を要するため
無機材質研究所施設整備	390,800	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	無機材質研究所における極限技術特殊実験棟の建設には、多くの日数を要するため
公立学校施設整備費補助	1,841,443	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

沖 縄 開 発 庁

児童生徒急増市町村 公立小中学校施設特 別整備事業費補助	2,894,277	昭和58年度以 降3箇年度以内	児童生徒急増市町村の公立小中学校施設特別整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を3箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
公営住宅建設事業費 補助	7,740,000	昭和58年度以 降3箇年度以内	公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行う必要があるため
国営公園整備	900,000	昭和58年度及 び昭和59年度	国営沖縄海洋博覧会記念公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
国営かんがい排水事業	9,750,000	昭和58年度以 降5箇年度以内	宮良川地区底原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
奄美群島医療施設整備費補助	2,021,297	昭和58年度	鹿児島県立大島病院の施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下水道緊急整備事業費補助	610,000	昭和58年度	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
法務省施設整備	2,612,166	昭和58年度以 降3箇年度以内	入王子法務合同庁舎は1件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
医療施設建設援助	7,080,000	昭和58年度以 降3箇年度以内	バングラデシュ及びボリヴァスにおける病院建設資金に充てられた国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
国際協力事業団出資	1,587,890	昭和58年度及 び昭和59年度	国際協力事業団における研修施設の整備の資金に充てられた国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるため、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
在外公館事務所及び館長公邸借入れ	1,527,400	昭和58年度以 降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため

大 蔵 省	大 蔵 本 省	公 務 員 宿 舎 建 設	15,211,420	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
文 部 省	文 部 本 省	放 送 大 学 学 園 施 設 整 備	5,285,430	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	放送大学学園の施設には、多くの日数を要するため
		義務教育教科書購入	36,319,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	昭和59年度の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)の児童及び中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)の生徒に係る昭和59年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		公立学校施設整備費補助	77,995,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するものがあるため
		公立社会体育施設整備費補助	2,852,600	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	公立社会体育施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととを要するものがあるため
		児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助	41,166,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降3箇年度以内	児童生徒急増市町村の公立小中学校施設特別整備事業について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を3箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
	文部本省所轄機関	国立青少年教育施設整備	429,688	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	国立青少年教育施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	指定野菜価格差補給交付金交付資金補助	15,270,534	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	野菜供給安定基金が昭和58年度において実施する指定野菜の価格安定対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金交付資金の不足に対し補助する旨の契約を結ぶ必要があるため
		国営かんがい排水事業	1,600,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降4箇年度以内	小田川地区中里排水機揚建設工事ほか1件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

農 業 省	農業用施設災害復旧事業費補助	6,580,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	昭和57年に発生した災害に係る農業用施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	農地災害復旧事業費補助	1,340,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	昭和57年に発生した災害に係る農地復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	海岸保全施設災害復旧事業費補助	30,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	昭和57年に発生した災害に係る海岸保全施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	治山施設災害復旧事業費補助	370,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	昭和57年に発生した災害に係る治山施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	林道施設災害復旧事業費補助	1,070,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	昭和57年に発生した災害に係る林道施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
水 産 庁	漁船積荷再保険金支払資金補助	397,000	昭 和 58 年 度	昭和59年度及び昭和60年度	漁船保険中央会が昭和58年度において試験実施する漁船積荷保険再保険事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ再保険金支払資金の不足に対し補助する旨の契約を結ぶ必要があるため
	練習船建造	1,708,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以降3箇年度以内	水産大学校における練習船の代船建造には、多くの日数を要するため
	漁港施設災害復旧事業費補助	430,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	昭和57年に発生した災害に係る漁港施設等復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
通 商 産 業 省	民間航空機用ジェットエンジン開発費補助	3,595,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	民間航空機用ジェットエンジン開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

運 輸 省	運 輸 本 省	港 湾 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 補 助	370,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	昭 和 57 年に発生した災害に係る港湾施設等復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	運輸本省試験研究機関	衛星搭載用機器製作	380,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	衛星搭載用中継器の製作には、多くの日数を要するため
		船舶技術研究施設整備	136,389	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 及 び 昭 和 59 年 度	省エネルギー船舶用機関実験棟の建設には、多くの日数を要するものがあるため
	海上保安庁	航空機購入	945,574	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 及 び 昭 和 59 年 度	警備救難用ヘリコプターの購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		海上保安官署施設整備	440,688	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 及 び 昭 和 59 年 度	横浜海上保安部職員宿舍の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		大型巡視船建造	8,221,294	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	ヘリコプター搭載型巡視船の建造には、多くの日数を要するため
		中型巡視船代船建造	1,078,092	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 及 び 昭 和 59 年 度	500 トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため
	気 象 庁	静止気象衛星打上げ等	174,800	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 及 び 昭 和 59 年 度	静止気象衛星の打上げ等には、多くの日数を要するものがあるため
郵 政 省	電 波 研 究 所	衛星搭載用機器製作	463,140	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 及 び 昭 和 59 年 度	衛星搭載用中継器の製作には、多くの日数を要するため
建 設 省	建 設 本 省	官 庁 営 繕	18,223,627	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 及 び 昭 和 59 年 度	官庁施設の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		海岸保全施設整備事業費補助	440,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

自治省	消防庁	公営住宅建設事業費補助	135,906,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		住宅地区改良事業費補助	21,098,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国営公園整備	3,506,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	国営昭和記念公園はかゝる箇所の施設の整備及び国営釜房湖畔公園はかゝる箇所の整備に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		公園事業費補助	16,573,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		古都及び緑地保全事業費補助	480,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道事業費補助	78,257,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道緊急整備事業費補助	234,650,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
		河川等災害復旧事業費補助	25,820,000	昭和58年度	昭和59年度	昭和57年に発生した災害に係る河川等復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
自治省		通信機器購入	196,946	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	通信衛星の地上機器の購入には、その製作に多くの日数を要するため

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(二) 昭和五十八年度一般会計予算及び同報告書

昭和五十八年度一般会計予算に関する報告書

一、本予算の要旨

本予算は、一般歳出を前年度同額以下に圧縮することによつて財政の健全化を図るとともに、経済の着実な回復と国民生活の安定・向上を図ることを主眼として編成されたものである。次に、本予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

歳入

1 租税及印紙収入	三三、三二五、〇〇〇百万円
2 専売納付金	九八七、七七九百万円
(1) 日本専売公社納付金	九八二、七六七百万円
(2) アルコール専売事業特別会計納付金	五、〇一二百万円
3 官業益金及官業収入	一五、一四一百万円
4 政府資産整理収入	七四、二一八百万円
5 雑収入	三、六四〇、七六〇百万円
6 公債金	一三、三四五、〇〇〇百万円
(1) 公債金	六、三六五、〇〇〇百万円
(2) 特例公債金	六、九八〇、〇〇〇百万円
7 前年度剰余金受入	一、七〇五百万円
歳出	
1 社会保障関係費	九、一三九、七五四百万円

福祉施策については、重点的にその充実を図ることとし、生活扶助基準の引上げ、高齢化の進展に伴う老人対策、心身障害者対策等を図ることとしている。

(1) 生活保護費	一、〇八五、八一〇百万円
(2) 社会福祉費	一、九一八、四一八百万円
(3) 社会保険費	五、三三七、九一四百万円
(4) 保健衛生対策費	四二六、三八六百万円
(5) 失業対策費	三七一、二二六百万円
2 文教及び科学振興費	四、八一八、六三一百万円
文教及び科学技術の振興については、教職員定数の改善、文教関係施設の整備、私学助成の	

推進等を図ることとしている。

(1) 義務教育費国庫負担金	二、二二九、七三一百万円
(2) 国立学校特別会計へ繰入	一、〇一七、二九九百万円
(3) 科学技術振興費	三九八、一一九百万円
(4) 文教施設費	四八七、八五三百万円
(5) 教育振興助成費	五九五、二七三百万円
(6) 育英事業費	九〇、三五六百万円
3 国債費	八、一九二、四六〇百万円

この経費は、国債及び借入金金の償還並びに国債、借入金及び一時借入金の利子等の支払に必要な経費である。

4 恩給関係費

恩給関係費については、傷病者遺族特別年金及び長期在職の旧軍人の仮定俸給について改善を行うこととしているほか、戦没者の妻及び父母等に対する特別給付金の支給を継続することとしている。

(1) 文官等恩給費	一三、七三三百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	一、六〇三、六〇一百万円
(3) 恩給支給事務費	一〇、五九三百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	一四三、一三五百万円
5 地方財政関係費	七、六七二、九二一百万円

地方財政対策としては、地方交付税交付金及び交付税及び譲与税配付金特別会計の資金運用部資金からの借入金等により、その充実を図ることとしている。

(1) 地方交付税交付金	七、三一五、一四四百万円
(2) 臨時地方特例交付金	二、〇〇〇百万円
(3) 借入金等利子財源繰入	三五五、七七七百万円
6 防衛関係費	二、七五四、二三四百万円
防衛関係費については、自衛隊の維持運営、条約に基づく外国軍隊の駐留等に必要経費である。	
7 公共事業関係費	六、六五五、四四八百万円

公共事業関係費については、国民生活充実の基盤となる社会資本の整備を重点的に図ることとしている。

(1) 治山治水対策事業費	一、一〇七、四一九百万円
(2) 道路整備事業費	一、八九三、三〇〇百万円
(3) 港湾漁港空港整備事業費	五二四、一一七百万円
(4) 住宅対策費	七六九、六四九百万円
(5) 下水道環境衛生等施設整備費	九八八、二四九百万円
(6) 農業基盤整備費	九〇〇、〇三八百万円
(7) 林道工業用水等事業費	一七七、一四九百万円
(8) 調整費等	一一、三六七百万円
(9) 災害復旧等事業費	二八四、一六〇百万円
8 経済協力費	五〇四、二六四百万円
経済協力関係としては、技術協力の充実強化、無償資金協力の拡充等を図ることとしている。	
9 中小企業対策費	二四二、四六七百万円
中小企業対策としては、中小企業の近代化、構造改善を促進していくため、地域技術開発、人材開発、情報化促進対策等の充実に図ることとしている。	
10 エネルギー対策費	五九七、七〇八百万円
エネルギー対策としては、原子力平和利用研究、新エネルギー技術、省エネルギー技術の研究開発、石油及び石油代替エネルギー対策等の推進を図ることとしている。	
11 食糧管理費	九一三、四四四百万円
一般会計から食糧管理特別会計へ繰り入れるために必要な経費及び稲から他作物への作付転換を推進するために必要な経費等である。	
12 その他の事項経費	
(1) 沖縄関係経費	三三〇、〇〇五百万円
(2) 北方対策費	一、三七一百万円
(3) 青少年対策費	九七、二五一百万円
(4) 文化関係費	三八、三〇五百万円

昭和五十八年三月八日 衆議院会議録第十号(一) 昭和五十八年度一般会計予算及び同報告書 昭和五十八年度特別会計予算及び同報告書

(5) 総合農政費	二二四、六二二百万円
(6) 生鮮食料品流通等対策費	三七、二二七百万円
(7) 林業振興費	四八、一六一百万円
(8) 水産業振興費	六九、五八三百万円
(9) 日本国有鉄道関係助成費	七〇三、〇一四百万円
(10) 海運助成費	一〇、八五九百万円
(11) 給与改善費	六六、八一九百万円
13 予備費	三五〇、〇〇〇百万円
14 昭和五十六年度決算不足補てん繰戻	二、二五二、四九三百万円
二 本予算の可決理由	
本予算は、一般歳出を前年度同額以下に圧縮して、財政の健全化を図るとともに、経済の着実な回復と国民のための諸般の施策を推進することとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。	

なお、日本社会党・護憲共同の川俣健二郎君外十名提出及び日本共産党の中路雅弘君外二名提出の「昭和五十八年度一般会計予算、昭和五十八年度特別会計予算及び昭和五十八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求める動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

昭和五十八年三月八日
衆議院議長 福田 一殿

予算委員長 久野 忠治

昭和五十八年度特別会計予算

右
国会に提出する。

昭和五十八年一月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和五十八年度特別会計予算

予 算 総 則

(歳入歳出予算)

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和五十八年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

総理府、大蔵省及び通商産業省所管	電源開発促進対策
大蔵省所管	交付税及び譲与税配付金
大蔵省所管	造幣印刷局
大蔵省所管	印金運送用基金
大蔵省所管	外国債整理基金
大蔵省所管	外国為替投資基金
大蔵省所管	産業再保険
大蔵省所管	地盤並びに石油及び石油代替エネルギー対策
大蔵省所管	特定国有財産整備
大蔵省、通商産業省及び労働省所管	国立学校
大蔵省及び建設省所管	厚生省所管
大蔵省所管	農林水産省所管
通商産業省所管	農林水産省所管
通商産業省所管	通商産業省所管

運輸省所管

郵政省所管

労働省所管

機械類信用保険
自動車損害賠償責任再保険
港灣整備登録備
自動車検査登録備
空郵政郵便業金
郵政貯蓄金
簡易生命保険及郵便年金
労働保険
治道整備
都市開発資金融通

(繰越明許費)

第2条 各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

(国庫債務負担行為)

第3条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和五十八年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(歳入歳出予算等の内訳)

第4条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

(国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額)

第5条 国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により、政府が昭和五十八年度において発行する公債を日本銀行に引受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えるために必要な金額とする。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)

第6条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により昭和五十八年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限 度	額
国立学校		4,000,000千円
国立病院	病院 助 定	1,000,000
	療 養 所 助 定	1,000,000

国有林野事業	国有林野事業勘定	2,000,000
特定土地改良工事	治山勘定	3,000,000
港灣整備	港灣整備勘定	5,000,000
空港整備	特定港灣施設工事勘定	1,000,000
道路整備		2,000,000
治水	治水勘定	40,000,000
	特定多目的ダム建設工事勘定	16,000,000
		3,000,000

(借入金の限度額)

第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定 11,521,878,000千円
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第11条第2項	5,100,000
国立学校	「国立学校特別会計法」第7条第2項及び附則第9項	34,300,000
国立病院	「国立病院特別会計法」第8条の2第2項	27,100,000 病院勘定 21,300,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項	207,000,000
特定土地改良工事	「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項	67,000,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第7条第2項	20,000,000
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	144,100,000
郵便貯金	「郵便貯金特別会計法」第12条の2第2項	352,700,000
治水	「治水特別会計法」第15条の2第2項	900,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第12条第2項	16,800,000

(一時借入金等の最高額)

第8条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金(「国庫余裕金の繰替使用」に関する法律)第1条の規定によるものを含む。)の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	最高額
電源開発促進対策	「電源開発促進対策特別会計法」第11条第2項	電源立地勘定 1,000,000千円 電源多様化勘定 8,000,000
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定 11,521,878,000
印刷局	「印刷局特別会計法」第6条第3項	500,000
外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	13,000,000,000
石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策	「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」第12条第2項	石炭勘定 10,000,000
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第13条第2項	3,000,000
国立学校	「国立学校特別会計法」第9条第3項	2,000,000
国立病院	「国立病院特別会計法」第9条第3項	病院勘定 4,500,000 療養所勘定 4,000,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第6条第4項	140,000,000
アルコール専売事業	「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項	2,500,000
輸出保険	「輸出保険特別会計法」第12条第4項	21,000,000
機械類信用保険	「機械類信用保険特別会計法」第13条第3項	1,000,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第9条第2項	10,000,000
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項	110,000,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第13条第3項	150,000

2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、3,200,000,000千円とする。

(給与総額)

第9条 次に掲げる各特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して昭和58年度において支給する給与(職員俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特種勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関等派遣職員給与、育児休業給その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める手当をいう。)

の総額は、次のとおりとする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第11条第1項若しくは第2項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の議定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の移用若しくは流用、予備費の使用又は第11条第1項若しくは第2項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

造幣局	6,828,386千円
印刷局	28,375,439
国営林野事業	139,859,700
郵政事業	1,347,858,937

(特別給与の支出)

第10条 前条に規定するもののほか、郵政事業特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受け、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和58年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

2 前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の移用又は流用によるもののほか、経費の増額については、「郵政事業特別会計法」第26条及び「財政法」第36条の規定による。(歳入歳出予算の弾力条項)

第11条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

特別会計	要件	経費
1 交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税配付金に必要経費
2 造幣局、印刷局	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金の増加	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要経費
3 資金運用部	注文品の製造数量の増加又は原材料の値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加	製造及び売渡しのため直接必要な経費
4 国債整理基金	郵便貯金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加	預託金利子に必要な経費
	国債、借入金、一時借入金又は短	債務償還費、利子及び割引料等に

	期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てられた他の会計又は日本国有鉄道からの受入金の増加	必要な経費
5 地震再保険	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加	再保険金に必要な経費
6 国立学校	附属病院収入その他の収入の増加	当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
7 国立病院	病院勘定における病院収入その他の収入又は療養所勘定における療養所収入その他の収入の増加	それぞれの勘定における当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
8 あん	あへんの売渡数量の増加又は輸入あへんの値上がりに伴う売渡価格の変更による収入の増加	あへんの購入のため直接必要な経費
9 厚生保険、船員保険、国民年金	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加	保険給付に必要な経費
10 厚生保険	業務勘定における児童手当拠出金収入の増加	業務勘定における児童手当勘定への繰入れに必要な経費
11 船員保険	児童手当拠出金収入の増加	厚生保険特別会計児童手当勘定への繰入れに必要な経費
12 国民年金	業務勘定における印紙売捌収入の増加	業務勘定における国民年金勘定への繰入れに必要な経費
13 農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険	再保険料収入又は保険料収入の増加	再保険金又は保険金に必要な経費
14 国営林野事業(国営林野事業勘定に限る。)	業務収入の増加	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加のため直接必要な経費
15 テルコール専売事業	テルコールの売渡数量の増加又は収納テルコールの値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加	テルコールの収納又は売渡のため直接必要な経費

	加	
16 自動車損害賠償責任再保険	再保険料収入、保険料収入又は賦課金収入の増加	再保険金、保険金又は保障金に必要な経費
17 自動車検査登録	検査登録印紙収入の増加	検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費
18 郵便貯金	郵便貯金の受入額の増加等に伴う収入の増加	郵便貯金の利子又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
19 簡易生命保険及郵便年金	契約者の増加等による保険勘定における保険料収入の増加又は年金勘定における掛金収入の増加	保険勘定における保険金若しくは郵政事業特別会計への繰入れ又は年金勘定における年金若しくは郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
20 郵政事業	業務外収入以外の収入の増加	当該収入に対応する業務に直接必要な経費
	業務外収入の増加	業務外支出に必要な経費
21 労働保険	労災勘定又は雇用勘定における徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加 徴収勘定における保険料収入の増加	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業給付に必要な経費 徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費
22 都市開発資金融通	貸付金の繰上徴還による運用金回収収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費

- 2 逓増局特別会計において、予算において予定した数量をこえる補助貨幣の製造により又は原材料の値上がり等に伴う補助貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、雇用安定資金からこの勘定の歳入に組み入れることができる。
- 3 労働保険特別会計雇用勘定において、予見し難い経済事情の変動により雇用安定事業に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、雇用安定資金からこの勘定の歳入に組み入れることができる。
- 4 食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 国内食糧管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するため、国内麦買入費又は国内麦管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (2) 国内麦管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しくこえて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (3) 業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費（これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。次項において同じ。）に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (4) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合においては、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増額分に相当する額を減額しなければならない。
- (5) 調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (6) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (7) 調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額
- 5 国立学校、国立病院、国民年金（福祉年金勘定に限る。）、国有林野事業、特定土地改良工事、港湾整備、空港整備、道路整備及び治水の各特別会計において、一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又はその他の収入（借入金を除く。以下この項において同じ。）が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるもののほか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費（その他の収入が増加する場合にあつては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。
- 6 前各項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第95条第2項、第3項及び第4項（郵政事業特別会計にあつては、郵政事業特別会計法第20条）並びに第96条の規定の例による。この場合において、第1項第20号に掲げる経費の増額については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。
- （予算の移用）
- 第12条 「財政法」第98条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間にいて相互に移用する場合

合とする。

第1表 特別会計(勘定区分のある特別会計にあつては、各勘定)の各項の間の移用

特 別 会 計	移用することができる項
資金運用部、外国為替資金、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、国立学校、厚生保険、船員保険、国立病院、国民年金、特定土地改良工事、自動車損害賠償責任保険、自動車検査登録、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金、労働保険、都市開発資金融通	各 項

第2表 特別会計の一部の勘定の間の移用

特 別 会 計	勘 定	移用することができる項
食 糧 管 理	国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
農業共済再保険	農業、家畜、果樹、園芸施設	各 項
国有林野事業	治 山	各 項
港 湾 整 備	港湾整備	港湾事業費、埠頭整備資金貸付金、港湾事業等工事諸費の各項
		北海道港湾事業費と北海道埠頭整備資金貸付金
	特定港湾施設工事	各 項
治 水	治 水	河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発公団交付金、砂防事業費、建設機械整備費、治水事業工事諸費の各項
		北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費の各項
	特定多目的ダム建設工事	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入

第3表 特別会計の一部の項の間の移用

特 別 会 計	移 用 す る こ と が で き る 項
空 港 整 備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、

沖繩空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖繩空港整備事業費の各項と航空路整備事業費
道路事業費、街路事業費、建設機械整備費、日本道路公団等事業助成費、有料道路整備等資金貸付金、道路事業工事諸費の各項
北海道道路路事業費、北海道街路事業費、北海道建設機械整備費の各項

(保険契約の限度額)

第13条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む。)の金額の限度は、昭和58年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払う千円 べき再保険金の総額 1,271,500,000
輸 出 保 険	「輸出保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の 総額
		普通輸出保険 9,700,000,000
		輸出代金保険 9,200,000,000
		為替変動保険 500,000,000
		輸出手形保険の保険契約 に基づいて成立する保険
		関係 1,900,000,000
		輸出金融保険の保険契約 に基づいて成立する保険
		関係 41,000,000
		委託販売輸出保険 2,000,000
		海外広告保険 1,000,000
		海外投資保険 720,000,000
		輸出保証保険 1,000,000,000

機械類信用保険	「機械類信用保険法」第7条	保険金額の総額	780,000,000
---------	---------------	---------	-------------

(電源開発促進特別会計の電源開発促進税収入の各勘定への帰属)

第14条 「電源開発促進特別会計法」第3条の8の規定により昭和58年度において電源立地勘定及び電源多様化勘定の歳入に組み入れる電源開発促進税収入の金額は、電源立地勘定にあつては電源開発促進税収入の445分の160に相当する金額とし、電源多様化勘定にあつては電源開発促進税収入の445分の285に相当する金額とする。ただし、「電源開発促進税法」の一部を改正する法律(仮称)による改正前の「電源開発促進税法」の規定により納付される電源開発促進税収入に係る電源立地勘定及び電源多様化勘定の歳入に組み入れる金額は、電源立地勘定にあつては電源開発促進税収入の300分の85に相当する金額とし、電源多様化勘定にあつては電源開発促進税収入の215に相当する金額とする。

(外国為替資金特別会計の決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ)

第15条 「外国為替資金特別会計法」第3条の規定により昭和58年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、460,000,000千円とする。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原油・石油・石炭収入の各勘定への帰属)

第16条 「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」第4条の規定により昭和58年度において石炭勘定及び石油及び石油代替エネルギー勘定の歳入に組み入れる原油及び重油等に係る関税収入(以下この条において「関税収入」という。)の金額は、石炭勘定にあつては関税収入の額のうち126,100,000千円とし、石油及び石油代替エネルギー勘定にあつては関税収入の額から126,100,000千円を控除した額とする。

(郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)

第17条 「郵政事業特別会計法」第15条の規定により昭和58年度において同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、37,800,000千円とする。

(資金及び積立金の長期運用予定額)

第18条 昭和58年度における「資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する長期運用予定額は、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される昭和58年度の国債(昭和58年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(仮称)の規定により発行される国債を含む。)に対する運用3,700,000,000千円及び資金運用部資金の「国債整理基金特別会計法」第5条の規定による起債に応ずるための運用200,000,000千円並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金の「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」第3条第1項第6号及び第13号から第15号までに掲げる債券(商工組合中央金庫の発行するものを除く。)及び金銭信託に対する運用800,000,000千円のほか、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄又は右欄に掲げるとおりとする。

区 分	資 金 運 用 部 資 金	簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金
(国)		

1 特定国有財産整備特別会計	5,100,000千円	0千円
2 国立学校特別会計	34,300,000	0
3 国立病院特別会計	48,400,000	0
4 国有林野事業特別会計	207,000,000	0
5 特定土地改良工事特別会計	67,000,000	0
6 郵政事業特別会計	0	51,600,000
7 治水特別会計	900,000	0
8 都市開発資金融通特別会計	16,800,000	0
(政府関係機関)		
9 日本国有鉄道	951,500,000	10,000,000
10 日本電信電話公社	20,000,000	130,000,000
11 国民金融公庫	1,826,000,000	121,000,000
12 住宅金融公庫	3,577,000,000	35,000,000
13 農林漁業金融公庫	502,500,000	25,000,000
14 中小企業金融公庫	1,405,400,000	157,600,000
15 北海道東北開発公庫	21,500,000	23,000,000
16 医療金融公庫	92,800,000	0
17 環境衛生金融公庫	234,500,000	0

18	沖縄振興開発金融公庫	95,900,000	11,000,000
19	日本開発銀行	814,000,000	0
20	日本輸出入銀行	1,025,000,000	0
	(公社、事業団等)		
21	日本道路公団	89,400,000	620,000,000
22	森林開発公団	17,900,000	0
23	船舶整備公団	21,400,000	0
24	首都高速道路公団	15,200,000	61,000,000
25	水資源開発公団	51,900,000	20,000,000
26	阪神高速道路公団	10,900,000	43,500,000
27	日本鉄道建設公団	69,500,000	0
28	新東京国際空港公団	4,000,000	16,000,000
29	本州四国連絡橋公団	14,300,000	57,500,000
30	農用地開発公団	20,100,000	0
31	地域振興整備公団	45,000,000	0
32	住宅・都市整備公団	470,400,000	107,800,000
33	労働福祉事業団	15,700,000	0
34	雇用促進事業団	7,700,000	0

35	年金福祉事業団	774,800,000	0
36	金属鉱業事業団	3,600,000	0
37	公害防止事業団	43,300,000	0
38	中小企業事業団	5,600,000	22,000,000
39	帝都高速度交通営団	10,900,000	14,400,000
40	社会福祉事業振興会	28,000,000	0
41	海外経済協力基金	277,400,000	0
42	日本私学振興財団	33,600,000	13,000,000
43	電源開発株式会社	61,100,000	10,000,000
44	商工組合中央金庫	73,100,000	0
	(地方公共団体)		
45	地方公共団体	2,325,000,000	775,000,000

2 予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項第1号から第45号までに掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができ

る。

(俸給予算等の制限)
第19条 俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予算計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行つてはならない。

甲号 歳入歳出予算

所 管	特 別 会 計	歳 入		歳 出	
		款	項	項	金 額 (千円)
総理府、大蔵省及 通商産業省	電源開発促進対策 電源立地勘定	租 税	電源開発促進税	電源立地対策費	69,027,714
			前年度剰余金受入	事務取扱い金	488,172
		雑 収 入	前年度剰余金受入	諸 支 出 金	100
			雑 収 入	国債整理基金特別会計へ繰入	6,044
		合 計	雑 収 入	予 備 費	1,000,000
			雑 収 入	合 計	70,527,030
	電源多様化勘定	租 税	電源開発促進税	電源多様化対策費	122,372,368
			前年度剰余金受入	事務取扱い金	54,296
		雑 収 入	前年度剰余金受入	諸 支 出 金	100
			雑 収 入	国債整理基金特別会計へ繰入	48,666
総理府、大蔵省及 自治省	交付税及び譲与税配 付金	合 計	雑 収 入	予 備 費	2,000,000
			雑 収 入	合 計	124,475,430
	交付税及び譲与税配 付金勘定	他 会 計 よ り 受 入	一般会計より受入	地方交付税交付金	8,868,525,284
			租 税	地方譲与税譲与金	488,100,000
		租 税	地方 道 路 税	諸 支 出 金	500
			地方 道 路 税	国債整理基金特別会計へ繰入	10,326,505,000

70

附 外 (号 外)

		交通安全対策特別交付金勘定					
大 蔵 省	造 幣 局	借 入 金	前 年 度 剩 余 金 受 入	雑 収 入	合 計	石 油 引 入 税 航 空 機 材 税 自 動 車 重 税 特 別 入 税	予 備 費
						15,000,000	200,885
						9,500,000	
						156,300,000	
						10,000,000	
						11,521,878,000	
						11,521,878,000	
						430,349	
						430,349	
						1,800	
						1,800	
						19,683,331,669	19,683,331,669
						1,704,733	48,397,708
						1,704,733	4,897,121
						56,157,313	300,000
						56,157,313	
						450,000	
						450,000	
						58,312,046	58,504,829
						17,956,587	20,358,226
						17,956,587	400,000
						1,847,144	100,000
						1,847,144	
						654,495	
						654,495	
						20,458,226	20,858,226

印 刷 局	事 業 収 入	事 業 収 入	事 業 費
	雑 収 入	66,403,826	64,337,594
	合 計	5,290,989	500,000
資 金 運 用 部	雑 収 入	5,290,989	
	合 計	71,694,815	64,837,594
	資 金 運 用 収 入	9,671,646,064	2,777,500
	他 会 計 よ り 受 入	9,671,646,064	9,704,142,738
	雑 収 入	2,000	100,000
	合 計	35,372,174	
国 債 整 理 基 金	他 会 計 よ り 受 入	9,707,020,238	9,707,020,238
	公 債 金	22,760,545,097	27,360,668,614
	運 用 収 入	4,514,596,470	
	雑 収 入	85,527,087	
	合 計	10	27,360,668,614
外 国 為 替 資 金	外 国 為 替 等 売 買 差 益	125,000,000	451,484
	運 用 収 入	874,798,864	925,915
	合 計	874,798,864	520,660,038
			477,761,542

大蔵省、通商産業省及び労働省	産 業 投 資	雑 収 入	雑 収 入	110	110	合 計	999,798,974		
		合 計	雑 収 入	999,798,974	110			産 業 投 資 支 出	5,200,000
		運 用 収 入	運 用 金 回 収	18,222,685	2,746,355			一 般 会 計 へ 繰 入	16,000,000
		前 年 度 剩 余 金 受 入	運 用 利 殖 金 収 入	15,476,280	11,825,553			事 務 費	43,975
		雑 収 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	11,825,553	11,825,553			国 債 整 理 基 金 特 別 公 司 へ 繰 入	8,604,214
		資 産 処 分 収 入	雑 収 入	1	1			備 費	1,200,000
		合 計	株 式 売 払 収 入	1,000,000	1,000,000			合 計	31,048,189
		再 保 險 料 収 入	再 保 險 料 収 入	10,962,412	10,962,412			再 保 險 費	18,752,699
		雑 収 入	雑 収 入	7,831,766	7,831,766			予 備 費	40,979
		合 計		18,794,178	18,794,178			合 計	18,794,178
石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策	石 炭 勘 定	租 税	関 税	126,100,000	126,100,000	石炭鉱業合理化安定対策費 鉱 害 対 策 費 産炭地域振興対策費 事務処理費 炭鉱離職者援護対策費 産炭地域開発雇用対策費	45,539,889 58,768,616 8,776,250 2,487,540 7,855,500 10,593,948		
		前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	8,144,000	8,144,000				
		雑 収 入	雑 収 入	50,000	50,000				

100	諸 支 出 金	100	諸 支 出 金
72,157	国債整理基金特別会計へ繰入	72,157	国債整理基金特別会計へ繰入
200,000	予 備 費	200,000	予 備 費
134,294,000	合 計	134,294,000	合 計
372,426,556	石油安定供給対策費	372,426,556	石油安定供給対策費
15,580,120	石油生産流通合理化対策費	15,580,120	石油生産流通合理化対策費
55,544,315	石油代替エネルギー対策費	55,544,315	石油代替エネルギー対策費
592,721	事務 処 理 費	592,721	事務 処 理 費
100	諸 支 出 金	100	諸 支 出 金
3,000,000	予 備 費	3,000,000	予 備 費
447,143,812	合 計	447,143,812	合 計
19,149,175	特定国有財産整備費	19,149,175	特定国有財産整備費
352,776	事務 取 扱 費	352,776	事務 取 扱 費
71,385,525	国債整理基金特別会計へ繰入	71,385,525	国債整理基金特別会計へ繰入
50,000	予 備 費	50,000	予 備 費

文 部 省	国 立 学 校	合 計		合 計	合 計
		他 会 計 よ り 受 入	雑 収 入		
		借 入 金	一 般 会 計 よ り 受 入	国 立 学 校 附 属 病 院 研 究 所	832,284,316
			借 入 金	施 設 整 備 費	355,924,036
		附 属 病 院 収 入	借 入 金	船 舶 建 造 費	98,378,381
		授 業 料 及 入 学 検 定 料	附 属 病 院 収 入	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	189,529,136
		学 校 財 産 処 分 収 入	授 業 料 及 入 学 検 定 料	予 備 費	1,986,582
		積 立 金 よ り 受 入	学 校 財 産 処 分 収 入		37,349,509
		雑 収 入	積 立 金 よ り 受 入		500,000
		前 年 度 剩 余 金 受 入	雑 収 入		
		合 計	前 年 度 剩 余 金 受 入	合 計	1,515,911,910
厚 生 省	厚 生 保 険 勘 定	保 険 収 入	保 険 料 収 入	保 険 給 付 費	3,061,397,092
		借 入 金	一 般 会 計 よ り 受 入	老 人 保 健 拠 出 金	543,622,494
		雑 収 入	借 入 金	保 健 施 設 費 等 業 務 勘 定 へ 繰 入	27,587,856
				借 入 金 償 還 金	593,854,483
				諸 支 出 金 費	47,711,316
					36,100,000

	雑収入	9,390,871			4,310,273,191
合 計		4,310,273,191	合 計		4,310,273,191
日雇健康勘定	保険収入	61,200,629	保険給付費		81,400,242
	保険料収入	25,566,270	老人保健拠出金		15,908,899
	一般会計より受入	35,634,359	福祉施設業務勘定へ繰入		13,097
借入金		746,734,496	借入金償還金		654,917,633
	借入金	746,734,496	借入金償還金		50,941,964
雑収入		246,710	予備費		5,000,000
合 計		808,181,835	合 計		808,181,835
年金勘定	保険収入	9,907,666,396	保険給付費		5,138,880,159
	保険料収入	6,629,507,494	福祉施設費等業務勘定へ繰入		200,052,237
	一般会計より受入	595,169,661	諸支出金		888,642
	船員保険特別会計より受入	1,000	予備費		513,888,016
	運用収入	2,682,988,241			
雑収入		7,086,282			
合 計		9,914,752,678	合 計		5,853,709,054
児童手当勘定	拠出金収入	65,536,124	被用者児童手当交付金		67,903,980
	他会計より受入	64,042,125	非被用者児童手当交付金		54,089,880
	一般会計より受入	64,042,125	業務取扱費		4,435,726
	積立金より受入	7,000,000	福祉施設費		220,468
雑収入		2,050,520	福祉施設費		11,857,607
					2,588,096

業 務 勘 定	合 計	雑 収 入	前年度剰余金受入	雑 収 入	前年度剰余金受入	合 計	業 務 勘 定	合 計	雑 収 入	前年度剰余金受入
他 会 計 よ り 受 入	前年度剰余金受入	2,050,520	2,466,988	2,050,520	2,466,988	合 計	業 務 勘 定	合 計	雑 収 入	前年度剰余金受入
他 勘 定 よ り 受 入	雑 収 入	141,095,757	2,466,988	141,095,757	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
児 童 手 当 収 入	前年度剰余金受入	61,569,065	2,466,988	61,569,065	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
雑 収 入	前年度剰余金受入	227,653,190	2,466,988	227,653,190	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	63,714,826	2,466,988	63,714,826	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
合 計	前年度剰余金受入	6,045,839	2,466,988	6,045,839	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
船 員 保 険	前年度剰余金受入	1,449,184	2,466,988	1,449,184	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
保 険 収 入	前年度剰余金受入	360,432,104	2,466,988	360,432,104	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
保 険 料 収 入	前年度剰余金受入	273,642,433	2,466,988	273,642,433	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
一 般 会 計 よ り 受 入	前年度剰余金受入	204,469,159	2,466,988	204,469,159	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
厚 生 保 険 特 別 会 計 よ り 受 入	前年度剰余金受入	39,958,340	2,466,988	39,958,340	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
運 用 収 入	前年度剰余金受入	1,000	2,466,988	1,000	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
児 童 手 当 収 入	前年度剰余金受入	29,213,934	2,466,988	29,213,934	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
雑 収 入	前年度剰余金受入	626,310	2,466,988	626,310	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	872,118	2,466,988	872,118	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
	前年度剰余金受入	872,118	2,466,988	872,118	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入
	前年度剰余金受入	10	2,466,988	10	2,466,988	業 務 勘 定	業 務 勘 定	業 務 勘 定	雑 収 入	前年度剰余金受入

国立病院 勘定		前年度剰余金受入		10	
合 計	入 金	入 金	入 金	合 計	275,140,871
他 会 計 よ り 受 入	入 金	入 金	入 金	病 院 経 営 成 費	268,735,677
借 入 金	入 金	入 金	入 金	看 護 婦 等 養 成 費	3,553,684
積 立 金 よ り 受 入	入 金	入 金	入 金	施 設 整 備 費	30,040,278
雑 収 入	入 金	入 金	入 金	国債整理基金特別会計へ繰入	22,771,326
合 計	入 金	入 金	入 金	予 備 費	100,000
合 計	入 金	入 金	入 金	合 計	325,200,965
療 養 所 勘 定	入 金	入 金	入 金	療 養 所 経 営 成 費	230,879,096
他 会 計 よ り 受 入	入 金	入 金	入 金	看 護 婦 等 養 成 費	2,340,348
借 入 金	入 金	入 金	入 金	施 設 整 備 費	23,935,491
積 立 金 よ り 受 入	入 金	入 金	入 金	国債整理基金特別会計へ繰入	16,948,761
雑 収 入	入 金	入 金	入 金	予 備 費	100,000
合 計	入 金	入 金	入 金	合 計	274,703,696

あ	へ	ん	あへん売払代収入		あへん購入費	
			雑収入	雑収入	一般会計へ繰入業務取扱費	雑収入
国民年金勘定	国民年金勘定	保険収入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	国民年金給付費	2,263,609,331
			合 計	合 計	諸 支 出	10,034,450
					福祉施設費等業務勘定へ繰入	29,772,935
					雑 備 費	113,180,467
福祉年金勘定	福祉年金勘定	雑収入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	合 計	2,415,597,183
			合 計	合 計	福祉年金給付費	967,262,952
					諸 支 出	1,000
					雑 備 費	4,232,356
業務勘定	業務勘定	雑収入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	合 計	971,496,308
			合 計	合 計	業務取扱費	91,667,742
					施設整備備費	424,185
					印紙収入国民年金勘定へ繰入	1,654,536,748

農 林 水 産 省	食 糧 管 理	印 紙 売 却 収 入		諸 支 出	
		他 勘 定 より 受 入	国民年金勘定より受入	福 祉 施 設 費	1,000
		雑 収 入	雑 収 入	年 金 福 祉 事 業 団 出 資 予 備 費	24,767,495
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入		4,005,440
		合 計	1,830,338		50,136,102
			1,836,338		
			1,639,673		
			1,639,673		
			1,825,558,712		1,825,558,712
			1,825,558,712		
			1,234,491,581		1,391,188,450
			1,234,491,581		233,727,532
			165,400,000		1,725,412,544
			165,400,000		350,000,000
			2,290,558,506		
			2,290,558,506		
			9,878,439		
			9,878,439		
			3,700,328,526		3,700,328,526
			53,694,640		155,171,194
			53,694,640		11,938,915
			153,726,762		30,410,500
			153,726,762		10,000,000
			99,207		
			99,207		
			207,520,609		207,520,609
			207,520,609		
			345,433,722		266,233,980
			345,433,722		

農産物等安定勘定	他勘定より受入	輸入食糧売払代	345,438,722	輸入食糧管理費	7,981,779
	雑収	調整勘定より受入	129,112,626	返還金等他勘定へ繰入	100,310,777
	合 計	雑 収 入	30,188	予 備 費	100,000,000
			30,188		
輸入飼料勘定	他勘定より受入	輸入飼料売払代	168,108,560	輸入飼料買入費	166,648,099
	雑収	一般会計より受入	11,200,000	輸入飼料管理費	13,280,072
	合 計	調整勘定より受入	81,557,111	返還金等他勘定へ繰入	30,952,476
		雑 収 入	14,975	予 備 費	50,000,000
業務勘定	他勘定より受入	他勘定より受入	160,564,168	事務費	132,117,062
	検査印紙収入	検査印紙収入	2,947,151	サイロ及倉庫運営費	485,763
	雑 収 入	雑 収 入	281,933	返還金調整勘定へ繰入	29,190,427
				予 備 費	2,000,000

農 業 共 済 再 保 險 再 保 險 金 支 払 基 金 勘 定	農 業 勘 定	雑 収 入		合 計	農 業 共 済 再 保 險 再 保 險 金 支 払 財 源 他 勘 定 へ繰入	合 計
		雑 収 入	雑 入			
農 業 共 済 再 保 險 再 保 險 金 支 払 基 金 勘 定	合 計	281,933	163,793,252	合 計	163,793,252	
	他 会 計 よ り 受 入	407,000,000	1,751,446,365	国 債 整 理 基 金 特 別 公 計 へ 繰入	1,751,446,365	
	他 勘 定 よ り 受 入	407,000,000	2,691,554,836	食 糧 買 入 費 等 財 源 他 勘 定 へ繰入	2,691,554,836	
	食 糧 証 券 及 借 入 金 収 入	1,787,983,201				
農 業 共 済 再 保 險 再 保 險 金 支 払 基 金 勘 定	合 計	2,248,018,000	4,443,001,201	合 計	4,443,001,201	
	食 糧 証 券 及 借 入 金 収 入	2,248,018,000				
	一 般 会 計 よ り 受 入	2,000,000				
	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	2,758,273				
農 業 勘 定	合 計	83,270	4,841,543	合 計	4,841,543	
	再 保 險 金 支 払 財 源 他 勘 定 へ繰入	83,270				
	一 般 会 計 よ り 受 入	2,000,000				
	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	2,758,273				
農 業 勘 定	合 計	69,469,967	44,836,269	農 業 共 済 再 保 險 再 保 險 金 支 払 財 源 他 勘 定 へ繰入	44,836,269	
	再 保 險 金 支 払 財 源 他 勘 定 へ繰入	1,197,061	24,161,077	農 業 共 済 再 保 險 再 保 險 金 支 払 財 源 他 勘 定 へ繰入	24,161,077	
	一 般 会 計 よ り 受 入	68,028,654	973,700	農 業 共 済 再 保 險 再 保 險 金 支 払 財 源 他 勘 定 へ繰入	973,700	
	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	244,252				
農 業 勘 定	合 計	500,000	69,971,046	合 計	69,971,046	
	再 保 險 金 支 払 財 源 他 勘 定 へ繰入	500,000				
	一 般 会 計 よ り 受 入	1,079				
	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	1,079				

家畜勘定	家畜再保険収入	再保険料	家畜再保険費	
	再保険収入	再保険料	家畜再保険費	
	一般会計より受入	一般会計より受入	農業共済組合連合会等交付金	20,980,886
	前年度繰越資金受入	前年度繰越資金受入	備	6,207,181
		8,724,655		9,561,961
	雑収入	215,228		
	合 計	215,228	合 計	36,750,028
果樹勘定	果樹再保険収入	再保険料	果樹再保険費	
	再保険収入	再保険料	農業共済組合連合会交付金	3,751,995
	一般会計より受入	一般会計より受入	備	831,284
	前年度繰越資金受入	前年度繰越資金受入		7,804,842
		3,742,023		
	支払基金受入	3,341,543		
	雑収入	16,381		
	合 計	16,381	合 計	12,388,121
園芸施設勘定	園芸施設再保険収入	再保険料	園芸施設再保険費	
	再保険収入	再保険料	農業共済組合連合会交付金	617,514
	一般会計より受入	一般会計より受入	備	2,722,397
	前年度繰越資金受入	前年度繰越資金受入		1,410,496
		315,643		
	支払基金受入	1,000,000		
	雑収入	100,302		
	合 計	100,302	合 計	4,750,407
業務勘定	他会計より受入		農業共済再保険業務費	1,014,454
				1,015,372

		一 般 会 計 よ り 受 入		予 備 費	
森 林 保 險	雑 収 入	1,015,372	72	1,015,372	1,000
	前 年 度 剩 余 金 受 入	10	72		
	合 計	1,015,454	10		1,015,454
	森 林 保 險 収 入	11,386,241		森 林 保 險 業 務 費	2,143,610
	雑 収 入	3,638,105		森 林 保 險 業 務 費	1,250,293
漁 船 再 保 險 及 漁 業 共 済 保 險	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	7,748,136		予 備 費	8,502,306
	雑 収 入	509,968			
	合 計	509,968			
漁 船 再 保 險 勘 定	漁 船 再 保 險 収 入	11,896,209		合 計	11,896,209
	再 保 險 料	35,358,803		漁 船 再 保 險 費	23,691,909
	一 般 会 計 よ り 受 入	17,096,348		漁 船 保 險 振 興 費	846,773
	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	7,378,004		漁 船 保 險 中 央 会 交 付 金	306,126
漁 船 特 殊 保 險 勘 定	雑 収 入	10,884,451		予 備 費	12,582,164
	雑 収 入	2,068,169			
	合 計	2,068,169			
漁 船 特 殊 再 保 險 収 入	漁 船 特 殊 再 保 險 収 入	37,426,972		合 計	37,426,972
	特 殊 再 保 險 料	190,270		漁 船 特 殊 再 保 險 費	169,223
	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	169,223		漁 船 保 險 振 興 費	73,879
	借 入 金	21,047		国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	5,475
借 入 金	借 入 金	150,000		予 備 費	255,946
	借 入 金	150,000			

[illegible]

自作農創設特別措置		自作農創設特別措置収入		事務取扱費	
自作農創設特別措置	雑収入	農地等売却収入	7,561,860	農地等買入諸費	2,062,980
	前年度剰余金受入	農地等貸付収入	7,121,881	元他会計所屬農地売却収入等他会計へ繰入	1,567,403
	合 計	雑収入	439,979	予 備 費	5,827,546
		前年度剰余金受入	2,096,014		29,114,685
			2,096,014		
国有林野事業	雑収入	前年度剰余金受入	28,914,740		
	前年度剰余金受入	合 計	28,914,740		
	合 計		38,572,614		38,572,614
国有林野事業勘定	雑収入	業務売却収入	230,273,539	国有林野事業費	511,241,539
	前年度剰余金受入	林野売却収入	250,565,629	予 備 費	3,000,000
	合 計	雑収入	22,556,427		
			17,151,483		
治 山 勘 定	雑収入	一般会計より受入	9,015,000		
	前年度剰余金受入	一般会計より受入	9,015,000		
	合 計	治山勘定より受入	7,953,000		
			7,953,000		
治 山 勘 定	雑収入	借入金	207,000,000		
	前年度剰余金受入	借入金	207,000,000		
	合 計		514,241,539		514,241,539
治 山 勘 定	雑収入	一般会計より受入	147,918,800	治 山 事 業 費	129,825,169
	前年度剰余金受入	一般会計より受入	147,918,800	北海道治山事業費	11,442,893
	合 計	地方公共団体工事費負担金収入	3,621,483	離島治山事業費	1,677,070
			3,621,483	沖繩治山事業費	341,850
				治山事業工事諸費	8,253,361
				予 備 費	45,640

通 商 産 業 省	特定土地改良工事	前年度剰余金受入	33,324	合 計	151,585,983	151,585,983
		合 計	33,324	合 計		
		他 会 計 より 受 入	68,952,080	土 地 改 良 事 業 費		110,199,079
		借 入 金	67,000,000	農業用施設災害復旧事業費		217,000
		受 託 工 事 費 受 入	10,671,000	土地改良事業工事諸費		9,585,163
		土地改良事業費負担金等収入	14,163,251	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入		187,143
		雑 収 入	13,643,905	国債整理基金特別会計へ繰入		41,422,662
		前年度剰余金受入	519,346	備 費		724,575
		雑 収 入	642,006			
		前年度剰余金受入	907,285			
ア ル コ ー ル 専 売 事 業	合 計	前年度剰余金受入	907,285	合 計	162,335,622	162,335,622
		合 計	162,335,622	合 計		
		事 業 収 入	40,514,130	事 業 備 費		35,313,639
		雑 収 入	61,614			250,000
		合 計	61,614	合 計		
		合 計	40,575,744	合 計		35,563,639
		合 計	45,922,115	合 計		
		合 計	45,922,115	合 計		
		合 計	8,280,717	合 計		
		合 計	8,280,717	合 計		
輸 出 保 險	合 計	前年度剰余金受入	8,280,717	合 計	118,631,072	118,631,072
		合 計	8,280,717	合 計		
		保 險 料 収 入	45,922,115	保 險 取 扱 費		81,194,504
		合 計	45,922,115	合 計		1,641,300
		合 計	45,922,115	合 計		
		合 計	45,922,115	合 計		
		合 計	45,922,115	合 計		
		合 計	45,922,115	合 計		
		合 計	45,922,115	合 計		
		合 計	45,922,115	合 計		

[illegible]

保 障 勘 定	保 障 事 業 収 入	賦 課 金 収 入	保 障 勘 定 へ 繰 入 費	
他 勘 定 より 受 入	3,872,062	3,872,062	保 障 勘 定 へ 繰 入 費	5,125,632
雑 収 入	4,734,888	4,734,888	業 務 勘 定 へ 繰 入 費	6,000,000
前年度剰余金受入	5,495,434	5,495,434	予 備	1,023,379
合 計	68,688,808	68,688,808		70,642,181
業 務 勘 定	82,791,192	82,791,192	合 計	82,791,192
他 勘 定 より 受 入	1,316,967	1,316,967	業 務 勘 定 へ 繰 入 費	869,198
雑 収 入	111	111	保 障 業 務 勘 定 へ 繰 入 費	460,310
前年度剰余金受入	13,430	13,430	予 備	1,000
合 計	1,330,508	1,330,508		1,330,508
港 湾 整 備 勘 定	248,247,428	248,247,428	港 湾 整 備 勘 定 へ 繰 入 費	181,505,734
他 勘 定 より 受 入	1,929,389	1,929,389	北 海 道 港 湾 事 業 勘 定 へ 繰 入 費	45,318,860
港 湾 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	49,309,865	49,309,865	沖 縄 港 湾 事 業 勘 定 へ 繰 入 費	25,598,250
債 還 金 収 入	1,830,169	1,830,169	埠 頭 整 備 勘 定 へ 繰 入 費	22,354,661
受 託 工 事 納 付 金 収 入	10,900,000	10,900,000	北 海 道 埠 頭 整 備 勘 定 へ 繰 入 費	1,607,000
			金	64,000
			受 託 工 事 費	9,326,900
			港 湾 事 業 等 工 事 諸 費	26,885,483
			予 備	1,566,250

特定港務施設工事勘定	前年度剰余金受入	10,900,000		
	雑 収 入	1,969,465		
	合 計	1,969,465		
	他 会 計 より 受 入	550,822		
	港務管理者工事費負担金収入	550,822		
	受益者工事費負担金収入	314,737,138		
	受託工事納付金収入	6,441,938		
	前年度剰余金受入	6,441,938		
	雑 収 入	4,742,762		
	合 計	4,742,762		
自動車検査登録	前年度剰余金受入	10,128,000		
	雑 収 入	10,128,000		
	合 計	10,128,000		
	他 会 計 より 受 入	65,000		
	港務管理者工事費負担金収入	65,000		
	受益者工事費負担金収入	267,419		
	受託工事納付金収入	4,136		
	前年度剰余金受入	4,136		
	雑 収 入	21,649,255		
	合 計	21,649,255		
業務取扱費	前年度剰余金受入	27,043,520		
	雑 収 入	27,043,520		
	合 計	27,043,520		
	他 会 計 より 受 入	1,286,577		
	港務管理者工事費負担金収入	1,286,577		
	受益者工事費負担金収入	403,319		
	受託工事納付金収入	403,319		
	前年度剰余金受入	8,448,101		
	雑 収 入	8,448,101		
	合 計	8,448,101		

空 港 整 備	合 計	前 年 度 剩 余 金 受 入	合 計	空 港 整 備 事 業 費	
他 会 計 よ り 受 入	8,448,101	37,181,517	空 港 整 備 事 業 費	136,902,586	37,181,517
空 港 使 用 料 収 入	96,820,543	96,820,543	北 海 道 空 港 整 備 事 業 費	13,263,622	
地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	122,252,894	122,252,894	離 島 空 港 整 備 事 業 費	4,588,450	
借 入 金	2,744,986	2,744,986	沖 縄 空 港 整 備 事 業 費	3,119,776	
空 港 等 財 産 処 分 収 入	20,000,000	20,000,000	航 空 路 整 備 事 業 費	8,607,947	
債 還 金 収 入	2,344,603	2,344,603	新 東 京 国 際 空 港 公 団 出 資 貸 付 金	3,700,000	
雑 収 入	263,342	263,342	航 空 機 體 音 対 策 事 業 資 金	157,579	
前 年 度 剩 余 金 受 入	5,010,437	5,010,437	空 港 等 整 備 事 業 工 事 諸 費	2,002,820	
合 計	3,020,390	3,020,390	空 港 等 維 持 運 営 費	65,582,015	
業 務 収 入	252,457,195	252,457,195	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	12,532,400	
業 務 収 入	1,178,577,576	1,178,577,576	予 備 費	2,000,000	
業 務 収 入	1,019,665,270	1,019,665,270			
雑 収 入	75,362,887	75,362,887			
業 務 外 収 入	1,748,272,038	1,748,272,038			
資 本 収 入	179,938,182	179,938,182			

借入金	144,100,000	支払利息金	5,479,241,288
借入金	35,888,182	諸支支金	847,127
借入金	5,815,124,380	郵政事業特別会計へ繰入金	531,061,445
借入金	3,270,212	國債整理基金特別会計へ繰入金	147,444,782
借入金	352,700,000	予備費	12,500,000
借入金	6,171,094,592	合 計	6,171,094,592
借入金	3,825,251,978	保 險 費	2,658,279,929
借入金	3,825,251,978	郵政事業特別会計へ繰入金	410,115,791
借入金	1,538,353,873	簡易保險郵便年金福祉事業団出資金	8,478,103
借入金	1,538,353,873	簡易保險郵便年金福祉事業団交付金	16,085,248
借入金	626,052	予備費	2,000,000
借入金	626,052	合 計	3,094,959,071
借入金	5,384,231,908	年 金 費	6,276,272
借入金	89,575,996	郵政事業特別会計へ繰入金	3,333,779
借入金	89,575,996	予備費	20,000
借入金	10,076,747		
借入金	10,076,747		
借入金	4,800		
借入金	4,800		
借入金	99,657,543	合 計	9,630,051

[illegible]

建設省	道路整備	前年度剰余金受入	
		合 計	前年度剰余金受入
建 設 省	道 路 整 備	他 会 計 よ り 受 入	318,399
		地方公共団体工事費負担金収入	2,346,347,725
		債 還 金 収 入	1,868,174,300
		附帯工事費負担金収入	1,868,174,300
		受託工事納付金収入	245,202,000
		前年度剰余金受入	245,202,000
		雑 収 入	5,279,000
		合 計	5,279,000
		他 会 計 よ り 受 入	32,465,000
		他 勘 定 よ り 受 入	32,465,000
治 水	治 水 勘 定	地方公共団体工事費負担金収入	37,715,000
		債 還 金 収 入	37,715,000
		附帯工事費負担金収入	3,591,000
		受託工事納付金収入	3,591,000
		前年度剰余金受入	3,372,000
		雑 収 入	3,372,000
		合 計	3,372,000
		他 会 計 よ り 受 入	2,195,798,300
		他 勘 定 よ り 受 入	734,720,837
		地方公共団体工事費負担金収入	734,720,837
治 水	治 水 勘 定	一般会計より受入	11,341,202
		特定多目的ダム建設工事勘定より受入	11,341,202
		地方公共団体工事費負担金収入	123,053,162
		合 計	123,053,162
		河 川 事 業 費	419,030,000
		北 海 道 河 川 事 業 費	75,346,353
		河 川 總 合 開 発 事 業 費	96,223,985
		北 海 道 河 川 總 合 開 発 事 業 費	6,002,372
		水 資 源 開 発 公 団 交 付 金	33,274,225
		砂 防 事 業 費	164,608,400

電氣事業者等工事費負担金収入	11,552,471	北海道砂防事業費	8,406,640
電氣事業者等工事費負担金収入	11,552,471	建設機械整備費	716,000
附帯工事費負担金収入	6,481,000	北海道建設機械整備費	126,000
附帯工事費負担金収入	6,481,000	離島治水事業費	7,060,150
受託工事納付金収入	32,959,000	沖繩治水事業費	5,056,706
受託工事納付金収入	32,959,000	附帯工事費	6,194,000
前年度剰余金受入	660,000	受託工事費	31,051,722
前年度剰余金受入	660,000	治水事業工事諸費	67,810,526
雑収入	1,090,600	事業費	210,598
雑収入	1,090,600	予備費	740,600
合 計	821,858,272	合 計	821,858,272
他 会 計 よ り 受 入	101,378,102	多目的ダム建設事業費	147,453,000
地方公共団体工事費負担金収入	101,378,102	北海道多目的ダム建設事業費	19,433,000
電氣事業者等工事費負担金収入	22,361,704	沖繩多目的ダム建設事業費	10,639,000
電氣事業者等工事費負担金収入	22,361,704	受託工事費	4,384,798
借 入 金	65,420,282	国債整理基金特別会計へ繰入	2,724,088
借 入 金	65,420,282	工事諸費等治水勘定へ繰入	11,341,202
受託工事納付金収入	900,000	予備費	145,000
受託工事納付金収入	900,000		
前年度剰余金受入	4,539,000		
前年度剰余金受入	4,539,000		
雑収入	1,376,000		
雑収入	1,376,000		
合 計	145,000		
合 計	145,000		
合 計	196,120,088	合 計	196,120,088

都市開発資金融通	借入金	借入金	都市開発資金貸付金	
運用収入	運用収入	16,800,000	都市開発資金貸付金	20,000,000
前年度剰余金受入	運用利殖金収入	16,800,000	事務取扱費	1,593
雑収入	前年度剰余金受入	30,661,924	国債整理基金特別会計へ繰入	28,019,128
合計	雑収入	21,741,222	予備費	18,788
		8,920,702		
		577,575		
		577,575		
		10		
		10		
		48,038,509	合計	48,038,509

丙号 繰越明許費

所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項
大蔵省	造幣局	(項) 事業施設費のうち	厚生省	厚生児童保健施設	(項) 福祉施設費のうち
大蔵省及び建設省	印刷局	(項) 事業施設費のうち	厚生省	児童手当勘定	福祉施設費のうち
文部省	国立学校	(項) 国立学校のうち			福祉施設費のうち
		受託研究旅費			福祉施設費のうち
		受託研究費			福祉施設費のうち
		施設整備費			福祉施設費のうち
					健康保険医療施設整備費

厚生年金病院施設整備費 厚生年金会館等施設整備費 老人ホーム等施設整備費 体育施設整備費 不動産購入費	船員保険 (項) 福祉施設費のうち 施設施工戸備費 福祉施設整備費 不動産購入費	国立病院 (項) 病院経営費のうち 受託研究旅費 受託研究旅費 施設整備費 施設整備費のうち 受託研究旅費 受託研究旅費 施設整備費	国民年金 (項) 福祉年金給付費 (項) 施設整備費のうち 施設施工旅費
農林水産省 食糧管理 輸入食糧管理勘定 輸入飼料勘定 業務勘定	国有林野事業 治山勘定	特定土地改良工事	
施設施工戸備費 施設整備費 施設施工旅費 施設施工戸備費 福祉施設整備費 不動産購入費	(項) 輸入食糧買入費 (項) 輸入飼料買入費 (項) 業務費のうち 施設施工旅費 施設施工戸備費 施設整備費 不動産購入費	(項) 治山事業費 北海道治山事業費 離島治山事業費 沖縄治山事業費 治山事業工諸費のうち 日額旅費 工事費	(項) 特定土地改良事業費のうち

運 輸 省	港 湾 整 備 勘 定	國富かんかい排水事業費 直轄干拓事業費 國富農用地開発事業費 受託工事費 農業用施設災害復旧事業費 土地改良事業工事諸費のうち 超過勤務手当 日額 工事雑費	郵 政 省	郵 政 事 業	自 動 車 検 査 登 録 空 港 整 備	受託工事費
		(項) 港 湾 事 業 費 北海道港湾事業費 離島港湾事業費 沖縄港湾事業費 埠頭整備資金貸付金 北海道埠頭整備資金貸付金 受託工事費 港湾事業等工事諸費のうち 超過勤務手当 日額 工事雑費 (項) エネルギー港湾施設工事費 鉄鋼港湾施設工事費 物資別専門埠頭港湾施設工事費				(項) 施設整備費 空港整備事業費 北海道空港整備事業費 離島空港整備事業費 沖縄空港整備事業費 航空路整備事業費 航空機騒音対策事業資金貸付金 空港等整備事業工事諸費のうち 超過勤務手当 日額 工事雑費 港湾整備特別会計へ繰入
運 輸 省	港 湾 整 備 勘 定	特定港湾施設工事勘定	郵 政 省	郵 政 事 業	自 動 車 検 査 登 録 空 港 整 備	(項) 局舎其他施設費のうち 業務設備(施設費に係るものに限る。) 器具設備(施設費に係るものに限る。) 機械器具整備費(大型機械器具購入費に限る。) 施設費
						(項) 施設整備費 労働福祉事業費のうち 施設費 施設費 施設費

建設省道路整備	治	水	都市開発資金融通	(項) 河川事業費 北海道河川事業費 河川総合開発事業費 北海道河川総合開発事業費 水資源開発公団交付金 砂防事業費 北海道砂防事業費 離島治水事業費 沖繩治水事業費 附帯工事費のうち 附帯工事費のうち 受託工事費のうち 受託工事費のうち 治水事業工事諸費のうち 超過額旅費 日工事費 工事費
建設省道路整備	治	水	都市開発資金融通	(項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設事業費 沖繩多目的ダム建設事業費 受託工事費のうち 受託工事費のうち
建設省道路整備	治	水	都市開発資金融通	(項) 河川事業費 北海道河川事業費 河川総合開発事業費 北海道河川総合開発事業費 水資源開発公団交付金 砂防事業費 北海道砂防事業費 離島治水事業費 沖繩治水事業費 附帯工事費のうち 附帯工事費のうち 受託工事費のうち 受託工事費のうち 治水事業工事諸費のうち 超過額旅費 日工事費 工事費
建設省道路整備	治	水	都市開発資金融通	(項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設事業費 沖繩多目的ダム建設事業費 受託工事費のうち 受託工事費のうち
建設省道路整備	治	水	都市開発資金融通	(項) 河川事業費 北海道河川事業費 河川総合開発事業費 北海道河川総合開発事業費 水資源開発公団交付金 砂防事業費 北海道砂防事業費 離島治水事業費 沖繩治水事業費 附帯工事費のうち 附帯工事費のうち 受託工事費のうち 受託工事費のうち 治水事業工事諸費のうち 超過額旅費 日工事費 工事費

丁号 国庫債務負担行為

所 管 省	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 となる年度	事 由
総理府、大蔵省 及び通商産業省	電源開発促進 策 電源多様化助 定	動力炉・核燃料開発 事業団出資	16,112,600	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降3箇年度以内	動力炉・核燃料開発事業団における再処理施設のアスファルト固 体化貯蔵施設の整備等の資金に充てるとの国の出資については、 その整備等に多くの日数を要するものがあるため、あらかじめこれ に係る出資契約を結ぶ必要があるため
		動力炉・核燃料開発 事業団出資に係る契 約の一部変更	—	昭 和 58 年 度	昭和62年度ま で3箇年度及び 2箇年度延長	昭和55年度及び昭和56年度の各年度の電源開発促進対策特別会 計国庫債務負担行為(事項)「動力炉・核燃料開発事業団出資」に基 いて実行した国庫の負担となる契約の一部を、昭和58年度におい て変更し、当該契約による支出すべき年限を昭和62年度まで、昭 和55年度に係るものについては3箇年度、昭和56年度に係るもの については2箇年度それぞれ延長する必要があるため
大 蔵 省	造 幣 局	機 械 購 入	891,600	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	貨幣製造用機械の購入には、その製作に多くの日数を要するもの があるため
	印 刷 局	原 材 料 購 入	100,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	印刷事業に必要な原材料の購入には、その生産に多くの日数を要 するものがあるため
		機 械 購 入	289,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	印刷用機械の購入には、その製作に多くの日数を要するものがある ため
大蔵省及び建設 省	特定国有財産整 備	特 定 施 設 整 備	14,304,361	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備には、多 くの日数を要するものがあるため
文 部 省	国 立 学 校	科学衛星打上げ用ロ ケット製作	7,382,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降3箇年度以内	宇宙科学研究所における科学衛星打上げ用ロケットの製作には、 多くの日数を要するため
		施 設 整 備	48,750,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以 降3箇年度以内	国立学校、大学附属病院及び研究所の施設の整備には、多くの日 数を要するものがあるため
		実 習 船 建 造	1,756,298	昭 和 58 年 度	昭和58年度及 び昭和59年度	東京水産大学における実習船の代船建造には、多くの日数を要す るため

厚 生 省	国 立 病 院 勘 定	施 設 整 備	4,917,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	鳥取大学教育学部の附属の小学校及び中学校に係る土地、建物及び工作物を処分し、これに代わる施設等取得する契約については、国がその施設等取得するまでに多くの日数を要するため
		国立病院特別施設整備	19,810,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及び昭和59年度及び昭和59年度	国立小児病院の施設整備には、多くの日数を要するため
	療養所勘定	国立療養所特別施設整備	17,880,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及び昭和59年度	国立療養所の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
農 林 水 産 省	食 糧 管 理 勘 定	輸入食糧買入れ	107,200,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	外国からの食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	輸入飼料勘定	輸入飼料買入れ	52,400,000	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	国有林野事業勘定	低質林等地ごしらえ事業	218,335	昭 和 58 年 度	昭和58年度及び昭和59年度	低質林等の立木の販売とその跡地に新植するための地ごしらえとを一体として実施する事業には、多くの日数を要するものがあるため
	特定土地改良工事	国営かんがい排水事業	580,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及び昭和59年度	諺戸川農業水利事業大楠ダムの第三期建設工事には、多くの日数を要するため
		諺戸川農業水利事業大楠ダム第三期建設工事	9,050,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度及び昭和59年度	村山北部農業水利事業新鶴子ダムの第二期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		会津北部農業水利事業日中ダム第二期建設工事	4,500,000	昭 和 58 年 度	昭和58年度以内	会津北部農業水利事業日中ダムの第二期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

会津北部農業水利事業八幡線第1号隧道建設工事	380,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	会津北部農業水利事業八幡線第1号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
迫川上流農業水利事業荒砥沢ダム建設工事	4,000,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	迫川上流農業水利事業荒砥沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
浜名湖北部農業水利事業三ヶ日調整池建設工事	280,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	浜名湖北部農業水利事業三ヶ日調整池の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
新利根川沿岸農業水利事業伊崎排水機場建設工事	1,000,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	新利根川沿岸農業水利事業伊崎排水機場の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
氷見農業水利事業幹線導水路建設工事	800,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	氷見農業水利事業幹線導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
矢作川総合農業水利事業古良幹線第1号隧道建設工事	662,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	矢作川総合農業水利事業古良幹線第1号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
中勢用水農業水利事業安瀬ダム第二期建設工事	4100,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	中勢用水農業水利事業安瀬ダムの第二期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利事業川代導水路第四期建設工事	707,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	東播用水農業水利事業川代導水路の第四期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
加古川西部農業水利事業大幹線隧道第二期建設工事	750,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	加古川西部農業水利事業大幹線隧道の第二期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
加古川西部農業水利事業大幹線隧道第三期建設工事	590,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	加古川西部農業水利事業大幹線隧道の第三期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
加古川西部農業水利事業大屋導水路建設工事	540,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	加古川西部農業水利事業大屋導水路の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
吉井川農業水利事業山手隧道建設工事	950,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	吉井川農業水利事業山手隧道の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
吉野川北岸農業水利事業切幡隧道建設工事	1,380,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	吉野川北岸農業水利事業切幡隧道の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
吉野川北岸農業水利事業土成隧道建設工事	780,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	吉野川北岸農業水利事業土成隧道の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

運 輸 省	港 湾 整 備	吉野川北岸農業水利事業市場隧道建設工事	640,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 及 び 昭和 59 年 度	吉野川北岸農業水利事業市場隧道の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		吉野川北岸農業水利事業伊勢幹線水路建設工事	478,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 及 び 昭和 59 年 度	吉野川北岸農業水利事業伊勢幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		南予農業水利事業保内伊方隧道建設工事	2,536,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 4 箇年度以内	南予農業水利事業保内伊方隧道の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		南予農業水利事業阿家隧道建設工事	887,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 4 箇年度以内	南予農業水利事業阿家隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
		上場農業水利事業上倉ダム建設工事	1,400,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 3 箇年度以内	上場農業水利事業上倉ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		受 託 工 事				
		会津北部農業水利事業日中ダム第二期建設工事	4,500,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 3 箇年度以内	会津北部農業水利事業日中ダムの第二期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		東播用水農業水利事業川代専水路第四期建設工事	693,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 3 箇年度以内	東播用水農業水利事業川代専水路の第四期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		南予農業水利事業保内伊方隧道建設工事	376,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 4 箇年度以内	南予農業水利事業保内伊方隧道の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		南予農業水利事業阿家隧道建設工事	124,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 以 降 4 箇年度以内	南予農業水利事業阿家隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
運 輸 省	港 湾 整 備	直轄港湾改修事業	5,200,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 及 び 昭和 59 年 度	酒田港ほか 4 港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾改修事業費補助	7,113,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 及 び 昭和 59 年 度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道港湾改修事業費補助	645,000	昭和 58 年 度	昭和 58 年 度 及 び 昭和 59 年 度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

郵 政 省	郵 政 事 業	特定港湾施設 工事勘定	沖縄直轄港湾改修事 業	3,300,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年度 及 び昭和 59 年度	那覇港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		エネルギー港湾施設 工事	苫小牧港整備工事	5,548,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年度 及 び昭和 59 年度	苫小牧港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日 数を要するものがあるため
			能代港整備工事	1,500,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年度 及 び昭和 59 年度	能代港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数 を要するものがあるため
			空 港 整 備	5,259,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年度 以 降 5 箇年度以内	東京国際空港及び名古屋空港の整備並びに宮崎空港の整備に必要 な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		空 港 整 備	空港整備事業費補助	2,487,600	昭 和 58 年 度	昭和 59 年度 以 降 4 箇年度以内	空港整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあ るため
			航 空 路 整 備	2,372,197	昭 和 58 年 度	昭和 58 年度 及 び昭和 59 年度	三都山航空路監視レーダー及び東京管制部の管制情報処理システ ムの整備には、多くの日数を要するものがあるため
			衛星搭載用機器製作	380,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年度 以 降 3 箇年度以内	衛星搭載用中継器の製作には、多くの日数を要するため
		事業用品購入調製等	機械器具購入	1,045,840	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	郵政事業に必要な事業用品の購入、調製等には、その調達に多く の日数を要するものがあるため
			局舎等施設整備	73,499,958	昭 和 58 年 度	昭和 58 年度 以 降 3 箇年度以内	機械器具のうち郵便物自動選別取りそろえ押印機等の購入には、 その製作に多くの日数を要するものがあるため
			土地建物借入れ	706,000	昭 和 58 年 度	昭和 58 年度 以 降 所 要 の 年 限	局舎その他施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
			簡易生命保険及 郵便年金 保 險 勘 定	7,907,125	昭 和 58 年 度	昭和 58 年度 及 び昭和 59 年度	郵政事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を 1 箇年以上とすることを要するものがあるため

簡易保険郵便年金福祉事業団における施設の整備の資金に充てる
ための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものが
あるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため

労働省	労働保険	労働保険 雇用勘定	労働省	道路整備	建設	建設	建設
		庁舎施設整備		248,022	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	岐阜労働基準監督署庁舎は、多くの日数を要するものがあるため
		庁舎施設整備		520,113	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	岐阜公共職業安定所庁舎は、多くの日数を要するものがあるため
		雇用促進事業団出資 移転就職者用宿舎 施設整備資金出資		36,566,389	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	雇用促進事業団における移転就職者用宿舎施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その施設の整備に多くの日数を要するものがあるため、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		中小企業福祉施設 整備資金出資		4,900,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	雇用促進事業団における中小企業福祉施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その施設の整備に多くの日数を要するものがあるため、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		直轄道路新設及び改築事業		96,900,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	一般国道神奈川1号馬入橋は、65箇所の新設及び改築工事並びに一般国道静岡1号は、34箇所の新設及び改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路共同溝事業		6,952,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	一般国道神奈川1号共同溝は、12箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		一般国道改修費補助		9,350,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地方道改修費補助		21,889,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄道路改築事業		9,705,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	一般国道88号札内橋は、17箇所及び道道夕張戸別線桂沢トンネルの改築工事並びに一般国道5号は、1箇所の改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道地方道改修費補助		834,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

土地区画整理事業費補助	3,600,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
街路事業費補助	58,181,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道街路事業費補助	2,464,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
離島道路事業費補助	450,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄直轄道路改築事業	1,730,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	一般国道58号明治橋ほか1箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
沖縄地方道改修費補助	586,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄土地区画整理事業費補助	270,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄街路事業費補助	532,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
道路改築附帯工事	14,898,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道神奈川1号共同溝ほか12箇所の共同溝附帯工事及び河川管理者等の負担に係る一般国道群馬18号君ヶ代橋(その2)ほか8箇所の橋梁架設附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
道路改築受託工事	20,700,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	日本道路公団等からの委託に係る一般国道埼玉208号川口高架橋ほか6箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
治水補助定水	37,130,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	鳴瀬川ほか29河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに阿武隈川ほか16河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	9,600,000	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	荒川はか4河川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事並びに関川の激甚災害対策特別緊急事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
直轄河川環境整備事業	840,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	神通川はか2河川の浄化事業及びこれらに附帯する工事並びに紀の川の浄化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
河川改修費補助	11,279,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
都市河川改修費補助	21,987,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	2,294,000	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	河川激甚災害対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道直轄河川改修事業	1,980,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	石狩川の改修工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
北海道直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	2,320,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	石狩川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
北海道河川改修費補助	451,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄河川改修費補助	1,388,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
直轄流況調整河川事業	17,800,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	利根川広域導水路の建設工事及び利根川広域導水路はか1導水路の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
河川総合開発事業費補助	11,434,000	昭和58年度	昭和59年度及び昭和60年度	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

治水ダム建設事業費補助	2,948,000	昭和58年度	昭和59年度及び昭和60年度	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道河川総合開発事業費補助	120,000	昭和58年度	昭和59年度及び昭和60年度	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
直轄砂防事業	4,057,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	最上川水系ほか7水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
直轄地すべり対策事業	700,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	大和川氾濫の源地区ほか1地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
砂防事業費補助	2,288,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
地すべり対策事業費補助	774,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	地すべり対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
河川改修附帯工事	383,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	土地改良区の負担に係る利根川改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
河川改修受託工事	5,199,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	愛知県等からの委託に係る木曽川尾西取水場樋管ほか17箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
特定多目的ダム建設工事勘定				
多目的ダム建設事業				
紀の川大滝ダム建設工事	3,400,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
球磨川川辺川ダム建設工事	5,300,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	球磨川川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
菊池川竜門ダム建設工事	800,000	昭和58年度	昭和59年度及び昭和60年度	菊池川竜門ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
岩木川浅瀬石川ダム建設工事	2,400,000	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	岩木川浅瀬石川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

阿賀野川大川ダム建設工事	700,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	阿賀野川大川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
小瀬川弥栄ダム建設工事	15,600,000	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	小瀬川弥栄ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
最上川寒河江ダム建設工事	3,900,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	最上川寒河江ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
相模川宮ヶ瀬ダム建設工事	12,300,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	相模川宮ヶ瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
信濃川大町ダム建設工事	2,000,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	信濃川大町ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
櫛田川蓮ダム建設工事	6,700,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	櫛田川蓮ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
雄物川玉川ダム建設工事	4,500,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	雄物川玉川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
阿武隈川三春ダム建設工事	4,000,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	阿武隈川三春ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
松浦川蔵木ダム建設工事	9,100,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	松浦川蔵木ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
阿武隈川七ヶ宿ダム建設工事	9,100,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	阿武隈川七ヶ宿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
信濃川三國川ダム建設工事	2,400,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	信濃川三國川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
大井川長島ダム建設工事	5,700,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	大井川長島ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
太田川温井ダム建設工事	5,300,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	太田川温井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

黒部川宇奈月ダム建設工事	1,000,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	黒部川宇奈月ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
加古川加古川大堰建設工事	900,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	加古川加古川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
赤川月山ダム建設工事	3,000,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	赤川月山ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
吉井川吉田ダム建設工事	3,000,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	吉井川吉田ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
庄内川小里川ダム建設工事	900,000	昭和58年度	昭和59年度及び昭和60年度	庄内川小里川ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
北海道多目的ダム建設事業 石狩川定山溪ダム建設工事	6,300,000	昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度	石狩川定山溪ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
沙流川総合開発建設工事	3,000,000	昭和58年度	昭和59年度以降4箇年度以内	沙流川総合開発の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
石狩川滝里ダム建設工事	1,000,000	昭和58年度	昭和59年度及び昭和60年度	石狩川滝里ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
沖縄多目的ダム建設事業 沖縄北部河川総合開発建設工事	2,300,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	沖縄北部河川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
羽地大川羽地ダム建設工事	4,000,000	昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内	羽地大川羽地ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
漢那福地川漢那ダム建設工事	11,500,000	昭和58年度	昭和58年度以降5箇年度以内	漢那福地川漢那ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
ダム事業受託工事	1,979,000	昭和58年度	昭和58年度以降4箇年度以内	兵庫県等からの委託に係る加古川加古川大堰ほか4ダムの管理橋新設工事等には、多くの日数を要するものがあるため

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(二) 昭和五十八年度特別会計予算及び同報告書

昭和五十八年度特別会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、電源開発促進対策特別会計等三十八特別会計に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。

主な特別会計予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 電源開発促進対策特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

(1) 電源立地勘定

七〇、五二七

七〇、五二七

(2) 電源多様化勘定

一二四、四七五

一二四、四七五

電源立地勘定においては、電源立地特別対策等事業費に充てるため、百四十三億七千万円を電力移出等に交付することとしている。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

(1) 交付税及び譲与税配付金勘定

一九、六八三、三三二

一九、六八三、三三二

(2) 交通安全対策特別交付金勘定

五八、三二二

五三、五九五

交付税及び譲与税配付金勘定においては、地方交付税交付金等の財源に充てるため、一般会計から七兆六千七百二十九億二千二百万円を受け入れるほか、資金運用部資金から十一兆五千二百十八億七千八百万円を借り入れることとしている。

3 造幣局特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

五十八年度においては、五十七年度末における繰越利益金から四億円を、五十八年度末における補助貨幣回収準備資金残高から一兆六千三百三十三億九千三百万円をそれぞれ一般会計に繰り入れることとしている。

4 資金運用部特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

九、七〇七、〇二〇

九、七〇七、〇二〇

5 資金運用部資金の長期運用計画は、次のとおりである。

国債

特別会計

政府関係機関

公団、事業団等

地方公共団体

計

国債整理基金特別会計

計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

五十八年度においては、国債の償還財源の一般会計からの繰入れについては、前年度首国債総額(割引国債に係る発行価格差減額を除く)の百分の一・六に相当する額及び割引国債に係る発

行価格差減額の年割額に相当する額の繰入れは行わないこととしている。

外国為替資金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

五十八年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするこ

とのできる限度額を、五十七年度の実績等を勘案して十三兆円としている。

なお、五十七年度において生ずる決算上の剰余のうち四千六百億円を一般会計に繰り入れるこ

ととし、剰余を積立金として整理することとしている。

6 外国為替資金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

九九九、七九九

九九九、七九九

五十八年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするこ

とのできる限度額を、五十七年度の実績等を勘案して十三兆円としている。

なお、五十七年度において生ずる決算上の剰余のうち四千六百億円を一般会計に繰り入れるこ

ととし、剰余を積立金として整理することとしている。

7 産業投資特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

三二、〇四八

三一、〇四八

五十八年度においては、五十二億円の産業投資支出を行うこととしている。

なお、日本輸出入銀行に対する出資の中止、日本開発銀行の国庫納付金の増額措置を講ずるこ

とにより、一般会計への繰入れとして百六十億円を計上することとしている。

8 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

一三四、二九四

一三四、二九四

(1) 石炭勘定

一三四、二九四

一三四、二九四

(2) 石油及び石油代替エネルギー勘定

四四七、一四四

四四七、一四四

石油及び石油代替エネルギー勘定においては、一般会計より四千二百五十億円を受け入れるこ

9 国立学校特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

一、五一五、九一二

一、五一五、九一二

授業料及入学検定料については、入学料を五十八年度入学者から、検定料を五十九年度入学者

望者から改定し、増収分二十九億八千四百万円を見込んでいるが、附属盲・ろう・養護学校等に

ついては入学料、検定料ともに現行どおりとするなどの配慮を加えることとしている。

なお、高等学校及び幼稚園の授業料についても、五十八年度入学者から改定することとしてい

10 厚生保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

四、三一〇、二七三

四、三一〇、二七三

(1) 健康勘定

八〇八、一八二

八〇八、一八二

(2) 日雇健康勘定

九、九一四、七五三

五、八五三、七〇九

(3) 年金勘定

一四一、〇九六

一四一、〇九六

(4) 児童手当勘定

三六〇、四三三

三六〇、四三三

(5) 業務勘定

健康勘定においては、保険給付費等に対する国庫負担金五千八百八十九億六千万円を一般会計

から受け入れることとしている。

年金勘定においては、保険給付費に対する国庫負担金五千九百五十一億七千万円を一般会計か

ら受け入れることとしている。

11 あへん特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

二、六一四 二、六一四

12 五十八年度においては、一般会計へ十三億円を繰り入れることとしている。
国民年金特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

二、四一七、六七四 二、四一五、五九七

(1) 国民年金勘定 九七一、四九六 九七一、四九六

(2) 福祉年金勘定 一、八二五、五五九 一、八二五、五五九

(3) 業務勘定 一、八二五、五五九 一、八二五、五五九

(4) 国民年金勘定においては、給付費に対する国庫負担金四千八百九十四億七千万円を一般会計から受け入れることとしている。

福祉年金勘定においては、受給者数の減少等による給付費の減少を見込み、これに必要な財源として九千六百七十二億六千三百万円を一般会計から受け入れることとしている。

13 食糧管理特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

三、七〇〇、三二九 三、七〇〇、三二九

(1) 国内米管理勘定 二〇七、五二一 二〇七、五二一

(2) 国内麦管理勘定 四七四、五七七 四七四、五七七

(3) 輸入食糧管理勘定 四、九三三 四、九三三

(4) 農産物等安定勘定 二六〇、八八一 二六〇、八八一

(5) 輸入飼料勘定 一六三、七九三 一六三、七九三

(6) 業務勘定 四、四四三、〇〇一 四、四四三、〇〇一

(7) 調整勘定 四、四四三、〇〇一 四、四四三、〇〇一

国内産米については、自主流通米三百十万吨、政府買入数量四百六十五万吨、政府売却数量四百三十万吨を予定している。

14 自動車損害賠償責任再保険特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

一、六八六、五六五 一、六八六、五六五

(1) 保険勘定 八二、七九一 八二、七九一

(2) 業務勘定 一、三三三 一、三三三

五十八年度においては、一般会計へ二千五百六十億円を繰り入れることとしている。

15 郵便貯金特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

六、一七一、〇九五 六、一七一、〇九五

五十八年度の郵便貯金残高の増加予定額は、七兆九千億円を見込んでいます。

16 簡易生命保険及郵便年金特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

五、三六四、二二二 三、〇九四、九五九

(1) 保険勘定 九、六五八 九、六三〇

(2) 年金勘定 五十八年度の簡易生命保険の新契約予定額は、五百億円を見込み、郵便年金の新契約予定額は、

は、二十五億円を見込んでいます。

17 道路整備特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

二、一九五、七九八 二、一九五、七九八

五十八年度における事業計画の概要は、次のとおりである。

(1) 道路 一、五三五、七五七百万円

(2) 街路 四三三、五六六百万円

(3) 機械 一、九三七百万円

(4) 補助率差額 三、八四五百万円

(5) 日本道路公団等事業助成費 一〇五、六五九百万円

(6) 有料道路整備等資金貸付金 一九、八三九百万円

合計 二、一四六、二二七百万円

18 治水特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

九二一、八五八 九二一、八五八

(1) 治水勘定 一九六、一二〇 一九六、一二〇

(2) 特定多目的ダム建設工事勘定 五十八年度の治水事業は、近年における被災河川を中心とする河川改修、水資源開発を中心とするダム事業等に重点を置いている。

以上のほか、印刷局、地震再保険、特定国有財産整備、船員保険、国立病院、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、自作農創設特別措置、国有林野事業、特定土地改良工事、アルコール専売事業、輸出保険、機械類信用保険、港灣整備、自動車検査登録、空港整備、郵政事業、労働保険及び都市開発資金融通の各特別会計についても適切な運営を図るため所要の予算措置を講じている。

二 本予算の可決理由

本予算は、国民生活の安定向上と経済の着実な発展を確保するため、財源の効率的配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党・護憲共同の川保健二郎君外十名提出及び日本共産党の中路雅弘君外二名提出の「昭和五十八年度一般会計予算、昭和五十八年度特別会計予算及び昭和五十八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ漏成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

昭和五十八年三月八日

衆議院議長 福田 一殿

予算委員長 久野 忠治

昭和五十八年度政府関係機関予算

右 国会に提出する。

昭和五十八年一月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和五十八年三月八日 衆議院会議録第十号(二) 昭和五十八年度特別会計予算及び同報告書 昭和五十八年度政府関係機関予算及び同報告書

二九七

昭和58年度政府関係機関予算
予算総則

第1章 総 則

(収入支出予算)

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和58年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

日本専売公社
日本国営鉄道
日本電信電話公社
国民金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
北海道東北開発公庫
公営企業金融公庫
中小企業信用保険公庫
医療金融公庫
環境衛生金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
日本開発銀行
日本輸出入銀行

第2章 日本専売公社

(債務負担行為)

第2条 「日本専売公社法」(以下この章において「専売公社法」という。)第35条第1項の規定により昭和58年度において日本専売公社(以下この章において「専売公社」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第3条 専売公社法第35条第2項の規定により昭和58年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に専売公社が債務を負担する行為の限度額は、100,000千円とする。

(借入金の限度額)

第4条 専売公社法第43条の14第2項の規定による短期借入金の限度額は400,000,000千円とする。

(収入支出予算の弾力条項)

第5条 専売公社において、事業量の増加等により収入金額が予算額に比して増加するときは、大蔵大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費を増額することが

できる。

(流用等の制限)

第6条 専売公社がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、専売公社法第43条の2の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
 - (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び調整手当(以下「基準内給与」と総称する。)に要する経費
 - (3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
 - (4) 補助金に要する経費
 - (5) 交際費に要する経費
- 2 前項に規定するものは、専売公社法第43条の2の規定により専売公社が大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、施設費その他の経費との間にその金額を相互に流用し、又は施設費に予備費を使用する場合におけるこれらの経費とする。
- (繰越しの制限)

第7条 専売公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、専売公社法第43条の3第1項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
 - (2) 職員に対して支給する給与に要する経費
 - (3) 補助金に要する経費
- (給与総額等)

第8条 専売公社法第43条の22第1項の規定により、昭和58年度において、専売公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を100,594,092千円と、基準外給与の額を63,275,768千円と、給与の総額を163,869,860千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与率則を実施するため必要を生じた場合、第5条の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の規定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第5条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、大蔵大臣の承認を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第9条 前条に規定するもののほか、専売公社は、職員の能力向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より削減したときは、大蔵大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和58年度において職員に対する特別の給与の支

出に充てることができる。

（投資）

第10条 専売公社法第27条第2項の規定により、昭和58年度において、専売公社が行うことができる投資の目的は、製造たばこの輸出及び輸出のための売渡しの事業とし、その金額は500,000千円とする。

第3章 日本国有鉄道

（債務負担行為）

第11条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第39条の8第1項の規定により昭和58年度において日本国有鉄道(以下この章において「国有鉄道」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（災害復旧等債務負担行為の限度額）

第12条 国有鉄道法第39条の8第2項の規定により昭和58年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国有鉄道が債務を負担する行為の限度額は、1,000,000千円とする。

（借入金等の限度額）

第13条 国有鉄道法第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

借入金等	限 度 額
長期借入金及び鉄道債券	
イ 政府からの長期借入金、政府引受債及び政府保証債	1,456,500,000千円
ロ イ以外のもの	1,103,500,000
短期借入金	500,000,000

2 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

（収入支出予算の弾力条項等）

第14条 国有鉄道において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額(次項に規定するものを除く。)が同勘定の予算額(次項に規定するものを除く。)に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費を増額することができる。

2 国有鉄道において、損益勘定の雑収入のうち、外部からの委託に係る工事の実施に必要な経費に充てるため受け入れる収入金額が予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、その工事に必要な経費を増額することができる。

3 国有鉄道において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、工事勘定の経費又は債券及借入金償還の増額に充てることができる。

4 国有鉄道において、国又は地方公共団体等から国有鉄道の財産の移転等の目的をもって資金を受け入れるときは、運輸大臣の承認を受けて、当該資金を工事勘定の経費の増額に充てることができる。

5 国有鉄道は、災害その他予見することができない事由により、工事勘定の支出を同勘定の予算額に比して増加する必要があるときは、運輸大臣の承認を受けて、損益勘定の予算額を使用して工事勘定の経費の増額に充てることができる。

（流用等の制限）

第15条 国有鉄道がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、休日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総係費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

（繰越しの制限）

第16条 国有鉄道がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、国有鉄道法第39条の15第1項ただし書の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費

（給与総額等）

第17条 国有鉄道法第44条第1項の規定により、昭和58年度において、国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額を1,007,740,120千円と、基準外給与の額を549,509,722千円と、給与の総額を1,557,309,842千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第14条の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣と協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第14条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

（特別給与の支出）

第18条 前条に規定するもののほか、国有鉄道は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より削減したときは、運輸大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和58年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(貯蔵品保有の最高額)

第19条 国有鉄道が昭和58年度末において保有する貯蔵品の最高額は、50,000,000千円とする。ただし、その最高額の変更について運輸大臣が承認したときは、その変更された額とする。

第4章 日本電信電話公社

(債務負担行為)

第20条 「日本電信電話公社法」(以下この章において「電電公社法」という。)第47条第1項の規定により昭和58年度において日本電信電話公社(以下この章において「電電公社」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第21条 電電公社法第47条第2項の規定により昭和58年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に電電公社が債務を負担する行為の限度額は、500,000千円とする。

(借入金等の限度額)

第22条 電電公社法第62条第2項の規定による電信電話債券、長期借入金又は一時借入金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

債 券 等	限 度 額
電信電話債券及び長期借入金	
イ 政府引受債	150,000,000千円
ロ イ以外のもの	725,000,000
一時借入金	260,000,000

2 前項に規定する電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の弾力条項)

第23条 電電公社において、事業量の増加等により増益勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費を増額することができる。

2 電電公社において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として建設勘定の経費又は債券及借入金等償還の増額に充てることができる。

(流用等の制限)

第24条 電電公社がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、電電公社法第53条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他電電公社が郵政大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 電電公社は、前項に規定する経費に予備費を使用する場合においては、郵政大臣の承認を受けなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、電電公社法第53条第2項の規定により電電公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総経費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

(繰越しの制限)

第25条 電電公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、電電公社法第54条第1項ただし書の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費

(給与総額等)

第26条 電電公社法第72条第1項の規定により、昭和58年度において、電電公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を860,556,773千円と、基準外給与の額を646,880,225千円と、給与の総額を1,407,436,998千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第23条の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の決定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第23条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第27条 前条に規定するもののほか、電電公社は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より削減したときは、郵政大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和58年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(臨時給与の限度額)

第28条 電電公社法第72条第1項ただし書の規定により、昭和58年度において、経済事情の変動その

他予測することができない事態に应付するため特に必要があつて、電電公社が臨時に支給することができる給与の限度額は、200,000千円とする。

2 前項の規定により支出する場合においては、郵政大臣の認可を受けなければならない。
(貯蔵品保有の最高額)

第29条 電電公社が昭和58年度末において保有する貯蔵品の最高額は、41,000,000千円とする。ただし、その最高額の変更について郵政大臣が承認したときは、その変更された額とする。

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金等の限度額)

第30条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	限 度 額
国 民 金 融 公 庫	借 入 金 1,961,700,000千円
住 宅 金 融 公 庫	政府からの借入金 3,610,200,000 住宅金融公庫財形住宅債券 イ 政府引受債 1,800,000 ロ イ以外のもの 60,943,000 住宅金融公庫宅地債券 381,000 住宅金融公庫住宅宅地債券 14,000,000
農 林 漁 業 金 融 公 庫	借 入 金 527,500,000
中 小 企 業 金 融 公 庫	借 入 金 1,528,000,000 中小企業債券 132,000,000
北 海 道 東 北 開 発 公 庫	借 入 金 44,500,000 北海道東北開発債券 83,700,000

2 大蔵大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる各公庫において事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3 第1項に規定する住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫宅地債券、住宅金融公庫住宅宅地債券、中小企業債券、北海道東北開発債券及び公営企業債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を法令に規定する金額の範囲内で同項のそれぞれの限度額(前項の規定により限度額が増額された場合を含む。)に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の弾力条項)

第31条 次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加(第1号にあつては同号に掲げる増額)するときは、大蔵大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として(第1号にあつては予算額をこえて)それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

公 庫 又 は 銀 行	要 件	経 費
1 この章に掲げる各公庫	第30条第2項及び第3項の規定による借入金の借入れ及び債券の発行の増額	借入金及び債券の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費

公 営 企 業 金 融 公 庫	公庫により発行する公営企業債券 繰上引受けにより発行する公営企業債券	1,230,200,000 253,500,000
医 療 金 融 公 庫	借 入 金	92,800,000
環 境 衛 生 金 融 公 庫	借 入 金	234,500,000
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	政府からの借入金 政府以外の者からの借入金	106,900,000 160,000

2 日本開発銀行又は日本輸出入銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費
3 日本開発銀行	「海運業の再建整備に関する臨時措置法」第2条の規定により支払を猶予した利子の受入れの増加	特別納付金に必要な経費

2 次の表の左欄に掲げる各公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができ

公 庫	保 険 金	限 度 額
1 住宅金融公庫	「住宅融資保険法」に基づく保険金	「住宅金融公庫法」第26条の2第2項の規定による住宅融資保険基金の金額と同条第3項の規定による住宅融資保険積立金の金額の合計額に相当する金額
2 中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険法」及び「中小企業信用保険臨時措置法」に基づく保険金	「中小企業信用保険公庫法」第22条第1項の規定による保険準備基金の金額と同条第2項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額

(保険契約等の限度額)

第32条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、昭和58年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	根 拠 規 定	限 度 額
住 宅 金 融 公 庫	「住宅融資保険法」第6条	保険価額の総額 260,000,000千円
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項	保険価額の総額 7,700,000,000 貸付金の総額 231,200,000

(流用の制限)

第38条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第33条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員員に対して支給する給与に要する経費

(2) 交際費に要する経費

(俸給予算等の制限)

第34条 この章に掲げる各公庫及び各銀行は、それぞれ支出予算の範囲内であつても、役員員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

第6章 補 則

第35条 第1条に掲げる政府関係機関が昭和58年度において発行する債券で外貨をもつて支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を昭和57年7月1日及び昭和58年1月1日における「外国為替及び外国貿易管理法」第7条第1項又は第2項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場のそれぞれを平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により換算した金額とする。

iii

工 事 勘 定	磁気浮上方式鉄道技術開発費補助金受入	300,000	合 計	2,738,025,000	2,738,025,000
	資 本 勘 定 より 受 入	786,546,199	基 幹 施 設 取 替 改 良 費	131,276,000	131,276,000
特 定 債 務 整 理 特 別 勘 定	合 計	786,546,199	一 車 般 施 設 取 替 改 良 費	263,847,000	263,847,000
	財 政 再 建 利 子 補 給 金 受 入	345,672,000	新 幹 線 建 設 費	98,306,565	98,306,565
	電 信 電 話 公 社 勘 定	56,230,000	給 与 其 他 諸 費	117,413,048	117,413,048
	電 信 電 話 勘 定	3,826,926,000	利 子 勘 定 へ 繰 入 費	80,546,199	80,546,199
	電 信 電 話 勘 定	333,869,000	管 理 共 同 費	786,546,199	786,546,199
日 本 電 信 電 話 公 社 勘 定	電 信 電 話 勘 定	111,338,000	利 子 勘 定 へ 繰 入 費	345,672,000	345,672,000
	電 信 電 話 勘 定	56,230,000	給 与 其 他 諸 費	1,490,844,118	1,490,844,118
資 本 勘 定	合 計	4,328,363,000	資 本 勘 定 へ 繰 入 費	323,208,532	323,208,532
	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	1,429,007,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	340,877,780	340,877,780
資 本 勘 定	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	100,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	233,356,456	233,356,456
	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	130,744,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	3,216,126	3,216,126
資 本 勘 定	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	1,429,007,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	447,852,988	447,852,988
	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	100,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	1,429,007,000	1,429,007,000
資 本 勘 定	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	130,744,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	60,000,000	60,000,000
	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	130,744,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	4,328,363,000	4,328,363,000
資 本 勘 定	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	1,429,007,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	584,483,000	584,483,000
	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	100,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	1,610,000,000	1,610,000,000
資 本 勘 定	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	130,744,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	368,000	368,000
	損 益 勘 定 より 受 入 当 料	130,744,000	債 券 及 借 入 金 等 償 還 入 資	368,000	368,000

建 設 勘 定	電 信 電 話 債 券 及 借 入 金 合 計	入 金 額(千円)	支 出 金 額(千円)
建 設 勘 定	資 本 勘 定	1,610,000,000	1,183,368,702
	上 り 受 入		134,790,470
	受 入		59,511,449
合 計	計	1,610,000,000	232,329,379

政 府 関 係 機 関	入		支	
	款	項	項	金
国 民 金 融 公 庫	事 業 益 金	事 業 益 金	事 業 損 金	432,174,428
	雑 収 入	一 般 会 計 上 受 入 運 用 雑 収 入	予 備 費	1,410,000
	合 計	405,309,858 405,309,858 22,944,029 11,647,995 770,250 10,525,784	合 計	433,584,428
住 宅 金 融 公 庫	事 業 益 金	事 業 益 金	事 業 損 金	1,471,835,022
	住宅融資保険料収入	住宅融資保険料収入	保 險 費	1,291,834
	雑 収 入	一 般 会 計 上 受 入 運 用 雑 収 入	予 備 費	900,000
合 計	計	1,094,209,000 1,094,209,000 1,660,619 1,660,619 283,089,420 281,450,000 403,354 1,246,066	合 計	1,474,026,866

[illegible]

環 境 衛 生 金 融 公 庫	事 業 種 類	入 金	事 業 種 類	入 金	予 備 費	損 失 金
中 小 企 業 信 用 保 險 公 庫	雑 収 入	533,357,175	25,715,593	51,000		
	一 般 会 計 よ り 受 入	13,664,000				
	運 用 収 入	11,806,533				
	雑 収 入	245,080				
	合 計	559,072,768		589,565,260		
保 險 料 収 入	事 業 種 類	8,471,875	8,471,875	3,158,156		
	保 險 料 収 入	34,709,686	34,709,686	141,929,052		
	回 収 金	82,661,901	82,661,901	230,000		
	基 金 収 入	1,715,625	1,715,625			
	雑 収 入	24,355	24,355			
医 療 金 融 公 庫	合 計	127,583,442		145,317,208		
	事 業 種 類	47,701,484	47,701,484	52,551,095		
	一 般 会 計 よ り 受 入	4,346,609	4,346,609	60,000		
	運 用 収 入	4,203,061	4,203,061			
	雑 収 入	131,785	131,785			
環 境 衛 生 金 融 公 庫	合 計	52,048,093	11,763	52,611,095		
	事 業 種 類	62,518,213		71,817,404		
	一 般 会 計 よ り 受 入					
	運 用 収 入					
	雑 収 入					

		事業益金	予備費		
日本振興開発金融公庫	雑収入	62,518,213	37,000	日本開発銀行	雑収入
	一般会計より受入	7,364,062			事業益金
	通入	7,241,310			雑収入
	雑収入	49,294			合計
日本振興開発金融公庫	合計	73,458	71,854,404	日本振興開発金融公庫	合計
	事業益金	69,882,275			事業益金
	通入	40,866,175	53,072,083		雑収入
	雑収入	40,866,175	150,000		合計
日本振興開発金融公庫	一般会計より受入	10,098,321		日本振興開発金融公庫	一般会計より受入
	石炭並びに石油及び石油代替	9,981,242			石炭並びに石油及び石油代替
	エネルギー対策特別会計より	403			エネルギー対策特別会計より
	受入	107,718			受入
日本振興開発金融公庫	通入	8,958		日本振興開発金融公庫	通入
	雑収入	50,964,496	53,222,083		雑収入
	合計	107,718			合計
	事業益金	498,930,105	456,081,090		事業益金
日本振興開発金融公庫	通入	2,313,100	380,000	日本振興開発金融公庫	通入
	雑収入	1,950,100			雑収入
	合計	363,000			合計
	事業益金	501,243,205	456,461,090		事業益金
日本振興開発金融公庫	通入	403,516,262	390,105,931	日本振興開発金融公庫	通入
	雑収入	403,516,262	320,000		雑収入
	合計	2,381,218			合計
	事業益金	2,381,218			事業益金

		運 用 収 入	2,352,003 29,215	
合 計			405,897,480	390,425,931

丁号 債務負担行為

政府関係機関	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	負担となる年度	事 由
日本専売公社	塩 事 業 費 固定資産取得費	25,900,000 18,694,553	昭和58年度 昭和58年度	昭和59年度 昭和58年度以降3箇年度以内	外国からの塩の購入には、その輸入に多くの日数を要するものがあるため たばこ工場等の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
日本国有鉄道	営 業 費 保守費	6,000,000 28,200,000	昭和58年度 昭和58年度	昭和58年度及び昭和59年度 昭和58年度及び昭和59年度	輸送業務に必要な動力用燃料の購入、役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあり、また、これに必要なその他の物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため 諸施設、車両、自動車及び船舶の保守に必要な物品の購入及び修繕工事の実施には、多くの日数を要するものがあり、また、これに必要な役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶものがあるため 鉄道技術研究所等の業務に必要な物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあり、また、これに必要な役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため
工 事 勘 定	基幹施設整備費 一般施設取替改良費 車両両	88,000,000 103,000,000 102,000,000	昭和58年度 昭和58年度 昭和58年度	昭和58年度以降3箇年度以内 昭和58年度以降3箇年度以内 昭和58年度及び昭和59年度	基幹施設整備に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買収及び補償には、多くの日数を要するものがあるため 一般施設取替改良に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買収及び補償には、多くの日数を要するものがあるため 車両並びに車両の製造及び改造に必要な物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため

日本電信電話公社 損益勘定 建設勘定	新幹線建設費		昭和58年度 昭 和 58 年 度	昭和58年度及び 昭和59年度 昭 和 58 年 度 及 昭 和 59 年 度	東北新幹線等建設に係る工事の実施、物品及び開業用車両の購入並びに用地の買収及び補償には、多くの日数を要するものがあるため
	総 係 費	197,200,000			
受託業務費	89,771	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 及 昭 和 59 年 度	昭 和 58 年 度 及 昭 和 59 年 度	工事に係る設計、調査、役務の調達等には、工事を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあり、また、これに係る物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため
電信電話施設費	293,000,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度 以 降 4 箇年度以内	昭 和 58 年 度 以 降 3 箇年度以内	国際科学技術博覧会の会場内における通信用地下管路の整備には、多くの日数を要するものがあるため 電信電話施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため 局舎の整備には、多くの日数を要するものがあるため 電気通信研究所におけるデータ通信設備等の研究開発には、多くの日数を要するものがあるため
局舎建設費	94,000,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度	
諸施設費	2,100,000	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度	昭 和 58 年 度	

昭和五十八年度政府関係機関予算に関する報告書

本予算の要旨

本予算は、日本専売公社等三公社及び国民金融公庫等十二政府関係金融機関に関するもので、一般会計に準じ、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の適切な運営を期することを主眼として編成されたものである。

各政府関係機関予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 日本専売公社

収入(百万円) 支出(百万円)
二、八二九、〇九八 二、八八〇、三三七
専売納付金は、予定されるたばこの定価改定もあつて、九千八百二十八億円と、前年度に対し、二千二百二十九億円の増加予定となつてゐる。

2 日本国有鉄道

収入(百万円) 支出(百万円)
四、七〇五、三三一 四、七〇五、三三一
損益勘定 二、七三八、〇二五 二、七三八、〇二五
資本勘定 七八六、五四六 七八六、五四六
工事勘定 三四五、六七二 三四五、六七二
特定債務整理特別勘定

健全な経営の確保に資するため、一般会計から工事費補助金、地方交通線特別交付金等を受け入れることとしてゐる。

3 日本電信電話公社

収入(百万円) 支出(百万円)
四、三二八、三六三 四、三二八、三六三
損益勘定 二、四三四、八五一 二、四三四、八五一
資本勘定 一、六一〇、〇〇〇 一、六一〇、〇〇〇
建設勘定 最近の需要の動向を勘案し、一般加入電話の増設百十万加入を予定するほか、データ通信施設の拡充等を行うこととしてゐるため、その建設費として一兆六千四百億円、また財政再建に資するため、臨時納付金二千四百億円を計上してゐる。

4 国民金融公庫

収入(百万円) 支出(百万円)
四二八、二五四 四三三、五八四
五十八年度においては、三兆五百四十億円の貸付けを行うこととし、その原資として、一般会計からの借入金百四十七億円、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金一兆九千四百七十億円、貸付回収金等一兆九百二十三億円を予定してゐる。

5 住宅金融公庫

五十八年度においては、三兆五千二百七十八億円の資金交付を行うこととし、その原資として、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金三兆六千二百二億円、住宅金融公庫財形住宅債券の発行による収入六百二十七億円、住宅金融公庫宅地債券の発行による収入四億円、住宅金融公庫住宅地債券の発行による収入百四十億円の計三兆六千八百七十三億円から借入金償還等千五百九十五億円を控除した三兆五千二百七十八億円を予定している。

なお、貸付計画額は三兆五千八百八十九億円を予定している。

農林漁業金融公庫

収 入(百万円)	支 出(百万円)
一、三七八、九六九	一、四七四、〇二七
三五七、〇二九	三六二、一〇〇

五十八年度においては、六千三百四十億円の資金交付を行うこととし、その原資として、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金五千二百七十五億円、貸付回収金等千六十五億円を予定している。

なお、貸付計画額は七千二百五十億円を予定している。

中小企業金融公庫

収 入(百万円)	支 出(百万円)
四四五、七四〇	四六二、八三四

五十八年度においては、中小企業投資育成会社に対する貸付けを含めて、二兆千七百七十一億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金一兆五千二百八十億円、中小企業債券の発行による収入千三百二十億円、貸付回収金等五千七百七十一億円を予定している。

北海道東北開発公庫

収 入(百万円)	支 出(百万円)
六七、〇一六	六六、九九〇

五十八年度においては、十五億円の出資及び千四百八十五億円の貸付けを行うこととし、その原資として、産業投資特別会計からの出資金二十二億円、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金四百四十五億円、北海道東北開発債券の発行による収入八百三十七億円、貸付回収金等百九十六億円を予定している。

公営企業金融公庫

収 入(百万円)	支 出(百万円)
五五九、〇七三	五八九、五六五

五十八年度においては、一兆二千四百七十五億円の貸付けを行うこととし、その原資として、産業投資特別会計からの出資金七億円、公営企業債券の発行による収入一兆四千八百三十七億円から満期債券償還、貸付回収金等を控除した一兆二千四百七十五億円を予定している。

中小企業信用保険公庫

収 入(百万円)	支 出(百万円)
一二七、五八三	一四五、三一七

五十八年度においては、信用保証協会に対して二千三百十二億円の貸付けを行うこととし、その原資として、一般会計からの出資金二百十億円、貸付回収金二千二百二億円を予定している。

医療金融公庫

五十八年度においては、千億円の資金交付を行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金九百二十八億円、貸付回収金等七十二億円を予定している。

なお、貸付契約額は千六十五億円を予定している。

環境衛生金融公庫

収 入(百万円)	支 出(百万円)
五二、〇四八	五二、六一一
六九、八八二	七一、八五四

五十八年度においては、二千三百五十億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金二千三百四十五億円、貸付回収金等五億円を予定している。

沖縄振興開発金融公庫

収 入(百万円)	支 出(百万円)
五〇、九六四	五三、二二二

五十八年度においては、四億円の出資及び千百三十七億円の資金交付を行うこととし、その原資として、産業投資特別会計からの出資金十六億円、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金千六十九億円、貸付回収金等五十二億円を予定している。

なお、貸付契約額は千三百五十億円を予定している。

日本開発銀行

収 入(百万円)	支 出(百万円)
五〇一、二四三	四五六、四六一

五十八年度においては、一兆三千三百四十億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金八百四十億円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計からの借入金六十億円、貸付回収金等三千四百四十億円を予定している。

日本輸出入銀行

収 入(百万円)	支 出(百万円)
四〇五、八九七	三九〇、四二六

五十八年度においては、一兆三千四百五十億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金一兆二百五十億円、貸付回収金等三千二百億円を予定している。

本予算の可決理由

本予算は、経済の着実な回復と国民生活の安定・向上に配慮しつつ、事業の円滑な推進を図り得るよう所要の予算措置を講じており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党・護憲共同の川俣健二郎君外十名提出及び日本共産党の中路雅弘君外二名提出の「昭和五十八年度一般会計予算、昭和五十八年度特別会計予算及び昭和五十八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求める動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

昭和五十八年三月八日

衆議院議長 福田 一殿

予算委員長 久野 忠治

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一)

昭和五十八年度一般会計予算、昭和五十八年度特別会計予算及び昭和五十八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求める動議

昭和五十八年度一般会計予算、昭和五十八年度特別会計予算及び昭和五十八年度政府関係機関予算については、政府はこれを撤回し、左記要綱により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

提出者

鳩山 謙 大出 俊
川俣健二郎 藤田 高敏
稲葉 誠一 岩垂壽喜男
岡田 利春 木島喜兵衛
小林 進 佐藤 観樹
沢田 広 野坂 浩賢
賛成者
阿部 助哉 外八十九名

記

第一 昭和五十八年度予算の編成替えを求める理由

昭和五十八年度予算は、我が国が当面している課題に応じていなければならず、逆に事態をいつそう困難にするものである。

我が国の課題は、軍備を抑制し、平和国家としての姿勢を明らかにし、世界の軍縮、非核武装、平和を促進するとともに、長期不況と不平の拡大で苦しめられている国民の生活を向上させ、経済を内需中心の安定成長に向かわせ、財政を再建することである。

しかるに、政府予算は、軍事費を突出増額させ、福祉、教育費を切りつめ、所得税減税を行わず、国民に犠牲を強いる「軍備拡大、生活圧迫、経済財政悪化」の予算である。

その第一は、軍事費を聖域化し、三年連続突出増額させていることである。これは、危険なレーガン戦略に加担し、軍拡と戦争の危険を激化させ、我が国を軍事大国に向かわせるものである。この危険な動向は、十六兆円にもなる

昭和五十八年度一般会計予算、昭和五十八年度特別会計予算及び昭和五十八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求める動議

「五六中期業務見限り」や、総理の「不沈空母」、「日米運命共同体」発言によつていつそう明らかである。加えて、政府が、武器輸出三原則を公然と踏みじり、対米武器技術提供を決めたことは、国会の意思をも無視するものであり断じて容認できない。

第二は、年金、福祉、教育の実質切下げが行われていることである。長期不況のもとで失業の増大、中小企業の倒産で、国民が苦しんでいる時にこそ社会保障は充実しなければならぬ。しかるに、政府予算は、年金の物価スライドを行わず、福祉諸手当を据置きし、老人に医療費の負担を強い、私学助成を削り、教育費負担を増やしている。

第三は、所得税減税を六年連続実施しなかつたことである。物価調整減税の行われてこなかつたこの六年間で所得税の国民所得に対する負担率は、四・三％から六・一％へと一・八％も増え、この負担増分は金額にして四兆円である。したがって、勤労国民の一兆円以上の減税要求は当然であり、政府は、与野党話し合いに基づき議長見解を尊重し、所得税減税案を直ちに提案すべきである。あわせて住民税減税を所得税に準じて実施し、補填財源を措置すべきである。

第四は、経済をデフレ不況にすることである。公共事業費の一部は前年度に先取りされており、実質減となつている。したがって生活関連公共事業を増やし、中小企業への助成を充実し、減税による勤労者の購買力を増やすことにより景気を回復させ、経済を安定成長に向かわせる予算とすることが必要である。

第五は、不公平税制の是正が徹底しない。不要不急経費の削減が不十分であり、財政再建の手段が全く不明確なことである。グリーン・カード制度の延長をはじめ、富裕者、大企業に対する適切な課税を怠っているだけでなく、財界向け補助金等には手をふれず、経費節減が不十分である。大量の赤字公債への依存を続け、財政再建計画さえ明らかにしないままに、大衆課税である大型間接税の導入を企図しているの

は本末転倒である。

第六は、地方財政をさらに困難に陥らせることである。地方交付税特別会計の借入金の利子の二分の一の地方自治体負担は、これまでどおり当然国が負担すべきであり、地方自治体に負担させるべきではない。

第七は、人事院勧告の扱いについてである。政府は、議長見解、ILO勧告を尊重し、人事院勧告の完全実施をすべきである。昭和五十七年度的人事院勧告の凍結は、賃金の引上げを抑え、年金、恩給の実質的な切下げをもたらした、全勤労国民に影響する問題であり断じて認めることはできない。

以上の理由により、日本社会党・護憲共同は、昭和五十八年度政府予算を承認することができない。したがって、政府提出予算を最低限次の基本方針及び緊急重点組替え要綱に基づき組替えることを要求する。

第二 予算組替えの基本方針

日本社会党・護憲共同は、財政の中期目標を次の点に置くことを要求する。①軍事大国への道を歩まず、平和国家として世界の平和と発展に寄与する。②高齢化社会に對した福祉の充実、雇用の確保、教育、文化の向上を図る。③財政の再建は、行政のむだの削減、不公平税制の是正、経済の安定成長によつて実現する。④行財政の集権から分権化をすすめる。

この目標を計画的に達成するための第一歩を踏み出す予算として来年度予算を次の基本方針に基づき編成すべきである。

- (1) 軍事費は凍結し、後年度負担を減らし、次年度以降もGDPの1%以下とする。
- (2) 年金、福祉などは実質を維持し、低い水準にあるものは引き上げ、教育、雇用対策は充実する。一兆六千億円規模の所得減税を実施する。
- (3) 公共事業は事業量を維持し、住宅などの生活関連投資を拡大し、中小企業の受注を増やす。前項の施策による個人消費の拡大とあわせて、経済の回復を促進する。

(4) 不公平税制の是正により歳入を確保し、歳出のむだをなくし、国債の発行額を削減し、財政再建をめざす。

第三 生活の安定と向上、平和のための緊急重点組替え要綱

一 歳入関係

1 一兆六千億円所得減税の実施
(1) 所得税を一兆五百億円減税する。減税は人的控除と給与所得控除の引上げによつて行い、標準世帯の課税最低限度額を二百四十二万四千円に引き上げ、パート収入者の非課税限度額は九十五万円とする。

(2) 住民税は五千五百億円減税し、地方財政に對する必要な財源補填を行う。減税の方法は所得税減税に準じ、標準世帯の課税最低限度額を百九十三万八千円とする。

2 不公平税制の是正による財源の確保
(1) グリーン・カード制度を現行法どおり五十九年一月より実施するとともに、利子配当所得課税の特例を廃止し、総合課税とする。

(2) 大企業に對する課税適正化のため、配当課税の廃止、受取配当の益金算入、退職給付引当金の圧縮などを行う。

(3) 企業関係の租税特別措置(準備金、特別償却など)を整理、改廃する。

(4) 社会保険診療報酬課税、配当税額控除などの特例措置を廃止する。

(5) 有価証券取引税を引き上げる。

(6) 給与所得控除に控除限度額を設ける。

(7) 会社臨時特別税を復活する。

3 その他の収入増対策
外国為替資金特別会計、中央競馬会などの特別会計、特殊法人からの受入金、納付金などを引き上げる。

二 歳出関係
1 防衛関係費の凍結
(1) 防衛関係費は、五十七年度当初予算額

- と同額とし、千六百八十一億円削減する。
なお「五六中期業務見積り」は撤回する。
- (2) 防衛関係費をGNPの1%以内とする基本方針は崩さない。
 - (3) 武器輸出三原則を堅持し、武器技術提供は行わない。
 - (4) 福祉を守る対策
 - (1) 厚生年金、国民年金などを物価スライドにより引き上げる。
 - (2) 老齢福祉年金は月額三万円に引き上げ、障害福祉年金、児童扶養手当、原爆被爆者手当などもこれに準じて引き上げる。
 - (3) 年金・手当の所得制限を物価、所得水準上昇に応じて引き上げる。
 - (4) 国民年金の保険料の値上げを抑える。
 - (5) 老人医療費の一部負担を中止し、無料とするともに、地方自治体の上の福祉を尊重する。
 - (6) 難病対策、介護サービス、老人ホーム、精神医療などのきめこまかな医療、福祉を充実する。
 - (7) 原爆被爆者援護法を制定し、被爆者援護を国家補償として行う。
 - (5) これらの施策を行うため社会保障関係費を三千億円増額する。
 - (6) 教育を荒廃させない措置
 - (1) 私学助成を増やし、国公私立間の格差を是正する。
 - (2) 四十人学級教職員定数改善計画をすすめる。
 - (3) 育英奨学金の支給対象者を増やす。
 - (4) 公立高校を増設し、高校全入をめざす。
 - (5) 児童・生徒急増地における学校の建築費、用地費への補助を充実する。
 - (6) 国立学校の入学金等の値上げは行わない。
- これらの施策を行うため文教関係費を七百億円増額する。
- 生活関連公共事業等の拡大

- (1) 公営・公団住宅、公庫住宅の建設を増やす。公団利子補給を引き上げ、家賃値上げは行わない。
 - (2) 公共下水道、都市再開発、文教施設、治山治水などの公共事業を増やす。
 - (3) 未利用地への課税強化、法人の土地譲渡に対する適正課税の復活などを行い、勤労者へより安く宅地を供給する。
これらの施策を行うため公共事業費を二千億円増額する。
 - (4) 雇用の安定・確保
 - (1) 定年の六十五歳への延長を図るよう助成する。高年齢者雇用率達成の義務化、身障者雇用率未達成企業への制裁を強める。
 - (2) 臨時工、パートタイマーの労働条件を引き上げ、健康保険などに加入できるようにする。
 - (3) 雇入れ、解雇などにおける婦人差別をなくし、育児休業制度を全職業にひろげる。
 - (4) 週休二日、週四十時間制を実現し、仕事の分ち合いをすすめる雇用を確保する。
これらの施策は、制度的改革によつて実施する。
 - (5) 不要不急経費の削減
 - (1) 一般行政経費はその5%相当額を削減する。
 - (2) 原子力、石油備蓄、特殊法人に対する補助金等を削減する。
 - (3) 医療機関に対する監査の徹底、薬価の引下げなどにより医療費のむだを省く。
 - (4) 補助金等は基本的に整理、統合化し、効率的なものにし、総額を削減する。
これらの施策により、歳出を四千二百億円減額する。
- 以上により、予算規模は政府案と同額とする。

- 国会に提出する。
昭和五十八年二月四日
内閣総理大臣 中曽根康弘
- 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律
金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
- 第一条中「備蓄」の下に「及びこれ」を加える。
- 第十八条第一項中「第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。」
- 第十号 金属鉱産物の備蓄
- 第十八条第二項中「及び同項第十号」を「並びに同項第十号及び第十一号」に改め、同条第三項中「第一項第十六号」を「第一項第十七号」に改める。
- 第十九条第一項中「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。
- 第三十二条第二号中「第十八条第一項第十一号」を「第十八条第一項第十二号」に改める。
- 附 則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 理 由
- 金属鉱産物の安定的な供給を確保するため、金属鉱業事業団の業務に金属鉱産物の備蓄業務を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
- 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
- 議案の要旨及び目的
- 本案は、金属鉱産物の安定的な供給を確保するため、金属鉱業事業団の業務に金属鉱産物の備蓄業務を追加しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
- 1 目的の改正
金属鉱業事業団(以下「事業団」という。)の業務の追加に伴い、目的に事業団は「金属鉱産物の備蓄」を行うことを追加する。
 - 2 業務の追加
事業団の業務に金属鉱産物の備蓄業務を追加する。
 - 3 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。
- 議案の可決理由
- 本案は、金属鉱産物の安定的な供給を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 本案施行に要する経費
- 昭和五十八年度一般会計予算に、非鉄金属の備蓄に必要な経費として、五億八百四十八万八千円が計上されている。
- 右報告する。
- 昭和五十八年三月四日
衆議院議長 福田 一殿
商工委員長 登坂重次郎
[別紙]
- 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- 政府は、本法施行にあたり、希少金属の国家備蓄が経済安全保障上の観点から行われるものであることにかんがみ、将来とも、その趣旨を逸脱することがないよう厳に留意するとともに、必要に応じ、備蓄対象物資、目標数量の拡大について検討するほか、希少金属の安定供給を確保するため、総合的な資源政策を強力に推進すべきである。
- 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十八年二月四日
内閣総理大臣 中曽根康弘
- 造幣局特別会計法の一部を改正する法律
造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
- 第十条第三項中「第十四条第三項」を「第十四条

昭和五十八年三月八日 衆議院會議録第十号(一)

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案及び同報告書

第五項に改める。

第十八条の四の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条中「引換又は回収」を「引換え又は回収」及び造幣局の事業並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に、「うめる」を「埋める」に、「ことがでる」を「ものとする」に改める。

第十九条の二中「当該年度末における補助貨幣の発行現在額」を「補助貨幣の引換え又は回収その他造幣局の事業の状況を勘案して政令で定める額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(回収準備資金補足のための一時借入金)

第十九条の三 回収準備資金に属する現金に不足があるときは、その不足する額を限度として、この会計の負担において、一時借入金をして、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金は、一年内に償還しなければならない。

第七章第三十五条を第三十六条とし、第三十四条中「基づく」を「基づく」に、「の外」を「のほか」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条の見出し中「繰越」を「繰越し」に改め、同条中「支出済」を「支出済み」に、「繰越」を「繰越し」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第三十三条 第十九条の三第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

理 由

現下の厳しい財政事情及び補助貨幣の引換え又は回収の状況等にかんがみ、補助貨幣回収準備資金から一般会計の歳入への繰入れについて、毎会計年度末における準備資金の額のうち補助貨幣の発行現在額を超える額に相当する金額とされている繰入れを、当該年度末における準備資金の額の

うち補助貨幣の引換え又は回収その他造幣局の事業の状況を勘案して政令で定める額を超える額に相当する金額とする繰入れに改めるほか、準備資金補足のための一時借入金の規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
(内閣提出) に関する報告書
一 議案の要旨及び目的

本案は、毎会計年度末における補助貨幣回収準備資金の額が、補助貨幣の引換え又は回収その他造幣局の事業の状況を勘案して政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を一般会計の歳入に繰り入れることとしようとするものである。

また、この措置に伴い、一時借入金の規定を設ける等所要の規定の整備を図ることとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、現下の厳しい財政事情及び補助貨幣の引換え又は回収の状況等にかんがみ、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十八年度一般会計予算の歳入において、補助貨幣回収準備資金受入として一兆六十三億九千三百四十八万八千円を計上している。

右報告する。

昭和五十八年三月四日

大蔵委員長 森 美秀

衆議院議長 福田 一殿

[別紙]

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 特別会計の設置については、極力これを抑制

するとともに、借入金の運用及び特別の資金保有の見直し、会計経理の明確化等その運営の改善に努めること。

二 今後の財政運営にあたり、税外の臨時的な財源に依存することのないように留意しつつ、財政の健全化に向け格段の努力を行うこと。

三 造幣局事業について、今後、国民の需要に即し、記念貨幣の発行、貨幣セットの製造等が弾力的に行えるよう検討すること。

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 六三二(六代)

定価一部
五〇〇円
(送料別)